

令和7年 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	4
(1) 憲法.....	4
(2) 民法.....	8
(3) 刑法.....	10
3. 論文式試験について	13
(1) 公法系.....	13
(ア) 憲法.....	13
(イ) 行政法.....	16
(2) 民事系.....	20
(ア) 民法.....	20
(イ) 商法.....	24
(ウ) 民事訴訟法.....	26
(3) 刑事系.....	30
(ア) 刑法.....	30
(イ) 刑事訴訟法.....	37
(4) 倒産法.....	42
(5) 租税法.....	44
(6) 経済法.....	46
(7) 知的財産法.....	48
(8) 労働法.....	50
(9) 環境法.....	52
(10) 國際関係法(公法系)	53
(11) 國際関係法(私法系)	55
3－1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	57
(1) 公法系.....	57
(ア) 憲法.....	57
(イ) 行政法.....	58
(2) 民事系.....	58
(ア) 民法.....	58
(イ) 商法.....	60

(ウ) 民事訴訟法.....	63
(3) 刑事系.....	63
(ア) 刑法.....	63
(イ) 刑事訴訟法.....	64
(4) 倒産法.....	65
(5) 租税法.....	66
(6) 経済法.....	66
(7) 知的財産法.....	68
(8) 労働法.....	69
(9) 環境法.....	70
(10) 國際関係法（公法系）	70
(11) 國際関係法(私法系)	71
3－2. 出題趣旨及び採点実感についてのご意見.....	71
(1) 公法系.....	71
(ア) 憲法.....	71
(イ) 行政法.....	74
(2) 民事系.....	75
(ア) 民法.....	75
(イ) 商法.....	77
(ウ) 民事訴訟法.....	79
(3) 刑事系.....	80
(ア) 刑法.....	80
(イ) 刑事訴訟法.....	82
(4) 倒産法.....	84
(5) 租税法.....	85
(6) 経済法.....	85
(7) 知的財産法.....	86
(8) 労働法.....	86
(9) 環境法.....	87
(10) 國際関係法（公法系）	87
(11) 國際関係法(私法系)	88
3－3. 当該科目の試験のあり方についてのご意見.....	88
(1) 公法系.....	88
(ア) 憲法.....	88
(イ) 行政法.....	91
(2) 民事系.....	92

(ア) 民法.....	92
(イ) 商法.....	95
(ウ) 民事訴訟法.....	97
(3) 刑事系.....	99
(ア) 刑法.....	99
(イ) 刑事訴訟法.....	101
(4) 倒産法.....	103
(5) 租税法.....	104
(6) 経済法.....	105
(7) 知的財産法.....	106
(8) 労働法.....	107
(9) 環境法.....	107
(10) 国際関係法（公法系）	108
(11) 国際関係法(私法系)	109
4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	110

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・奇を衒った問題が殆どなく、また分野の偏りもさほど見られない。
- ・多くは判例・法令を基礎として、概ね難しすぎないものが題出されており、学習の成果を反映しやすいと思われるから。
- ・憲法総論・人権・統治機構の各分野における基本的問題をバランスよく問う試験内容であり、法科大学院の授業を真面目に受講している学生にとっては無理なく解けるレベルを維持している。
- ・基本的判例、比較的近時の判例及び学説の理解を、バランス良く、またいずれも正確な理解を問うものとなっている。
- ・出題の範囲、分量、形式及び難易度いずれも法科大学院における憲法学修の水準に照らして適切である。短答式試験は、憲法に係る基礎知識を満遍なく問うべきである。皇室財産及び会期制に関する設問も、統治制度として重要であり、社会の耳目を集める領域からの出題であるから、適切である。ただし、統治機構分野の設問全体を見るならば、出題領域のバランスにやや難があると思われる。
- ・基本的なところを問題にしている。

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な知識で解答できる問題も多いが、判断に迷うと思われる設問も含まれており、難易度が高い。
- ・統治機構・総論に関して、少し判断が難しいかなと思われるもの（第11問・第14問）があつたように思いました。
- ・「bの見解がaの見解の根拠（批判）となっている」型の問題は紛れが生じがちであるため、より一層慎重な作問が必要だと思われる。
- ・所々、正解か不正解かやや微妙と思われるもの（第1問）や、あまり学修の機会がないのではないかと思われる判例に関する問題で、標準的受験生にはやや酷と思われるもの（第2問・第6問等）も散見されるが、全体的には概ね適切なレベルにおさまっているのではないかと思う。
- ・百選に掲載されていない判例なども問われているが、多くは重要判例の基本的な理解が問われているため。ただ、前者については、組み合わせではなく、単独で正誤を問う問題に

すべきと考える。

- ・全体として難易度が高い印象を受け、特に統治に関する問題については、難易度が高かつたように思われる。もっとも、判例理解を求める問題や、難易度が高かつたと思われる統治に関しても、憲法の深い学習と理解を求めるものであり、法科大学院での教育ないし学習成果を発揮できる問題であったといえ、どちらかといえば適切であると考えられる。
- ・全般的に範囲・難易度のバランスが良い。第12問の皇室財産についての問は、その場で対応することもできるが、受験生の多くは戸惑ったのではないかと思われる。
- ・(1) 条文や判例の知識・理解を問う問題や、学説上の結論・理由づけ・批判に関する論理操作を問う問題などが、憲法の全分野からバランスよく主題されていると思い、出題内容は全体として適切かと思いました。その上で、難易度に関し、同様のコメントが寄せられているかとは思い恐れいりますが、50点満点で足切りラインが20点の試験で、全体の平均点が25.5点という結果について、おそらくこれは受験生の学びの在り方の問題性に起因するものとは思われますが、場合によっては実務家登用試験としての今回の試験の難易度設定の適否、とりわけ受験生の能力の選別機能・識別値・効果などについて、引き続き検証を行っていただければとも思いました。
- (2) 個別の設問に関し、第1問の記述イで示されているaの「見解」にそのまま照応する見解、あるいはこの「見解」と、一般に内在・外在二元的制約説と呼ばれる見解（憲法12条・13条の全体を倫理的・訓示的規定と解する説）との異同・関係などについて、受験生が一般に入手可能な教科書類等に詳細に書かれていることは多くないように見受けられます関係で（こちらの不勉強であれば申し訳ないです）、本問は解答を出しにくい面があるのかもしれない、という印象をもちました。

また、第2問の記述アで想定されていると解される判例（ピンクレディー事件）と、第6問の記述イで想定されていると解される判例（NHK期待権事件）について、学生が一般に入手可能な判例集や教科書類では、それぞれの判旨の内容を、出題された各記述に照応する密度をもって具体的に説示しているものは、全くないわけではないですが、基本的には事例の存在の説示や簡潔な判旨の紹介に止めているものが多いように見受けられますため、これらの設問は難易度が高い面はあるのかもしれないとも思いました。

教育現場としても、これらの判例を授業内で詳細に扱うには、他の基本判例の解説に割くべき時間との関連で難しい面もあり、他方で前記のような市販の教材類の現状に照らすと、自習に委ねるとても一定の限界があるように感じる面もあり（たしかに最高裁判例は、教材等で登場するたびにその原文を常に確認せよ促すのも、理想としては理解しつつ、それが七法+選択科目を学ぶ受験生にとって現実的かどうか、という思いもよぎり）、重要な判例として押さえておくべきだというご出題のメッセージは理解しつつ、具体的な教育方法について、少し悩むところもないわけではないです。

- ・限りなく「a」に近い評価をしており、作題者の方々には頭が下がります。ただ、判例の趣旨として「誤り」である命題の作り方についてはお願いしたいことがございます。

法科大学院の院生がこれらの問題を過去問として説いて学ぶうえで、どの部分は判例と整合的で、どの部分が判例と整合的でないのかを学んでいくものと思われます。他方、今年度だけではありませんが、「誤り」である場所以外のところで、判例上正しいか「わからない」記述が散見されます。受験勉強をしている人が、それらの部分は正しいと誤解するおそれがあると思いますので、できることなら、判例の趣旨と整合的なものと整合的でないもので、命題を構成していただきたいと思います。

- ・基本的な勉強をしていれば解答できる問題が多く、適切である。
- ・「最高裁判所の判例の趣旨に照らして」という常套句の使用は抑制傾向にあるようだが、これを「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識」（司法試験法第1条第1項、第3条第4項）の中心に据えているところに受験者の期待を裏切らない安定感があり、記述の正誤を問うのとは異なる様式の出題や司法試験予備試験との共通出題の割合にも同様に安定感がある。前年度の出題とは異なり、3つの記述の3つともが正しい／誤っているという問題が含まれていないのも好感される。なお、試験時の最新の憲法判例百選IIには取り上げられていなかった最大判令和4年5月25日（民集76巻4号711頁）を利用して出題されている〔第16問〕は、3年前の〔第17問〕に最大判令和2年11月25日（民集74巻8号2229頁）が活用されていたのと似ているが、当然のことながら、わずか1問の趣向が今回の顕著な平均点の低下をもたらしていたようには思われず、難化が指摘されている原因是不明である。

c. どちらともいえない

- ・難度のやや高すぎる問題が散見される。

d. どちらかといえば適切でない

- ・50点満点中、全国最高点の人でも46点、平均点が25.5点（得点率51%程度）という結果から逆算するに、令和7年の問題は、出題のレベル感として適切だったとはいえないようと思われる。また、足切り点が20点の試験において平均点が25点台となった結果、憲法の成績のみを理由に586人もの受験生が論文式試験の採点機会を喪失したことについても、試験の公平性の観点から問題がないとはいえない。細かい知識を問う問題の比率も例年より多かったと感じる。
- ・一部に過度に高度な知識を要求するものがあった（第1問ウ・第2問ア・第6問イ）。また第17問アは正しいともいえるのではないかと思われる。
- ・受験生の2割以上が足切りに引っかかるというのは、難易度が高すぎると考える（例年と

比較しても、今年の民法、刑法と比較しても、突出して多い)。設問の内容についても、根拠や批判を問う問題は考え方や文章の捉え方次第で誤りと言い切れないものもあるのではないか。正答に疑問があるものもある(たとえば No. 26 は国会法 13 条をどう扱っているのか)。

- ・重箱の隅をつつく問題が散見されたため。
- ・標準的な教科書・判例集の知識から容易には解答を導けない問題があり、受験者からすると、どのような勉強をすればよいかヴィジョンが見えにくいと思われる。

受験生に考えさせる良問があることも確かだが、それによって、学習者が人権の判例や総論・統治機構に関する深い学習へと促されているかというと必ずしもそうではなく、むしろ、過去問の反復を中心とした表面的な学習の強度をより高めるという場合が多いように見受けられる。

あまり憲法の勉強で苦労・心配をさせると、憲法に良いイメージを持たない法曹が結果的に増えることにならないか、やや懸念を覚える。現在の司法試験受験生の平均的なレベルからすると、より基本的なことを問う簡単な出題でも、それなりに選抜として機能するのではないか、とも思われる。

e. 適切でない

- ・例年、憲法はほかの短答式試験の科目よりも平均点が低いが、今年度ははるかに低い平均点であった。人権分野では判例の細かな言い回しや、統治分野では憲法問題というよりは個別法の知識を問う設問が多く、全体としてかなり難解であったと思われる。なお、第 1 問イは、正解は 2 とされていたが、過去の司法試験の傾向からすると 1 が正解であってもおかしくないように思われた。
- ・問題の内容が法科大学院での教育が期待される水準よりも遥かに難解かつ重箱の隅を突くものとなっている。また、公表されている正解が正しいものであるかどうか疑問が残る問題も少なくない。この短答式試験が、どのような法曹像を想定しているのか、法科大学院においてどのような教育を求めているのか不明である。
- ・平均点が 25.5 点であり 20 点未満がいわゆる足切りというのは、従前の短答式試験と比較しても異様な数値であり、統計的に見て失敗した試験であると評価せざるを得ない。問題自体についても、なぜこの知識を問うのか、意図が不明瞭な問題も散見された。すなわち、司法試験は法曹の登用試験である以上「法曹となるためにはこの程度の知識は知っておいてほしい」という意味のあることを問うべきであるが、そのようなメッセージが伝わらない問題が散見された。

(2) 民法

a. 適切である

- ・訴訟の実務に关心を向けさせる出題をすることが望れます。短答式の第 7 問のイの肢は、良い着眼であると感じます。

なお、短答式および論述式を通じ、設題において動産を扱う際、甲、乙、丙などの字を前後いずれに置くか、表記が区々です。従来は、おおむね後に置くことで統一が図られていました。

追って、令和 3 年試験の短答式試験の民法の第 14 問の「ウ」の肢に「BF 間で抵当権の順位の変更が合意」とあるところが、「BEF 間で抵当権の順位の変更が合意」とされるべきところの過誤であるとみられます。

- ・おおむね基本的な事項を過度にひっかけとなることもなく尋ねている。もっとも、各種権利の消滅時効の起算点や期間を問う選択肢（純粹に暗記力を試すだけとなっており、制度趣旨などと絡めて考えることができない問題）がやや多いようには感じた。
- ・民法に関する受験者の基礎的な理解の有無を図ることのできる問題といえる。
- ・内容的には、判例の趣旨や条文の知識を問う問題となっていること、分野についてもバラつきがなく、短答式試験の問題として適当であると考える。
- ・適切な難易度である。
- ・幅広く多くの分野から聞いている。
- ・論述試験において、単体の形、あるいは、組み合わせの形で知識の有無を確認しづらい部分につき、実務上も重要なポイントについて適切な問が組み立てられており、法曹実務家としての能力・適性を図る上で適切なものとなっていると感じられる。
- ・主として基礎的な知識の確認となっている。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・難易度も高すぎず、質問形式も穩当なものである。
- ・授業において扱う範囲の出題となっているから。
- ・民法の難易度は適正であると考える。
- ・民法の幅広い範囲にわたって基本的な事項からやや応用的な事項まで出題されており、必要な能力、また法科大学院における授業の成果の程度を適切に測ることができるから。

b. どちらかといえば適切である

- ・様々な領域から基本的な事項がまんべんなく出題されている

- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
- ・法律実務家の能力を問うための問題レベルとしては、適切であると思われるが、設問間または設問内の肢の難易度がかなり差があるように思われる。もう少し平準化したほうがよいのではないか。
- ・条文そのものを覚えていれば解ける問題が増え、判例の知識を問う問題が減少した印象を受ける。その意味では解きやすくなつたようにも思えるが、あまり聞かれない条文の知識を問う問題が多く含まれているため、記憶が不確かで肢切りが難しく、時間が足りないと感じた学生が多かったのではないか。条文の基本的な知識は必要であるものの、法曹になれば六法は参照できるのであるから、条文そのものを問う問題はあまり意味がなく、むしろ条文に書かれていなかが重要な解釈論に関する判例を問うべきである。
- ・判例・条文を中心とした基本的な問題である。
- ・平均点が 6 割程度におさまっている。
- ・連年通り、基本的でオーソドックスな出題だったから。
- ・全体として、正確な条文知識の重視と基本判例の認識に重点が置かれており、民法の短答式試験として適切である。もっとも、出題の選択肢として作りやすいものが五肢択一のいくつかの選択肢として数合わせ的に使われているところもある。実務的にも理論的にもほとんど重要性がないような細かい条文知識は、出題しないようにして欲しい。
- ・民法の全分野から出題がなされている点は適切であったようと思われる。ただ、難度が高かった気がする。
- ・例年に比べて非常に細かい知識を問う問題が多かったように思う。
- ・短答式試験では従来多く出題されていた典型論点の比率がやや低下し、応用的な論点や、これまで出題頻度の高くなかった判例知識が問われる比率がやや高まったと感じた。短答式は、法曹として必須の基礎知識を確実に確認する役割が大きく、典型論点を問うことには重要な意義があると考えられる。他方で、短答式であっても一定程度の応用力を測定するという観点を取り入れること自体には合理性があるとも考えられる。
- ・条文・判例の知識を中心に基盤的な内容を問う問題が多かったのは良い点である。第 28 問イは、疑義が生じうる表現である。
- ・出題内容はおおむね適切と思われるが、昨年と比較して平均点が約 5 点下がった点がやや気にかかったことから、b. の評価とした。
- ・例年に比べ、やや細かい知識を問う肢が多いように感じたが、正答を選ぶこと自体は例年とほぼ同様の勉強量でも可能だったのではないかと考えられるので。

c. どちらともいえない

- ・例年より平均点が 5 点も低い原因がどこにあるのか不明のため、どちらとも言えないとし

た。

- ・基本的な知識を問う良問が多いが、やや細かい知識を問う肢や問い合わせ方が微妙で判断に迷う肢が散見され、短時間で六法も見ずに解答しなければならない短答式試験を前提とすれば、改善の余地がある。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・学説の主張内容と論拠を問う出題形式は、対立する見解に全く関心を示そうとしない近時一部の受験者の態度に注意を喚起するものといえ、適切であると考えます。今後も維持して頂きたいです。
- ・出題につき全体として適切であると思われるが、①対話式の設問が多く、単純に読むべき文の量が少々多いのではないか、論理パズルではなく基本的な知識をもう少し幅広いテーマで問うというスタンスもあっても良いのではないかという意見、②第 16 問や第 17 問のように誤っている肢の数を聞く問題は、答えが極端な数でない限り、全く分かっていなくても当たる一方、1 個だけ勘違いした人は不正解になるため、一般論として受験生の能力を測るのに 適切な出題形式とは言えないのではないかという意見もあった。
- ・複雑な問題形式を用いずに、判例および学説の理解を幅広く確認する内容であり、もう少し判例に重点をおいた方がよいとは思われるものの、基本的には問われるべき実力が点数に反映される試験になっている。
- ・刑法総論、各論の基本的分野が偏りなく出題されている。また、判例・学説の基本的理解・知識があれば、正解することができるので、レベルとしても適正である。さらに、単なる知識問題ではなく、その場での思考力を問う問題が多数出題されており、全体として良問と言える。
- ・基本的な判例・学説の理解を試すのに適切な問題である
- ・対話形式の問題など、思考させて解答させる工夫が見られるため。
- ・出題形式及び難易度において例年の傾向とも大差なく妥当と考えられるため。

- ・基礎知識・基本的理解を確認する問題を中心とし、出題内容は適切であり、難易度も適度である。会話形式の問題を積極的に出題することで、判例の結論の暗記に偏らず、その背後にある考え方や反対説との対立点などにも理解を及ぼす学修を動機づける効果を期待できる点を含め、法科大学院教育の目的・内容に照らして適切と考える。若干の懸念として、第16問・第17問で出題されている個数問題は、偶然による正答が可能となる点で、できる限り少なくすることが望ましいのではないかと考える。

b. どちらかといえば適切である

- ・問われている内容については概ね適切であるが、出題形式については、会話形式の問題が今回は多すぎたように思われる。会話形式の問題は、他の問題形式に比べて、解答に時間を要することが多く、また、消去法などの解答テクニックのみから解答の目安を導きやすい傾向にあるといえるが、単純な時間不足や解答テクニックのみから点数に差がつきすぎることは望ましいとはいえないため、会話形式の問題の出題に当たっては、その内容についてはもちろんあるが、出題割合についても、適切であるかどうかを十分に検討していただきたい。
- ・例年に比べて、単純な5肢選択（正誤判断）ではなく、会話文・組み合わせ等の問題が多く、受験者にとっては解答に時間を要することになったように思われる。もちろん、こうした形式も必要であろうが、必ずしも法的思考力を試すものとはなっていないようにも感じられる。
- ・完全犯罪共同説からの当てはめの理解を問う問題の適切さは疑問に思われた
参考条文を掲げている問題には条文を確認すれば正解にたどり着けるものがあったが、問うている能力が他の問題と異なってしまわないかが気になった
- ・断定できるかが疑問で正答の選択に迷う微妙な問題がある。パズル問題を解くのは面白いが、実務家に必要な知識能力を選別できるか疑問もある。
- ・対話式は答えやすいが、判例の知識の問い合わせの中に細かすぎると思われるものがある。
- ・出題レベルや確認したい知識の質・量は適切だと思います。ただ、空所補充・番号対応の解答選択と言えばよいか、その出題形式の割合が高く、かつ数問連続となっているのは、穴埋め文章の言葉の選択や論理の運びとは無関係に、慣れによる要領で解けてしまうところがあって、もう少し多様な（クイズ的ではない）出題形式が探求されてもよいかと思います。上記の形式も基本書や体系書を少なくとも重要な事項ではしっかり読むことで言い回しや表現に鋭敏となるまで基本的な学修をしてほしいという趣旨（であれば）には賛成です
- ・例年に比して穴埋め問題が多かったので取り組みにくく感じた受験生が多かったと思われるが、問題自体は基本的知識の学習と過去問演習で対応可能だったと考えられる。

- ・誤っている肢の個数を問う問題に意味があるのかが分からぬ。
- ・法的思考力を試す問題が増えた点は評価できるが、依然、判例の知識さえあれば解ける問題も多い。
- ・項目、内容は基本的知識を問うものであったが、対話形式等の複雑な設問の解答に、受験生は例年より時間を要したと考えられる。
- ・会話文の穴埋め問題が全体の半数近くを占めており回答時間が足りないのではないかとの懸念があるが、その分、判例の細かな知識を問う問題が減ったのは適切である。
- ・判例・学説等に関する基礎的知識を問うているから。
- ・法科大学院において使用されている一般的な文献の範囲内で出題されていますが、学説の理解を問う組合せ問題において、やや時間を必要とする問題があるように思います。問題の難易度はおおむね適切ですが、時間不足になる可能性があります。
- ・出題のバランス及び難易度は適切であると思われる。

c. どちらともいえない

- ・例年よりも会話形式の穴埋め問題が多く、しかも最初にそれが連続して続き、受験生は時間不足や時間配分にかなり苦労したのではないかと思われる。
- ・分量が多く、事務処理能力の試験となっている。
- ・法科大学院での学修成果を試す問題として適切である。
- ・全体として難解であるとともに、テスト対策なくしては合格水準に達することは容易ではない。法科大学院教育を受けていれば、特段の回答技術を身につけていなくても、合格水準となりうる問題とすべきだと考える。

d. どちらかといえば適切でない

- ・会話形式の問題が多すぎる印象を持ったため
- ・全体としては、難しい問題はないのだが、20問中9問と学説問題の比重が大きく、そのため、解答時間が足りなくなるなどの問題が出ている。また、第2問にいう「緊急避難」が、刑法37条1項のものではなく、民法720条2項のものであるとの指摘が既にあることを、全く無視していることは疑問である。
- ・穴埋めをしてから正答を選択する問題の数が増加したことにより、受験生において問題読解をする十分な試験時間が確保されていないのではないかと感じられた。刑法の知識のみを問う出題ではなく、穴埋めが適切にできるかといった分析能力を中心に問うような出題であるように感じられるため、そのような問題は数を制限するなどの工夫が必要ではない

かと思われる。

- e. 適切でない

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

- a. 適切である

- ・基本判例である平成17年判決の判断枠組みに関する十分な理解の定着を前提に、その射程を論じる力を測れるよう精巧に工夫された問題となっていた。過度に難しくもなく、良問であった。単純に比例原則（審査基準）を適用するだけでは解くことができないように工夫されていたと思う。
- ・選挙権とはいえ、統治機構論にも関わる論点を出題することで、幅の広い学習を促すにつながるように思われるから。
- ・制度内容の分析能力、並びに判例・学説の的確な理解とそれらを応用して説得力ある論述を行う能力を高いレベルでバランス良く問う良問であると思う。
- ・施策①(a)について、統治分野にも関連する出題があったことは、憲法の全体像を受験生に学んでいただくというメッセージの意味も含めて、画期的に非常にありがとうございました。その出題内容としても、身につけるべきこととしてコアカリキュラムに示されている基本的な知識を踏まえ、それを具体的な事例に応用できるか否かを問うものとして、適切だと考えました。

施策①(b)と施策②については、重要判例の知識・理解とその応用力を問う問題として、非常に工夫された問題だと考えました。

- ・出題内容は統治機構についての理解も絡むもので適切と思われる。
- ・判例の知識を一定程度要求しつつ、知識だけで解けるのではない受験者に考えさせる工夫を凝らした出題となっており、誘導の程度も妥当なものだと思われる所以、適切な出題だと考える。
- ・時事的な題材であり、解答に際して論ずるべき点も明確化されている。また、法科大学院教育において標準的に学習されている判例・学説を踏まえることで十分に解答可能な問

題であり、出題のレベルとしても適切だと思われる。

- ・近年議論されている社会問題を素材にして、選挙権と表現の自由の保障の意味を問う本試験は、当該保障の趣旨・性格の正確な理解の確認、そして事案と基本判例を踏まえた思考形式を問うものであり、きわめて適切である。思考形式を問うといつても、問題文を読み込むことができていれば、答案構成の上で難はなく、受験生に配慮した問題といえる。
- ・人権論と統治機構論が交錯する領域からの出題であることは、高く評価できる。昨今の選挙制度の運用をめぐる問題を背景に、強制投票制、無投票者の選挙権停止及び街頭演説規制の憲法適合性を問うものであり、問題文、甲とXとのやり取り及び【資料】において、違憲審査の対象となる制度の概要、立法事実及び解答に際しての指針も丁寧に示されているから、良問である。ただし、施策①(a)の憲法適合性を論ずる構成は複数考えられるところ、「選挙権の性質や選挙の諸原則を踏まえつつ……投票の義務化の憲法適合性」を論述することを求めるならば、出題の趣旨をより明確に受験者に伝えるために、例えば、設問を分けるといった工夫もあるかと思われる。
- ・基本的な知識があれば解答が可能な問題であり、適切である。
- ・基本判例（在外日本国民選挙権制限事件）の射程を問う問題で、試験としてはよかったですと思いました。強制投票の義務付けと、それが可能とした場合の選挙権の一定期間の制限について、両者の書き分けや前者の検討の仕方が少し難しかったかなと思いました。
- ・基本的な判例や学説の知識を踏まえ、その場で考えさせることを求めるもので、適切だと考える。
- ・出題の論点および問題の内容ともに、司法試験としての水準として適切と評価できると思われるため。
- ・人権と統治の融合問題であり、統治の知識を問うている点に特徴があるが、「統治も勉強せよ」とのメッセージを受講生に与えるものであり、良い試みであると考える。人権についても、現実社会に想起しそうな問題につき、重要判例を踏まえつつ検討することを求めるものであり、良問と感じる。誘導は丁寧であり、分量としても適切と感じた。
- ・選挙権を主題とした統治にも関わる問題であり、憲法の深い理解を問う適切な問題であったと考えられる。確かにこれまで出題されていない、国政選挙における投票の義務化を問う設問が含まれているが、学説や判例理解をないがしろにし、また紋切型の論文作成にいそしむ学生に対して、重要なメッセージを残すものであったと考えらえる。また、判例の内在的理義に関していえば、公民権停止や選挙運動の制限という、法科大学院では比較的深い学習を行ってきたであろう分野について、的確な問題を提示し、かつ立法裁量との関係を深く考えされる適切な問題であったと考えられる。
- ・複数分野にわたる問題を幅広く問題にしている。

b. どちらかといえば適切である

- ・時宜に適ったテーマであり、出題者から受験生へのメッセージを汲み取ることのできる良い問題である。だが、他方で、この分野は「参考とすべき判例」が限られ、にもかかわらず、おそらく受験生の多くにとって意外な出題として、つまり学修が手薄であったとも考えられるため、受験生間で点数に差が生じなかつた可能性がある。
- ・標準的受験生からすると、あまり考えたことのない類の問題であったかもしれないが、問題自体は基本的な論点に関わるものといって良く、説得力のある理由づけのもと、妥当な結論を導くことができる、その意味では適切な問題と評価していいと思われる。
- ・学生があまり勉強していないテーマであるが、重要判例の基本的な理解が問われているため。
- ・難易度・分量・論点など、よく検討された出題だと思われるため。
- ・策①の強制投票制度では受験生の多くが戸惑ったのではないかと思われるが（話題やあまり練習していない分野であることから）、受験生が勉強している在外邦人選挙権訴訟などを梃に、選挙権について論述できたのではないか（またはできるべきではないか）と思われる。施策②の選挙運動規制は、ロースクール学生であればしっかりと勉強している分野であるはずなので、その成果を求めるることは妥当だと考える。
- ・
- ・問題文にヒントが多いので、解答しやすいと思う。ただ、書くことが多いために時間が足りなかつた人もいたのではないか。
- ・選挙権の法的性格、表現の自由に対する制限の捉え方、選挙権制限および表現の自由制限のそれについての合憲性判断枠組みの設定、当てはめの論証における個別的事実の評価、規定の明確性審査などが論点になる設問であった。判例・学説に関する基礎知識を使いこなして具体的論点に解答することを求める内容であり、難易度としては適切と考える。解答の分量としてはやや多くなることが予想されるが（選挙権と表現の自由の2つの問題について解答を求めるものであり、特に表現の自由については言及しうる論点が数多く存在するため）、手際よく論点を整理し考察を進めることを求めるものであり、十分適切な範囲内であったと考える。
- ・普通選挙に関する出題は、生活保護と組み合わせて出題されていた15年前以来だが、とくに気を衝くような趣向の問題ではなく、出題趣旨にも提示されている「参考すべき判例」（〔設問〕）が容易に想起されることからも、「裁判官、検察官又は弁護士となるうとする者に必要な学識及びその応用能力」（司法試験法第1条第1項、第3条第4項）のうち「応用能力」を試すにあたり入念に練り込まれていた良問と見受けられる。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(イ) 行政法

a. 適切である

- ・ 基本的な判例の理解および実定法を踏まえた解釈を求める設問となっている。
- ・ 事案、素材とされている法制度ともに過度に複雑でなく、参考すべき判例も基本的なものであり、法科大学院の学修の成果を試すものとして適切と考えられるから。
- ・ 判例の理解を問うものをはじめとして、適切に問題が配置されていた。分量で圧倒せず、比較的考えること・表現することに力を注げる問題であった。
- ・ 問題の質・分量・配点割合はいずれも適切であると考えます。一方で、会議録に解答の手掛かりとなる情報がやや多く盛り込まれている印象を受けました。
- ・ 簡明で分かりやすい事実関係と仕組みに関する事例であり、設問も素直な内容である。頻出の街づくり関係事案でないことも歓迎される。
- ・ 問題分量、レベル感とも、在学中受験の実態に即したものとなっていた。令和6年度のものから改善された
- ・ 訴訟要件論に関しては、重要論点について広く（多く）問う問題となっており、受験生の行政法に関する理解度を測る上で、適切なものとなっている。また実体違法を論じさせる問題でも、1点ではなく、複数（勧告事項1～3）の論点を考えさせる工夫がなされており、よく考えられたものと見受けられる。
- ・ 行政法に関する基本的な理解を問う問題であったように考えられたため。
- ・ 事案がシンプルだったので、論点の本質的な理解度により差ができる大変よく考えられた問題であったと思う。
- ・ (1) 処分性に関する設問は基本的な最高裁判例の理解を問うものであり、適切な問題と考えられる。差止訴訟の訴訟要件については、やや平易であり、「重大な損害」以外についても問う問題としてもよいかと思われる。
- ・ (2) 勧告の違法性に関する設問については、受験生にとってはやや難しい点を含むかもしれないが、誘導が丁寧であり、適切な水準の問題である。
- ・ 行政法の重要な論点についての出題であり、得点別人員調の人員累計の分布をふまえて

も、適切な出題であったと考えている。ただ、資料を十分に検討した上で答案を作成するには、やや時間が不足したのではないかという印象も受ける。

- ・これまでの試験問題の質量と比較しても、適切なものと考える。

b. どちらかといえば適切である

- ・設問1に関しては、著名な最高裁判決（会議録にあるH17とH24）を深く学習しているかどうかで、答案のクオリティに差が付くものと見受けられ、適切であると感じた。

設問2に関しては、会議録の対話を適切に再構成すればそれだけで回答が可能になり、出題趣旨もその域を出ていないように見受けられる。法律家としての基本的な能力を図るという意味では有用かもしれないが、それでは日本語能力・事務処理能力を問うだけになってしまわないか、という若干の疑問がある。

- ・考え方の筋道が適度に示してある。たとえば、病院開設中止勧告事件の最高裁判決が指摘されているし、勧告には处分性が認められないが指示には認められるという段階を分かった考え方方が提示されているので、受験者は無理なく論理を展開することができる。

- ・比較的シンプルな事案において本案前の問題と本案の問題がバランスよく問われている点は評価できる。

- ・大きな違和感はないが、適用が法と条例とに跨りうる事案にしたためにやや不必要に複雑な問題になったのではないかという印象がないではない。

- ・訴訟法上の問題（設問1）はオーソドックスな出題で適切である。これに対し、本案の違法主張にかかる問題（設問2）は、論すべき内容が概ね問題文（特に、【法律事務所の会議録】）に示されているように思われた。できるだけ、法科大学院で学んだ内容の応用能力や思考力を試すことのできる出題となるよう努めていただきたい。

また、設問2の勧告事項2の違法性につき、【法律事務所の会議録】で、弁護士Gが、悪臭防止法の違反については同法に定める措置によって対処すべきでないかという問題があると発言し、出題趣旨においてもそれに沿った違法主張をすることが考えられると説明されている。しかし、そのような理由で条例による対処を違法とする余地があるのかという点で、疑問を感じた。

- ・過去の司法試験問題にみられたような重大な問題点が特に見当たらないように思われるため。ただ、難易度が下がった結果、やや問題が平板になった印象を受けた。特に実体法の論点については、過去の司法試験問題を解く練習を重ねていれば、行政法の基本的理解が十分でなくても解答できるような気がした。

- ・問題文の分量、論点、誘導などにおいて例年どおりのレベル感に収まっていた。

- ・悪臭防止法と条例を組み合わせた出題で、テーマとしては適切で、差止訴訟が出題されている点も良いと思う。ただし、設問1で本件指示の处分性を問うのは、やや無理があるの

で、一般的な行政法の学習をしている学生が奇異に感じないような出題が望まれる。

c. どちらともいえない

- ・处分性、重大な損害要件について基本的な事項を聞きつつ、本案についても複数の勧告についてそれぞれ違法事由を考察させるものであり、量的にはバランスがとれていたように思われる。もっとも、本案の勧告事項2について、条例それ自体の適法性を問題としているのか、（適法であることを前提に）要件該当性を問題としているのか分かりにくい印象を受けた。仮に前者の検討も求めているのであれば、問題文にある「要件の該当性が認められるかどうか」という観点で検討してみましょう」という誘導は、ややミスリーディングのように感じた（条例それ自体の適法性の問題でないとしても、少なくとも「必要な措置」の内容として、勧告事項2のような内容の措置を求めることができるかという解釈問題になるのではないか）。

加えて、この点と関連して、勧告事項3は、法8条に基づく勧告を行うことができない場合に、ほぼ同内容の勧告を条例に基づいて行おうとするものであり、仮に条例の法律違反を問題とするのであれば、こちらの方が適例だったのではないか。

- ・全体的には概ね適正な出題であるが、处分性に関する設問の解き方はあまりに技巧的すぎ、適切かは疑問点が残る。公表の不利益や罰則の有無を起点に論述の組立てをすることが求められているが、このような点が訴訟実務で处分性を決するような重要要素になるのであろうか。このような違和感のない問題が望ましい。

d. どちらかといえば適切でない

・(1) 設問1の(1)について

- ・最判平成17年7月15日民集59巻6号1661頁との対比を求めるについて、次の点に留意すべきであった。本問では、勧告と指示の関係は、勧告に従わない場合に、勧告と同じ内容の指示が、公表という実効性確保措置を伴ってされることになる。つまり、指示こそが行政手続としての最終的な決定（処分）であって、勧告は、それに先立って相手方に自主的な善処を求める行政指導を法定化したものだという説明になじみやすい。それに対し、上記最判の事案では、医療法に基づく勧告に従わないと、同じ内容の処分が強制力を伴ってされるのではなく、健康保険法に基づく保険医療機関の指定拒否というまったく別の不利益処分の事由として考慮されるという構造になっている。上記の違いにかんがみると、本件の勧告と指示の处分性を検討するにあたり、前掲最判平成17年7月15日を取りあげる必要はまったくな

いはずである（つまり、本件への影響はないはずである）。ところが出題趣旨にその旨の記載がないことは非常に懸念される。学生に「勧告とあれば常に医療法勧告の最高裁判決の射程に入る」かのような誤ったメッセージを与えていたり思われる。

- ・弁護士の会話で、「本件条例第33条第1項に基づく指示に従わない者に対しては本件条例第34条に基づく公表が予定されていますので、指示の处分性を認めることができます」とあるが、公表対象だから处分性が肯定されるなどという理屈は無いのではないか。

(2) 設問2全体について

- ・原告側の主張と行政側の反論との両方の見解を述べさせようとしているが、それをしっかりと書こうとするとかなりの時間と分量を要するため、結局どちらも散漫な記述になることが予想される。むしろ、弁護士の会話で一方の主張を固定し（たとえば勧告事項1は行政側の主張を固定し、勧告事項2は原告側の主張を固定するなど）、それに対する反対当事者からの反論だけを書かせたほうが、首尾一貫した主張構成ができるかを見るのに役立ったのではないか。
- ・本案主張において論ずべきと示唆されているのが、形式的な文言操作（「居住者」という文言の解釈など）にとどまっており、いかなる能力を問いたいのかがよくわからない。なお、私たちが考える、本案主張で問われるべき行政法の解釈能力については、中川丈久=興津征雄「令和4年司法試験（行政法）の出題に関する疑義」法学セミナー818号44頁参照。

(3) 設問2の勧告事項1についての弁護士の誘導（現実の居住者の同意の要否を論じさせようとする）が誤っている。次のとおりである。

- ・本件条例29条2項は、規制距離内の住宅の居住者の同意を特定家畜飼養施設設置要件とする、いわゆる同意制条例である。同意制条例は、周知のとおり違憲・違法論が有力であり（北村喜宣『行政法の実効性確保』55-61頁など）、施設設置者の依頼を受けた弁護士としては、当然、条例の違憲・違法性を第一に検討すべきであると思われる。しかし、法律事務所の会議録においては、弁護士Gが「まずは、本件条例の規定そのものは適法であるという前提で考えてみましょう。」と発言し、この点の検討をあっさりと回避している。これは非現実的な想定であるといわざるを得ない。弁護士Gの発言の趣旨は、本件条例について、徳島市公安条例事件最高裁判決が示した枠組みで法令との抵触について検討する必要はないということであると思われ、それ自体は出題方針として理解できるが、同意制条例の適否まで解答の範囲外としたことは疑問である。
- ・Cが本件条例29条2項にいう「居住者」に該当するか否か、すなわちCの同意を得る必要があるか否かは、当該規定の趣旨（当該規定がどのような公益を保護しているか、当該規定がどのような弊害を防止しようとしているか）を特定しなければ、

判断することができない。本件条例全体の趣旨（保護法益）は、悪臭を含む生活環境上の被害の防止であると思われるが、生活環境上の被害の有無は客観的に判断されねるべきであり、近隣の居住者の同意の有無（のみ）によって判断されるべきことではない。つまり、近隣の居住者の同意を求めるこことによって、保護されるべき公益（防止されるべき弊害）は存在しないのではないかと疑われる。この点で、同意制条例の違法性が問題となる。仮に同項の規定を違法無効としないならば、同項はなるべく制限的に解釈適用されるべきであり、現に居住していない C の同意を得る必要はないと論じるべきであろう。弁護士 G の発言は、こうした検討をさせるのに適切な誘導ではない。また、出題趣旨が、この点について、「居住者」という文言の形式的な解釈に終始しており、規定の趣旨や保護されるべき利益についての言及を欠くことも、疑問である。

(4) 設問 2 の勧告事項 3 について

- ・本件条例 32 条の「生活環境を損なうおそれ」は、条例の全体が示されていないこともあり唐突に出てきた概念である。どのような場合がそれに当たるかは、解釈により決すべきであるが、そのための手掛かりがまったく示されていない。さらに弁護士 G は、いきなり裁量を持ち出しており、出題趣旨も、もっぱら裁量権の逸脱濫用のみを論じさせようとしているように読める。しかし、解釈により当該規定の趣旨（保護法益）を明らかにしなければ、行政庁がどのような要素を考慮することが許されるかも明らかにならない。「おそれ」の有無は、本件条例 29 条 2 項と同様に、客観的に判断されるべきであると思われるが、悪臭防止法に適合している場合に、それに上乗せしてどのような事態が客観的に存在していれば「生活環境を損なうおそれ」があるといえるかは、本間に与えられた材料だけでは、解釈することが難しい。それというのも、本問が、その趣旨・保護法益の不明確な条例を素材に用いたことが原因であるように思われる。

e. 適切でない

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・民法に関する受験者の基礎的な理解および具体的な事案において適用する能力の有無を図ることのできる問題といえる。
- ・幅広い分野から出題しようとする意図がうかがえる。
- ・法科大学院の授業で通常扱われる内容が主題となっている。
- ・不法行為（使用者責任）、過失相殺、動産物権変動、即時取得、侵害不当利得返還請求のいずれも基本が理解できていればすべて解答できるという点において妥当である。最後の、即時取得成立後、処分者に不当利得が生ずるという観点が思いつかない受験生もいると思うが、それは不勉強の至りと思われる。
- ・適切な難易度である。
- ・基本的事項と発展的事項とを織り交ぜ、受験者の法的な分析力・思考力等を適切に判定できるような出題であったように思われる。
- ・共同不法行為に関する重要論点と重要判例を網羅しており、判例法理の理解を問う良問と言える。
- ・単に知識を問うのではなく、知識を有していることを前提に考えさせる良問であり、学生にもよい刺激になると思われる。個人的にはこのような問題には大賛成である。弁護士法72条については、判例を勉強していたか否かで差があまり生じないように工夫がなされているが、賛否は分かれるかもしれない。
- ・物権、債権、家族法と広い領域から出題されている点、基本となる条文や判例を丁寧に適用していくべき一定の解答にたどり着くことができる点で法曹として最低限必要となる学識と応用能力を試すことものとなっていると同時に、導かれた解答を、判例の射程の検討などにより批判的に検証することができるかも問うことで、法曹としてさらに必要となる能力が奈辺にあるかを示すとともに、受験者の点数の差をつけることができるようになっている。いたずらに複雑・難解な問題にせずとも、受験者の様々な能力を試すことのできる良問と感じる。
- ・受験生の能力を測るものとして適切だから
- ・問題のレベル及び分野として適切であると思われるため。

b. どちらかといえば適切である

- ・試験で問われている個々の論点は、いずれも民法における主要判例に基づくものであり、求められている水準も標準的であると感じた。基礎知識を確実に理解している受験生を適切に評価できる出題である。他方で、答案構成に時間を要する論点も多く、手書きでの答案作成であるため修正が容易でないことも踏まると、作業量や答案作成上の負荷はやや重かったと考えられる。
- ・全体としては、判例の趣旨からしてその内容や射程を適切に示して問題解決を図ることが

できる能力を測ることができる、適切な問題であったと思われる。ただ、設問1(3)については、判例の内容が記されているもののこれと論述の内容が関係する部分は一部に過ぎず、相手方との契約が無効にならない可能性については判例の全体を暗記しているかだけで結果が分かれそうである点で、暗記以上のことは聞けていない気がしてしまう。講評の中ででもよいから、相手方がなぜこの場合には保護されるのか、その場で考えて論じる際の留意点について示していただければと思う（弁護士法72条の趣旨理解は様々な見解がありうるが、基本は依頼者の利益保護を通じての法律秩序保護であり、反社会性が強く絶対的無効になりやすい行為類型とは異なる、など）。

- ・民法の難易度は適正であると考えるが、一部に通常の法科大学院の民法の授業では扱っていないのではないかと思われる内容があった。
- ・今年の問題については、出題のテーマは比較的オーソドックスなものが多かったように思われるものの、若干設問（小問）が増えて制限時間内に処理することが必ずしも容易ではなかったのではないかと感じた。なお、これまでの出題形式から若干の変更（設問の出題ごとに事実関係を変更していくやり方）は、受験者に対する応用力・展開力をより一層問おうとするための工夫としてよかったです。
- ・設問1(1)で書かせたいことを問うために、このような事実が適切であるか疑問である。これについては、下記で敷衍する。設問2アは、よい問い合わせである。
- ・最近の傾向を踏襲して、基本的な問題がテーマとされている点は良い。ただ、基本的なテーマであるだけに丁寧な記述を要するため、分量はやや多いと感じる。効率重視や要領良さを評価しすぎるくらいがある。

設問間で事実関係にまったくと言って良いほど連続性はないのに、同一の人物記号が設問1と2では別の人物を表示しており、やや紛らわしい。また、同じ事実番号で法的な意味が異なる3つの文章がまとめられているところは、答案における事実の正確な摘示が煩わしくなっていると感じる。さらに、旧司法試験に近づいていて多くの事実から法的に意味のあるものを選択するという観点が後景に退いていて物足りない。

- 内容的には設問1(3)の非弁活動関係についての弁護士法72条の趣旨の判例引用がやや誤導を含む感が否めず、参考のさせ方として適切であったかやや疑わしい。
- ・改善の余地はあるが、重大な問題はない。
 - ・少々分量が多いような気がするから。
 - ・広範囲の分野から出題がなされている点は適切であったように思われる。ただ、論点が多かったこと、そのうち難度が高い論点が含まれていたことが気になった。
 - ・基本的な論点を学習していれば、出題者の趣旨に気付くことのできる問題であるから。
 - ・民法の幅広い範囲にわたって基本的な事項からやや応用的な事項まで出題されており、必要な能力、また法科大学院における授業の成果の程度を適切に測ることができ、適切である。もっとも、問題数が多く解答にかなりのスピードが求められることから、深く考える能力を受験者が学修において軽視する傾向を招くのではないかという懸念がある。

- ・各問いは基本的な条文・判例の理解をベースに適切な応用能力を試すものであり、内容的には適切（良問）である。ただ、論すべき点がやや多いと思われる。配点は設問2の方が多く、その分析や回答に時間がかかるにもかかわらず、設問1 (1)～(3)でも多くのことが問われており、設問のすべてにおいて十分に検討し考察する時間が不足すると思われる。そうすると、全体的に十分な分析や深堀りができていない答案が多くなり、結果的に、多くの論点を要領よく簡潔に記載した事務処理能力の高い答案の方が高い評価を受けたのではないかと推察される。
- ・条文をきちんと読んで適用できるか、有名な判例をきちんと押さえているかという基本と、条文や判例を知っていても直ちに答えは出ないが、基本を踏まえたうえでの受験生各自の論理的思考が問われるという発展とを組み合わせたもので、一定の水準に達しているかを見極めやすい出題だったのではないかと思うので。ただ、設問1(1)で、下線部①の反論の当否を検討させておきながら、(2)で①の反論による賠償額の減額がされることを前提に検討せよというのは、（出題者のご苦労は察するに余りあるが）もう少し自然な出題ができなかつたかなという気はする。また、（採点実感がまだ出ていないのではっきりはしないが）もし不真正連帶債務概念の存否についての平成29年改正の影響それ自体を論じることを評価対象としたのだとすれば、試験用六法には現行法の規律しか載っておらず、不真正連帶債務概念は現行法の下では不要だという前提で書かれている教科書類もある以上、少しいかがかという気もする。

c. どちらともいえない

- ・制限時間に対して問題数が多い。問題自体はよく考えられた問題であるが、その出題趣旨に対してすべて答えるには時間が足りず、結局は、処理速度を競う問題となっている。
- ・論点自体は法科大学院で取り上げるものが多くかつたが、問題の量が多く、時間内にすべて解けるかは疑問。
- ・小問が多くすぎる。その原因として、はつきりとしたネタ判例があるものが多いことがあるのだろうが、このような出題形式では判例の暗記力勝負となってしまう。短い学修期間で合格させたいという意図はわかるが、方向性に疑問がある。事実を評価する能力をもっと問わなければならぬのではないか。判例の暗記のみでは対処できない出題も確かにはあるのだが、あまりに難解で受験生間ではあまり差がつかなかつたのではないか。

d. どちらかといえば適切でない

- ・判例がなく、学説上争いがある問題について出題されているが、法律実務家の能力を問う

司法試験としては、不適切である。もう少し基本能力を問う問題にすべきであると思われる。

- ・設問数が多すぎる感がある。3+2制度との関係も見えてこない。

e. 適切でない

(イ)商法

a. 適切である

- ・出題の趣旨は適切である。題材となった下級審裁判例を指摘しても良かったのではないかと考える。最低ライン点未満実員数が令和6年度よりも少ないことは評価できる。
- ・基本論点を中心とし、要件へのあてはめの精度等で差がつく類の問題であるため
- ・会社法の学習において基本的な論点とされる点について、受験生の思考力を試し、それを評価する設問となっているから。
- ・重要財産譲受けの該当性について、判例の規範は、列挙された事情などを総合的に評価すると述べていて、考慮すべき事情は限定されていない。取締役会において先に審議され、その後の経過を踏まえて改めて取締役会において審議することが予定されている事実を指摘していれば、従来の取扱いをその案件に関して改めたと評価する余地もあるため、重要財産譲受けに該当するという答案にも相応の評価を与えられて良いのではないか。
- ・出題趣旨を読むことで、本年度の問題の狙いや、何を書くべきか、何を書けば評価につながるかを理解することができた。ゆえに、出題趣旨についてネガティブな意見はない。
- ・設問1は、代表取締役が取締役会決議を経ないで行った設備投資につき、会社が当該代表取締役の責任を追及する訴えを提起した場合に、甲社の立場において考えられる主張及びその主張の当否について論じるものである。

設問1で問われている事項は、「重要な財産の譲受け」の該当性、代表取締役の善管注意義務違反の有無である。

「重要な財産の譲受け」の該当性は、関連判例につき、受験生であれば当然学習している事項である。また、取締役会決議を経ずになされた設備投資の善管注意義務違反の有無についても、具体的な事実関係を踏まえたうえで解答することが求められている。

設問2は、各取締役の報酬の具体的な配分の決定を代表取締役に再一任する旨の決議に基づき、当該代表取締役が自己の報酬額のみを増額する旨の決定をしたことにつき、会社が当該代表取締役の責任を追及する訴えを提起した場合に、甲社の立場において考え

られる主張及びその主張の当否について論じるものである。

設問2で問われている事項は、報酬の具体的な配分の決定を代表取締役に再一任することの可否と、代表取締役の善管注意義務違反の有無である。

報酬の具体的な配分の決定を代表取締役に再一任することの可否については、令和元年改正の際にも議論となり、関連する規定も設けられ、基本的なテキストであれば記載がなされている事柄である。代表取締役が自己の報酬額のみを増額する旨の決定をしたことの善管注意義務違反の有無に際しては、経営判断原則のような（又はそれと類似の）審査基準がそもそも利益相反のある場面にも適用されるかにつき、事実関係を踏まえたうえで検討を求めている。出題の趣旨においては、善管注意義務違反の場合の損害額についての言及があつてもよかつた。

設問3は、株主による会計帳簿の閲覧贋写請求に係る訴訟継続中に、募集株式の発行により、少数株主要件を欠くに至った場合において、当該請求が求められるかについて論じるものである。

設問3で問われているのは、会計帳簿閲覧贋写請求の要件の該当性と、少数株主要件を欠いた場合の原則論と、事実関係を踏まえた上での例外的な法律構成である。

出題範囲には偏りがなく、法解釈とあてはめ、基礎的な事項と応用的な事項が問われており、記載すべき事項も多すぎず、全体として適切である。

- ・判例学習を意識した出題であり、法科大学院で求められる教育内容・水準に相応するから。
- ・出題趣旨・最低ライン点の設定について特に意見はない。
- ・出題趣旨の書き方等については、例年通りであり、大きな問題を感じない。
- ・出題趣旨については、問題検討の際のポイントが分かりやすく記述されており、学生が今後どのように学習を進めるべきかの指針としての役割を果たすものとなっているため、妥当である。

b. どちらかといえば適切である

- ・出題趣旨で示された最高裁判決の見解（「却下」か「棄却」か）については疑問があります。
- ・出題趣旨については、各設問に係る評価のポイントが適切に示されているものと評価できる。また、民事系科目の最低ライン点未満者が昨年比で3分の1以下に減少している点に鑑みると概ね適切な設定がなされているものと思われる。
- ・任務懈怠責任は、重要な論点であるが、初学者でも形を整えやすい分野でもあり、商法は短答式がないことに鑑みると、もう少し幅広い分野の条文の正しい知識を問う問題も織り込まれるとさらによいのではないかと思われる。
- ・前問との関係では関連判例をベースに少数株主権の保有比率要件をのちに下回ることと

なった場合の処理如何は特に推論力を問う設問と受け止める。長期間法令不順守の業務慣行が蓄積して来た場合の扱いに関しては類似のシチュエーションがしばしば出題されるところではあるが紛争の両当事者がかかる慣行の形成に関与して来た場合、この点を重視して一方当事者の救済を後景に退かせれば他の観光形成者を利得させることもありえないではないが、理由付け・事案の自助委への配慮を示した答案であれば結論で不利となる評価がなされているところとも伺っており尊重したい。

・設問1は、代表取締役が取締役会決議なしに工業用機械を購入したことの会社に対する責任、設問2は株主総会の取締役報酬増額決議に基づき取締役会から各取締役の報酬配分を一任され、自己の報酬のみを大幅増額した代表取締役の会社に対する責任、設問3は、会計帳簿閲覧贈写を裁判上請求した大株主の持株比率が第三者割当てによる募集株式の発行により3%を下回った場合の当該訴訟の帰趨を問うもので、会社法の主要分野からの設問であり過去問とのバランスも適切に考慮されている。

設問1と3は重要な最高裁判所の判例の立場を踏まえつつ、当該判例の事実とは少し離れた事例への応用力が試されており、また各設問とも、制度の理解をもとに設例の事実関係を丹念に検討して解答をすることが求められており、受験生の思考力が試されている良問である。一方で、設問1から3は、事例の主要部分がそれぞれ異なっており、事実関係の一貫性はない。会社法の様々な論点について出題する必要からやむをえない面もあるが、少し工夫をしてもよかつたかもしれない。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

・いざれも教科書や判例百選に触れられている内容からの出題であり、正しい学習方法をとった受験生にとっては努力が報われる内容であると考えられるため。

- ・主要分野から基本的理解を踏まえた問題が出題されており、適切であると考える。もっとも、設問3の「默示の意思表示」の考え方については、法科大学院では十分に教授されていないのではないかと思われる。JとQの会話中で説明や誘導はされているものの、少なくない受験生が「では、默示の死因贈与の合意は何なのか。事実ではなく法的構成なのか」と戸惑ったのではないかと思われる。
- ・設問1と設問3は基本的な論点をベースに出題されており基本的な理解を問う問題で適切だと思います。また設問2は証明妨害という受験生としてはあまり勉強していない分野を出題していますが、問題文で適切に誘導がされており論理的な思考力を問うことができる良い問題だと思います。
- ・民事訴訟法の基本的な事項について、表面的な知識ではなく、その根拠から考えさせる出題となっており、適切であると思われる。
- ・本年の民事訴訟法の問題では、遺産確認の訴え、証明妨害、弁論権・弁論主義といった事項が問われたと理解されるが、全体として出題範囲のバランスが良かった。

また、受験生が民事訴訟法における基本的事項（設問1、遺産確認の訴えの意義、設問3、要件事実や弁論権や弁論主義など）を理解しているかという基本問題に加えて、証明妨害となるような信義則違反と評価できるのはどのような場合か具体的に説明させる問題（設問2。証拠法の学習が十分でない受験生が多いであろうことを前提として丁寧な誘導がされていた）、弁論主義の根拠論のような理論問題を説明できるか（設問3）といった応用問題が散りばめられ、受験者の能力を様々な観点から測ることができた点も良かった。とりわけ、設問3については、基本的な判例の事案をモチーフにしつつ、基礎的な要件事実の問題が理解できているか、弁論主義の根拠が説明できるか、弁論権（不意打ち防止）と弁論主義の関係が整理できているかという民訴法学上の重要問題に関する学習成果を問う良問であったと感じた。以上のとおり、本年の問題も、昨年に続いて、適切な問題であったと評価できる。

強いて難点を挙げれば、次の2点がある。まず、設問1について、遺産確認の訴えが遺産分割手続の前提問題を確定するために手続法上特別に認められるべき性質の訴えであるという説明を支持する場合、固有必要的共同訴訟になるのも確認の利益が認められるのも当然の帰結ということになるので、結局、課題1も課題2も同じ説明をすることになる。そのため、（特に、確認の利益の検討については）若干答案が書きにくかったのではないかと推測された。また、設問2について、信義則の内実について問う問題は、確かに、現場での受験生の思考力や論述能力を試すには良い問題である。もっとも、その種の問題（類例として令和5年司法試験で出題された違法収集証拠排除の問題があるが）を民訴法の司法試験において出題することの意義、法科大学院における民訴法の授業においてどのような教育をすることが期待されているのか、は改めて検討されても良いように思われた。

- ・判例百選掲載の判例の理解を前提に、応用力を問う問題であり、基礎と応用のいずれもが

試されている。

・①

証明妨害の問題を除き、民訴法の基本的問題の出題であると思われ、適切な出題であると考えられる。ただ、証明妨害の問題は、まだ学説上も評価が定まっているとはいえず、実務でもそれほど問題となることはないので、適切な出題か否かについては意見は分かれ得ると思うが、私個人としては、現代的な問題であり、解答への誘導もあるので、不適切とは感じなかった。

②

[出題形式]

平易な事例設定を置いた上で、当事者の一方の代理人と修正の会話又は裁判官と修習生の会話の体裁をとりつつ、解答対象となる論点を明示し、結論に至る上で経由すべき過程についての誘導も分かりやすく示されていた。

[問題文の長さ・量]

紙媒体で配付される問題としては、特段長すぎるとは言えないが、来年度から、仮に画面のみで提示されるのみであるとすると、例えば、設問3で読むべき部分が5頁のみならず、3頁の【事例（続き・その1）6.】もあることを考えると、C B Tで実施する場合に画面のみで受験生に提示する試験問題としては長きに失する。

[出題内容と法科大学院の授業との関連]

固有必要的共同訴訟、証明妨害、主要事実と抗弁の概念、弁論主義の本質、法的観点指摘義務は、法科大学院の授業で取り上げるオーソドックスな論点であり、また、上述のように、設問中に適切な誘導が施されていることによって、暗記に頼らず、試験のその場で本質論から掘り下げて思考を整理し、その過程を表現できれば、一定レベルの解答を述べることが可能な問題と考えられる。

- ・法科大学院で取り扱われる事項を問う標準的な問題である。
- ・いずれの問題も、民事訴訟の本質を体現する制度につき、その形式的な適用だけでなく、制度の趣旨にまで遡った理解をした上で、適切な結論を導くことを求める問題であり、受験生が法を（技術的な枝葉末節にこだわらず）深く理解しているかを問う良問になっていると思料する。
- ・民事訴訟の基本原理に対する理解を問う問題を中心としていた。特に、設問1と3は、当事者の主張した事実に裁判所が法を適用して、訴訟物たる権利の有無を判断するという民事訴訟の審理の仕組の基本についての理解を問う良問であるといえよう。
- ・難問ではなく、教科書及び判例百選の勉強で十分に解ける問題であると考える。また、答案作成上の誘導が親切で、答案作成上の技術やコツなどに左右されず、純粋な理解度や応用力を測ることができるよう工夫されている
- ・基本的な問題を基礎に応用的な部分についても尋ねていること
- ・民事訴訟法に関する基礎的な規律の理解を問う問題であったから。

- ・暗記した知識を問うことはせず、原理原則から論理を立てさせる良い問題である。

b. どちらかといえば適切である

- ・基本知識及び重要判例の正確な理解を問う設問と、思考力を試す設問とがバランスよく出題されている点は適切であるが、設問への誘導が丁寧に過ぎるように感じた。例えば、設問1の「確認の利益が認められるか否かを判断するための一般的な基準を示した上で、それを本件事例に即して当てはめてください」という記述、設問3の「死因贈与契約という法的構成が採られる可能性があることを明らかにした上で、それを踏まえた主張立証を検討するよう促すべきであるとも考えられる」など。出題内容は、検討すべき・論じるべき内容を受験生自身が発見できるレベルの問題であるので、過度な誘導は不要ではないかと思う。
- ・設問2は、証明妨害の法理について教科書類にそれほど詳しく説明されているわけではなく、授業でも時間をかけて扱う問題ではないことからすると、特に課題②は、やや難易度が高いのではないかとも思われるが、課題③は、具体的な事実を丁寧に拾い上げて、なぜそれが信義則違反という評価に結びつくのかを説明することを求めるものであって、法律実務家にとって極めて重要な能力を試す問題であるから、質の高い良問であると考えられる。設問3の課題③も、抽象的な説明だけではなく、具体的な訴訟経過や争点の所在を踏まえて論ずることを求めるものであって、設問2の課題③と同様、良問と思われる。その他の問題も、判例百選にも掲載されている重要判例の判断枠組みと民訴法の基本原則についての理解を踏まえた応用的思考力を試す良問であり、問題の難易度も適切であると考えられる。
- ・盛りだくさんという印象もありますが適切と思います。
- ・設問の中に課題が多く含まれており、問題数が多すぎる。
- ・各設問について、法科大学院修了程度の学修内容をもとに答案をまとめることができるよう、問題文中のやり取りや指示によって相応の調整がされており、概ね適切な出題であったと考える。出題分野も、訴えの利益、弁論主義、法的観点指摘義務、証拠・証明、多数当事者など、比較的バランスのとれたものであった。問題の種類・形式に関しても、訴訟法上の基本概念や重要判例についての正確な知識を問う問題と、そのような知識をベースとした思考力や判断力を問う問題とが適度に組み合わされており、適切であったと考える。設問2に関しては、証明妨害に関する様々な考え方がある中で、関連する裁判例や学説についての正確な知識をもとにした解答が期待されているのか、必ずしもそれらに依拠しない、幅のある解答が許容されているのか、「出題趣旨」によれば後者とされるがやや伝わりにくいように感じられた。
- ・判例及び学説において見解が一致しない証明妨害および法的観点指摘義務という論点を

扱うことには、賛同できない。ただし、その論点に至る周辺の事項を問うという趣旨での出題であったならば、不当な出題とまでは言えない。また、設問中の回答への誘導が、明瞭であったことは、プラスに評価できる。

- ・各問とも、比較的基本的な内容の問題だから
- ・特定の手続段階に偏ることなく、基本的な知識を確かめつつ、それを前提とする具体的な事案への適用能力を問うものとなっているため。

c. どちらともいえない

- ・問われていること自体は難しいとは思わないが、書くべきポイントが多く、時間的制約と解答の方向性が決められている点が受験者にとって難しいのだろうと推察するから。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

- ・法科大学院の授業で取り扱っているような基本的事項についての理解を問うているから。
- ・全体としては適切であるが、①内容につき、設問1の(3)につき、甲を乙の共同正犯として処罰できることは自明に近く、「甲が自ら甲名義の文書を作成した単独正犯」や「甲が自ら甲名義のクレジットカードを使用した単独正犯」の場合と比較して、それらの場合に処罰できない以上は共同正犯としても処罰できないのではないかという問題意識は多分に「学術的」なものであって、実務家登用試験で問うのに相応しいかという疑義、もっとオーソドックスなテーマを扱い、細かい当てはめを評価するスタイルにした方が良いのではないかという意見があった。②分量につき、2時間の試験としてはやや多いのではないかとの意見があった。

- ・基本的知識が定着していれば十分合格水準に達することのできる設問と考えられるため。
- ・偽造など、受験生の多くが苦手とすると思われるテーマから、理解できていない学生をうまく炙り出すような出題形式となっており、刑法の理解度を測る点で適切であると考えるため。
- ・設問1は私文書偽造罪・同行使罪、詐欺罪、共同正犯の成否、設問2は因果関係、不作為犯、共犯関与類型を問うている。いずれも刑法総論及び各論の基本的論点であり、受験生の理解・論述能力を試すために適切な良問である。
- ・いずれも実際の判例、裁判例を元にした出題であり、特定の学説にこだわらない、事案に即した判断力を問う良問である。ただし、設問1の(3)については、若干難易度が高かったのではないかと思われる。
- ・問われている論点が多く、理解の幅広さが点数に表れそうである。
- ・設問1(1)(2)は、典型論点を基本概念と結びつけて丁寧に学んでいるかについて、設問(3)は、共謀共同正犯の認定のいわばルーチンワークができるだけではなく、やや角度を変えて聞かれても解答できる懐の深い理解をしているかについて、問題文による誘導を交えて問うものとなっている。設問2は、基本的論点である因果関係や応用的論点である不作為による帮助を主な論点とするオーソドックスな形式の事例問題である。いずれも、多くの法科大学院の必修授業で学修する内容から無理なく解答可能であり、特に不作為帮助に関する部分は、リーディングケースである裁判例につき具体的な事実関係を丁寧に分析していれば、より高いレベルでの解答も可能である事例設定となっており、法科大学院教育の目的・内容に照らして適切と考える。
- ・設問1は、重要判例を踏まえたスタンダードな問題を、論点に応じて答えさせるものであり、設問2は考えさせる問題ではあるものの知識を身に着けしっかり考えれば解ける問題であるから。
- ・総論各論を上手く織り交ぜた出題である。
- ・論文式試験の内容は法科大学院において学習する範囲かつ重要判例から出題されている。在学中受験で合格するルートを確立するのであれば、このような出題傾向を維持することが望ましい。

b. どちらかといえば適切である

- ・全体的には重要論点を問うものであるが、設問1(3)は、通常の授業等ではありません取り上げないものであり（だからといって直ちに不適切となるわけではないが）、裁判例も極めて少ない争点であることから、何について論じるべきかが多くの受験者にとって悩む結果になったのではないかと思われるため。
- ・問われていることはこれまで取り上げられた問題点であり標準的なもので、過去における

る出題以降の判例・学説の進展等をも踏まえつつ、基本的な概念を正確に理解し論理一貫した展開ができるのかを問うために、基本事例を比較させながら解答を求める点は（、点で覚えて面に拡げる学びのない学生には学習の在り方を考え直す契機となり、）良いと思います。

- ・答え方が誘導されていてわかりやすいが、反対説からは答えにくい。
- ・重要論点の知識を確認するベーシックな問題といえる。ただ、設問2についても、設問1のような多角的な解答を求める形式にすべきではないか。
- ・立場固定など思考力をみるような試験となっている。
- ・「どのような説明が考えられるか。」という出題の仕方について、出題の趣旨にも例示されているように複数の説明方法があるなかで、どこまで回答すれば設問に応えたことになるのかー1つの考え方を示せばよいのか、複数の考え方を示す必要があるのかーが不明確であるように思われる。説明方法を1つ示せばよいのであれば、そのように指示すべきではないか。
- ・昨年までと同様に、自説と対立する見解ないし理論構成を問う出題形式が維持された点は、適切であり、今後も維持されるべきであると考えます。他方で、問われるべき「反対説」のレベルについては、慎重な検討が必要であり、大半の教科書にも必ず記載されており、それを支持する著名な下級審裁判例があるか、少なくとも理論的に明快で、受験生の標準的な知識から容易に想到しうる理論構成であることが必要であると思われます。今回の出題をみると、偽造罪の共同正犯につき名義人本人の正犯性を否定する見解は、上記のいずれの点からも、受験生に問うる「反対説」としては相応しくないのでないでしょうか（特に、名義人の承諾に基づく文書作成について偽造罪の成立の余地をいったん認めつつ、上記の反対説を維持しようとする見解は、かなり筋が悪い。司法試験で問うに相応しい「反対説」の精査は難しい問題ではありますが、と考えられる場合には、例えば、判例の射程を限定する理論構成を問う、などといった出題形式も積極的に試みるべきだと思います。
- ・第1問設問1において、「その他の成立要件についても言及」することが要求されていたが、限られた試験時間の中ではやや難しい要求に思われる。
- ・特定の犯罪が成立することを前提にその理由を説明させる出題は、判例を覚える形の学修方法を促進してしまわないか気になった。
- ・分量がやや多いものの、理論的に整理が必要な問題に関し、論拠に基づいた説明と整合的な結論とを求めている。
- ・設問1の(1)と(2)は、私文書偽造罪と詐欺罪における基礎的ではあるが重要な事項に関する理解を問うという点では適切な問題であるが、論点を明示するほどの誘導ないし条件設定は不要だったのではないかと思われる。また、設問1の(3)は、簡潔な解答だけでなく、学説上の細かな議論に言及した詳細な解答もありうるところ、どのような解答が求められているのかが分かりづらかったのではないかと思われる。設問2は、主に因果関係

と不作為による帮助に関する判例ないし基本的な学説の理解を問うものであり、適切な問題であったように思われる。全体としてみれば、例年よりも基本的な事項を問うものが多かったため、もう少し応用的な問い合わせあってもよかつたのではないかと思われる。

c. どちらともいえない

- ・出題内容について一定の評価はできるものの、原理原則をより重視した出題にすべきと考える。
- ・設問における検討事項の指示が具体的であり、法的問題を抽出する能力を問うことができないように思われる。過去問を解いて勉強する受験生に対し、刑法は「論証パターン」を覚えれば合格するという印象を与えかねず、基本書離れが進みそうで懸念を感じる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・総論・各論の基本的な論点を問うものであり出題内容自体は適切であるが、特に〔設問1〕について回答方法の指定が詳細に過ぎる嫌いがある。
- ・2025年度の司法試験（本試験）論文式刑事系第1問、つまり刑法の問題を見て、その解説を兼ね、少々懸念事項を書きます。

* * *

この問題は、【事例1】に対する〔設問1〕と、【事例2】に対する〔設問2〕から成っています。【事例2】には「【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。」という注記がありますが、内容は全く独立の犯罪ですので、これに囚われる必要はありません（というか、なぜ、これが注記されているのか、不思議です）。

【事例1】は私立大学の替え玉受験を例にして、受験番号のみを記すこととなっている答案用紙につき、受験生の甲から依頼された乙が甲になりすまして受験をし、その作成した答案が採点され、合格判定を受けて甲がその大学に入学したというもので、〔設問1〕において、(1)入試答案に関する「有印私文書偽造・同行使罪が成立するとの立場から、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。」を、「特に本件作成行為が『偽造』に当たるかについて、文書の名義人及び作成者の意義をそれぞれ明らかにした上で、株式会社Xの取締役Yがその秘書Zに命じて取締役Y名義の文書を作成させた場合と比較しつつ論じ、その他の成立要件についても言及しなさい。」というものと、(2)乙に対する報酬の一部（5万円）として甲名義のクレジットカードを甲から貸してもらって、乙が甲になりすまし暗証番号を入力するなどして商品を購入した行為につき、「乙に詐欺罪が成立するとの立場から」、しかも「乙の行為は「人を欺く行為」に当たらないとの立場に

反論しつつ論じ」るなどせよというもの、(3)「甲に乙との間で有印私文書偽造・同行使罪及び詐欺罪の共同正犯が成立するとの立場から」、「本件用紙に甲の受験番号である「A 1 2 3」が記載され、本件カードが甲名義であるにもかかわらず、甲に共同正犯が成立する理由に触れつつ」論ぜよというものでした。

ここで驚かれるのは、(1)において「有印私文書偽造・同行使罪が成立するとの立場から」書くことや、(2)において「乙に詐欺罪が成立するとの立場から」、(3)において、それぞれの成立を前提に、「共同正犯が成立するとの立場から」書くようにという指示があることです。なぜ驚かれるかといえば、(1)では現在でも入試答案の「文書性」を否定する見解があり、(3)では名義人ないしクレジット会員自身は自らは「偽造」はできず会員自身がクレジット決済をすれば詐欺にはならないので、仮に犯罪が成立するとしても「正犯」という評価は妥当でないとする見解があることに加え、(2)については、真に会員の承諾を得てのクレジットカードの使用に詐欺罪を認めた「判例」はなく（最決平成 16・2・9 刑集 58 卷 2 号 89 頁は会員の承諾も、また承諾があったとの誤想も認定されていない事案に関するもので、「仮に」以下で述べられた承諾の誤想があっても詐欺罪が成立するという部分は、まったくの「傍論」です。また、この事件の 1、2 審判決は、家族間でのクレジットカードの利用は詐欺罪にならないと考えています。）、また、そのような行為を詐欺罪とするなら、家族間などで行われているクレジットカードの相互利用がみな犯罪となってしまうけれども、——オンライン決済を想起すればすぐわかるように——そのような行為を犯罪と考えることは「国民の規範意識」に反するからです。つまり、この問題は、「国民の規範意識」に反する結論を前提として答案を書くように、受験生を思想誘導しているのです。

この点については、現在、クレジットカードに付帯している E T C カードの家族間利用について電子計算機使用詐欺罪の成否が争われている事件があります。その中で、1 件、大阪地判令和 7・1・14LEX/DB25621843 は、内縁の夫婦間で妻名義の ETD カードを妻の承諾のもと、妻は同乗しないで夫が利用した場合に、生計を一にする者の間での ETC カードの貸与は、「名義人に対する個別的な信用を基礎に信用を供与するクレジットカードシステムの趣旨に反するとは直ちにはいえず」、カード会員「自身の使用と同視する余地が十分にあるものであった」として無罪としています。他の事件では、クレジットカードの会員規約による貸与禁止を根拠として電子計算機使用詐欺罪を認めた裁判例があるにも関わらずです（なお、いずれの事件も、上訴されています）。たしかに、このような行為を犯罪とするなら、親の ETC カードを利用して道路料金を支払った経験のある学生・受験生は、みな犯罪者ということになってしまっててしまうでしょう。それは「国民の規範意識」に反する不当な結論です。つまり、この〔設問 1〕の(2)は、このように「国民の規範意識」に反する不当な結論を受験生に採用させ、それを「洗脳」しようとするものです。このような出題形式は不適切です。せめて、詐欺罪を成立させる立場とそれを否定する立場のそれぞれの論拠を書かせて、最後は受験生の選択に任せるべきでした。

* * *

なお、解答に当たってのポイントを、簡単に示します。(1)では、「偽造」の定義に用いる「観念説」による「名義人」と「作成者」の意義を、代筆のケースと比較して論じることが求められています。これは、「観念説」を正確に理解していれば簡単で、当該書面（ここでは答案）に表示された意思または観念の現実の主体が「作成者」であり、その書面上の主体、つまり「作成者名義」で特定される主体が「名義人」です。本問では、受験番号は甲を示す名義ですから、甲が「名義人」であることに間違いありません。

問題は、甲名義での答案の作成を甲が乙に依頼したので、この答案は甲の意思に基づいているから甲が作成者なのではないかという誤解をしている場合に生じます。こう考えてしまうと、本当案の「作成者」は甲になるので、名義人との間に人格の同一性があり、よて「偽造」ではないことになってしまいます。ひょっとして、多くの受験生は、「観念説」をそのように誤解していたのではないかが、懸念されるところです。

この誤解に基づくと、あとは「入試答案」という「文書の性質」から、本人が自書しないといけないといった「屁理屈」が展開されることになります。しかし、では「入試答案」は、その性質上、一般の文書とどこが異なるのでしょうか？また、視覚障碍者の受験の場合には、視覚障碍者が口頭で答えたものを補助者が答案に代筆するという方法が採用される場合もあります。ここでは、本人の自書はなくても、答案に表示された正解という観念は受験者のものですから、「偽造」が成立することはありません。

そうではなくて、答案に表示されている「解答」は誰の観念なのかを考えてください。それは、実際に問題を解いた乙のものです。したがって、本問では、乙が「作成者」なのです。その乙が甲に割り当てられた受験番号を書いて解答したのですから、この答案は「偽造」文書ということになります。

次に問題となるのは、「入試答案」が「権利、義務又は事実証明に関する」ものなのということです。この点では、単なる「答案」は、解答者が正解と思ったものを欠くだけですから、これには当たりません。そこで、最判平成6・11・29 刑集48巻7号453頁は、

「入試答案」は「それが採点されて、その結果が志願者の学力を示す資料となり、これを基に合否の判定が行われ、合格の判定を受けた志願者が入学を許可されるのであるから、志願者の学力の証明に関するものであって『社会生活に交渉を有する事項』を証明する文書……に当たると解するのが相当である。」と述べて、それが「事実証明に関する文書」であることを認めたのです。単なる「答案」は「文書」でないことを理解しておくことが、解答におけるポイントとなります。

あとは、「受験番号」も人格を指し示す「名義」であるから、本文書は有印文書であることを見記しておけばよいでしょう。

* * *

(2)については、「乙の行為は『人を欺く行為』に当たらないとの立場」が何であるかを書くことが、受験生には難しかったのではないかと思います。しかし、これは簡単で、

現在、クレジットカード会社が会員の家族に向けて発行している「ファミリーカード」が、カード会社の認めた代理人証であることを知っていれば、簡単に書けます。すなわち、「会員が承諾したカード利用は、実は会員自身がその代理人を通じてカード決済をしているのであるから、この場合は『他人にカードを利用させた』には当たらない」と書けばよいのです。代理に関する民法の一般規定は、カード決済における法律関係にも妥当しますので、この場合、カード会社は会員でないものに「与信」をしたことにはならず、よってカード決済システムを害することもないのです。

ただし、こう書いてしまうと、これに「反論」することは難しくなります。だって、このような場合に詐欺罪を認める立場の方が、非常識なのですから。

* * *

(3) については、上記のように(2)について詐欺罪の成立を認める前提が問題ですが、成立するという前提に立っても、前述のように、「二人以上共同で犯罪を実行した」(刑法60条) という要件から見れば、甲も共同で「実行」したのなら、それは甲自身も文書を「作成」し、カード決済をしたことを意味するので、犯罪の成立自体が否定されはしまいかという問題意識で解答が必要です。その上で、あるとすれば、真正身分犯について非身分者はこれを実行できないのに(共謀) 共同正犯が成立し得るというのが判例だから、「実行」そのものに匹敵する貢献をしなくとも共同正犯としてよいのではないかと書くしかないでしょう(それ自体が、共同正犯の制度趣旨に反するのですが)。

* * *

〔設問2〕では、3の部分に書かれている丙とDに対する傷害行為は4以下の「犯行に至る経過」なのか、それとも、3についても犯罪の成否を検討してほしいのか、気になるところですね。実務だと、この部分はたいてい「犯行に至る経過」として扱われるのですが。その上で、4以下では、甲に傷害罪が成立することは間違いないありません。他方、Dの死亡は後続車の「衝突によって生じた肝臓破裂による失血死」ですから、因果関係を否定することが適切です。

丙については、甲のDに対する暴行を、①「監視したり言葉で制止したりする行為」では「本件暴行を確実に阻止できる状況にはな」く、②「身を挺して甲を制止する行為」では「本件暴行を確実に阻止できる状況にあった」けれども「甲が(妊娠中の)丙の腹部に暴行を加える蓋然性は高くなかったが」なお可能性はあり、かつ、3に記述されているのと「同様の暴行を加える蓋然性は高かった」とされています。

そこで、まず、丙を甲の傷害致死罪の不作為による共同正犯とできるかが問題となります。問題文を見る限り、両者には「共謀」はないようですので、片面的共同正犯を認めない前提では、共同正犯はないですね。

次に、丙に不作為の傷害罪または保護責任者不保護致傷罪の単独正犯を考えることになりますが、いずれも、難しいですね。作為義務として①「監視したり言葉で制止したりする行為」では「本件暴行を確実に阻止できる状況にはな」いので傷害結果と間の過程的

因果関係が認められません（なお、法定刑は、刑の下限が3月である不保護致傷罪のほうが、傷害罪の不真正不作為犯より重いことに注意してください）。また、②「身を挺して甲を制

止する行為」では、妊娠中の丙が腹部に暴行を加えられる可能性が残っていますので、②を義務とすることは酷です。

そこで、①「監視したり言葉で制止したりする行為」でも「本件暴行を阻止できる可能性は相当程度あった」ので、帮助の促進的因果関係（正確には、不作為による帮助では、義務たる作為によって犯行を困難にすることができた関係）により、傷害罪に対する不作為による片面的幫助とすることが考えられます。

* * *

なお、それでも、この事例のモデルとなった札幌高判平成12・3・16高刑速（平12）号227頁は、妊娠中で家庭内暴力の被害者に酷な犯罪阻止義務を課しており、現代の人権感覚からみておかしいと思われます。これをモデルに出題するのは、私なら躊躇します。

e. 適切でない

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- 以下通り、いずれの設問も、捜査及び公判に関して、基本的問題から応用問題に至るまでバランス良く問うものであり、受験者の知識・理解の程度を振り分けるのに適している。

すなわち、設問1では、逮捕に伴う無令状捜索・差押えが許容される趣旨・根拠に関する基本的知識をもとに、相当説・緊急処分説いずれの立場にとっても、無令状捜索・差押えが認められる典型例とは異なる要素が盛り込まれた具体的事例を、どのように解決すべきかが問われており、事実の分析・評価能力、論理的思考力の深さを測ることができよう。

また、設問2では、2-1において328条に関する基本的知識・理解を確認した上で、2-2において弾劾証拠の実際の利用場面を念頭に、公判前整理手続の趣旨を踏まえた証拠調べ請求の制限（316条の32）の適否という発展的問題を検討させることを通じて、条文に関する知識のみならず、実際の手続運用への理解、問題解決に向けた思考力を試すことができると考えられる。

- 基本的事項についての出題であり、標準的なレベルの問題と考える。

- ・各設問とも刑訴法解釈論上の重要な論点に関する出題であること、また、各場面での事実の差異が法的評価にどう影響するかを考えさせる出題であることから、理論の理解と実践的能力の双方を問うものとなっている。法科大学院教育と実務とを接続する問題として妥当である。
- ・法科大学院の授業で必ず取り上げる重要論点を素材としつつ、事案を工夫することにより、刑事訴訟法に関する基本的学識と法適用能力を試す出題となっている。とりわけ、設問1は、被疑者宅ではなく、第三者宅で被疑者が逮捕された事案とすることにより、逮捕に伴う無令状捜索・差押えに関する受験生の理解度を適切に判別できるように工夫されていた。設問2—2で出題された公判前整理手続終了後の証拠調べ請求の制限も、関連する下級審裁判例の知識 자체を問うものではなく、公判前整理手続の趣旨に関する基本的理解を問うものと思われ、同手続の実務上の重要性にも鑑みれば、適切な出題であるといえよう。
- ・法条文を根拠に適切に判断できる問題である。
- ・法科大学院における一般的な学修内容の理解度、応用力を試す内容になっている。
- ・特に平成30年度以降は、平成20年代に出題されていたような、受験生の限られた学習時間では到底対応できない難問あるいは試験現場での限られた解答時間では到底解答不可能な事務処理量を要求する奇問が出題されない傾向が続いている。本年度の出題内容もこの傾向に沿っている。今後も是非、この傾向を続けてほしい。

分量について。〔設問1〕が実質的に小問3つ、〔設問2〕が小問2つで、やや分量が多いように見える。しかし、実際には、〔設問2-1〕について、過去に同じ論点が問われた年度の問題と比べてかなり易しい出題にされており、受験生の解答時間に配慮されたものとなっている。

全体の難易度について。出題された各テーマは、いずれも教科書や判例百選掲載レベルの裁判例を中心に学習を進めている受験生であれば十分に対応可能なものばかりである。また、当該テーマが問題となった先例や典型例との事案のズレを意識させる出題も含まれており、受験生の理解が表面的なものになっていないかを試す内容となっている。

これらの理由から、本年度の出題は適切であると考える。

- ・捜査法の問題については、未出題の基本的論点、指導判例のある論点など、重要論点がバランスよく出題されている。証拠法の問題についても、指導判例のある論点のほか、重要な実務的な視点の問題であり、適切であった。公判前整理手続問題については、在学中受験者に不利であるとの意見もあるかもしれないが、問われている論点自体は、百選登載判例で問われているものであり、決して偏った出題ではないと考える。むしろ、受験生に対し、タイプを重視した過度の論点中心主義の学習に陥らないようにとの良いメッセージとなったのではないか。
- ・逮捕に伴い捜索差押、328条の弾劾証拠の範囲は、いずれも刑事訴訟法の基本的論点であるとともに、前者は捜査手続の考え方、後者は伝聞証拠に関する考え方を理解する上で役

に立つ論点であり、その理解を問うことは刑事訴訟法全体の理解を問う上で適切と思われる。ただし、ここ数年の出題は、様々な論点を含む事例問題が多かったが、本年の出題は、上記2つの論点に集中した問題となっていることから、当該論点については掘り下げた論述を求めることができたと思われる反面、特定の論点についての得意・不得意が影響していないかが気になる。

- ・問題の分量および難易度の双方ともに適切である。
- ・出題内容は、法科大学院の教育内容に照らして適切だと思料する。解答時間に比して、設問数がやや多いようにも思われるが、その妥当性は答案の状況を勘案しなければ確定的な評価をできない。
- ・設問1、設問2とともに、基本的な論点及びそれに関する重要判例についての理解を問うとともに、事例の具体的な事実を適切に拾い上げてそれを（判例における事案との差異を意識しつつ）評価する能力を問うものであり、適切であると考える。
- ・設問1はいずれも逮捕に伴う捜索に関する基本的な問題であり、適切なものであるといえるため。設問2の1.についても証明力を争うための証拠についての基本的な論点であり適切といえるため。2.については、他の問題と比べるとやや難易度が高いようにも思われるが、公判前整理手続の趣旨を踏まえて問う妥当な問であるように思われるため。
- ・どこの法科大学院でも講義の中で取り扱っていると思われる捜査・公判・証拠に関する重要な問題点が出題されており、要求される論述量も無理のない範囲におさまっていた印象である。公判前整理手続に関する問題点は、主として実務基礎科目で取り扱う内容であると考えられるが、LS生はそうした科目についても真摯に取り組む必要があることを示すという意味でも適切な出題であったと考える。

b. どちらかといえば適切である

- ・難易度、出題論点とも妥当なものと思われる。〔設問2-2〕は、どの点まで論じてほしいのかがやや不明確な部分もあった。
- ・設問1については、基本的な論点に関する出題であり、事実関係もそれほど難しいものではなく、受験生の基本的な理解を問う意味で良問であると評価しうる。他方で、3つの处分の適法性を検討させる問題構成となっており、全体的に分量がやや多く、とりわけ②に関する論証の負担が質・量ともに大きいように感じられる。設問2-1についても基本的な論点に関する出題であり、基礎的理解の正確さによって評価に差が付く問題であって、良問であると思われる。これらに比べて、設問2-2は、やや難易度が高く、事実関係の評価において実務的素養も求められるが、判例百選にも掲載されている高裁判決を知つていれば十分対応できる問題であり、また、判例を知らなかつたとしても、312条の32に基づく証拠請求制限の問題であることを理解し、「やむを得ない事由」への該当性を具体的

事実関係に即して検討すれば、無理なく解答に到達できる内容になっており、現場での思考力を適切に評価しうる問題といえる。以上を踏まえると、刑事訴訟法の出題全体として、難易度や内容面のバランスはおおむね取れていると考えられる。

- ・分量や内容について大きな異論はない。
- ・基本的事項を問う問題が大半であり、その点は適切であると考える。公判前整理手続に関する設問は応用的問題として出題されたものと考えられるが、あえて応用問題を問わなくともよいように思う
- ・法科大学院の教育レベルに合致している。
- ・検討すべき各論点は、やや高度なレベルのものを含んではいるが、概ね法科大学院教育で取り扱う内容又はその応用的内容であり、また、いずれも論理的思考力を問うものであつて、適切と思われる。ただし、問題文の分量は（昨年を除き）近年やや増加傾向にあり、抑制することが望ましい。また、検討すべき論点の数も、些か多すぎるようと思われる。とりわけ設問1については、下線部①のほかは、下線部②又は③のいずれかのみとすべきであった。②③とも本問事例の事実関係にあっては摘要・分析すべき事情が多いため、②③双方を回答させるのは時間的に酷である。
- ・今回出題された、逮捕に伴う無令状捜索・差押え、328条で許容される証拠の範囲、そして公判前整理手続後の証拠調べ請求の制限（316条の32）については、いずれも重要な論点として一般的に認識されているから。
- ・論点は適切であるが、事例が単純でひねりもないのに、差がつかないのではないか。法的センスや真の論点理解によって差が出る現場思考能力は不要で、規範を覚える記憶力が試されているように思われる。予備校利用者に有利ではないか。
- ・刑事訴訟法に関する基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を試す問題となっている。ただし、やや細かな知識・理解・応用力を問う設問もある。
- ・出題の趣旨によれば、下線部③に関して「同判例は……『同視することができる』ということの法解釈上の位置付けまでは説示しておらず、この点については各自が法解釈を開拓することが求められる」とされている。最決1996〔平8〕・1・29の「同視する」という表現は法220条1項2号の本来の適用範囲を逸脱することを示しており、同視して逮捕場所以外で無令状捜索差押えをする場合には、強制処分法定主義との抵触が当然に問題となるところである。しかし多くの受験生はそのことを十分に認識していないように思われ、設問1のごく簡潔な問い合わせでは、多くの答案が、逮捕の現場で捜索差押えを実施するのに困難な事情であれば逮捕の現場でなくても現場でおこなったのと「同視」でき、「同視」できる事情が認められるので適法だ、とするだけで終わっているのではないか。（とくに③については）条文の文言および捜査に関する刑訴法の基本原則との関係に留意させる表現を設問1の文に加えて、その点を意識させるなどの工夫があったほうがよかつたように思われる。
- ・設問2が検察官の証拠意見を踏まえた検討を求めている点と、公判前整理手続の制度趣旨

を踏まえた検討を求めている点で、出題に工夫が見られる。

- ・基本的論点についての理解度を問うことのできる出題となっているから。ただし、より深い理解を問うために、学説の対立があるものについては、異なる立場からの見解を求める出題が増えても良いのではないか。
- ・基本的な論点にかかわる問題であり、法科大学院の授業においてもおおむね、詳細に検討する内容だと思われる。その上で、基礎的理論及び自説を明確にしつつ、詳細な事実の認定・あてはめを求めていると思われ、適切な内容である。他方で、受験生側の問題でもあるが、比較的最近の判例・裁判例を素材としたと考えられる問題については、学説では裁判所の判断と異なる理論展開も行われているが、裁判所の判断と同様の見解ばかりになりかねないこと（知識をそのままはきだすなど）が懸念される。

c. どちらともいえない

- ・基本的な事柄を問う問題であることは良いが、例年に比べ論じるべき事項が多いように思われ、個々の事項についての結論とその理由を要領よく記述する能力が問われているようく感じられる。刑法の場合には事実関係の分析力や刑法的な思考力を試すために、のような論点の多い問題の出題もやむを得ないところがあるかもしれないが、刑訴法では、手続的な論点について、ある程度手続、制度の趣旨に遡って、深い理解と説明を求めるような問題が望ましいのではないか。要領よく記述する能力ばかりが求められると、予備校が出している論証パターンを暗記してそれを記述するような勉強の仕方を助長するのではないかと懸念される。
- ・設問2は、伝聞法則および公判前整理手続の基本論点と基本原則を問うもので、事例も自然であり良問。ところが、設問1は、論点自体は基本的論点だが、事例の事実設定が、不合理・不自然と言わざるを得ない。具体的には、甲がX宅に逃げ込んだのに、警察官がXに対してのんびりと事情聴取をしている、甲はX宅に逃げ込んだのに、（部屋番号から1階と想定されるにもかかわらず）部屋からさらに逃げようとせず漫然と部屋にとどまっている、甲を手錠を掛けずに逮捕している、さらに手錠を掛けずに逮捕したのに、結局、手錠をかけて連行しているなど。作題能力に疑問が残ると言わざるを得ない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問1は基本的な論点に関するものであるが、①～③の複数の場面を重ねて問うことで、理解の深さや理論的一貫性をはかることができる問題だと思う。設問2のうち公判前整理手続の部分（小問2）については、カリキュラムの関係で実務科目をまだ受けておらず、

その意味で勉強が手薄な受験生もいたと思うが、あくまで基本的な部分を聞くという趣旨であればよいと思う。

e. 適切でない

(4) 倒産法

a. 適切である

- ・第1問と第2問で様々な観点から受験者の能力を問う優れた問題であった。
- ・基本的な知識を試す問題が出されている。
- ・[第1問]については、破産手続開始が係属中の訴訟手続に及ぼす影響、および否認権に関する基本的な出題であり、重要論点について確実に知識を習得し、それを事例にあてはめることができるかを問う、オーソドックスな出題問うことができ、まさに法科大学院における授業をきちんと受けていれば確実に解答できる問題といえる（ただし、否認権における価額償還請求の基準時については若干難易度が上がるが、ここで差を付ける趣旨としては、十分あり得る出題であり、また過去にも価額償還請求の基準時については出題があることを見れば、問題はないと考えられる）。

[第2問]については、管理命令、牽連破産、そして再生計画案否決否決後の再度の申立ての許否と、おそらくは多くの受験生にとってあまり耳慣れない出題であるが、これらについても、D I P型手続の趣旨、再生手続申立棄却自由の理解等、基本的な制度理解を前提に推論すれば、十分対応可能な問題であり、良問と評価できる。

- ・基本的な論点（特に、第1問の破産手続開始時に係属する訴訟手続の帰趨等）を取り上げているため。
- ・法科大学院でも講義科目内で説明する内容と重なる部分が多く出題されているほか、基本知識の具体的な活用能力も測定できる内容となっているから
- ・破産法も、民事再生法も、受験生に倒産法の基本的理解を問う出題であり、適切であると考えられる。

b. どちらかといえば適切である

- ・やや分量が多いかという印象

- ・以前に比べて、基礎的な理解があれば、思考を使って回答が作成できる穩当かつ良質な問題となっている印象があるため。もっとも、倒産法選択者は、破産と民意再生が対象科目となっているが、近時の状況に鑑みると、破産法のみの出題でも良いのではないかと感じる。他の選択科目に比べて、受験者の負担が些か大きいように思われる。
- ・細かい知識の説明を求める問題が目立つ印象であり、今後の出題方針を含めて、その妥当性の検証が必要と感じる。
- ・第1問設問1は基本的な理解を問うものとして妥当である。設問2小問(1)は、破産法162条3項括弧書と166条の指摘を受験生に要求したりするのはやや行き過ぎの感があるものの、それを除けば偏頗行為否認の基本的理解を問うものでおおむね妥当である。小問(2)は、受験生はやや戸惑ったのではないだろうか。遺産分割の無償行為否認性を前提に、破産法160条3項の時的要件のあてはめ、167条2項の現存利益の検討を要求する点は、やや技巧に走りすぎた感がある。価額償還請求の算定基準時を問う点は妥当であるが、現金と不動産とで検討を分けさせる技巧的な設問にする必要があつただろうか。第2問設問1は、DIP型手続たる民事再生制度の基本的な理解を問うもので、妥当である。設問2は、民再249条と250条の関係をきちんと理解していることを求めるもので、良い問題と考える。設問3は、百選(6版)7事件の学修を基礎に、民再25条の適用を検討させる問題で、良問である。
- ・第1問設問1は、破産財団に関する訴えの取扱いとの関係で、行使上の一身専属権の破産財団該当性の理解を問う、良問である。第1問設問2は、設例としては、Dが本件土地の現物返還が可能な場合であることが想定されているものと思われ、見解としては、現物返還が可能な場合に、反対給付の返還について財団債権となる部分がなくても、価額償還を請求することができるという見解が前提とされているものと思われるが、戸惑った受験生もいるように思われる。第2問設問1は、再生債務者の公平誠実義務の具体的な理解を問う良問である。第2問設問2は、牽連破産の理解を前提に、条文を注意して読めば解答することができるが、やや細かいことが問われているように思われる。第2問設問3は、適切である。
- ・個別の論点は、典型的なものとその派生的なものではあるが、事例がやや特殊な場面設定になっているように思われる。

また、特に第2問の設問1のように、背後に実務的な感覚も求められるものもあり、単に法律を学ぶだけではないものとなっている。

- ・全体として、基本的な問題と発展的な問題でバランスよく構成されている。第2問の設問1(2)はやや難しすぎる点、第1問と第2問の問題数が多すぎる点が気になった。

c. どちらともいえない

- ・倒産法でも事実認定力を試そうとした問題設定だったと思うが、第1問も第2問も実務的にはレアケースが前提となっているように感じた。講義では実務でよくあるケースを前提に講義を進めているので、特に再度の再生手続の開始決定について禁止されるのかなどの方向性で検討してしまう学生が出てしまい、25条各号のあてはめをすればよいという発想が出てこなかった場合に、当該学生の事実認定力が正当に測れない可能性があるのでないか危惧したところである。
- ・第2問の設問1(1)は良問であるが、同(2)は、法曹の卵を選別する試験としては、専門的に過ぎ、相当でない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・設問数が多すぎるため、一問一答型の回答が必要となってしまう。設問を絞って、受験生の論述力を試すほうがよいのではないか。

e. 適切でない

(5)租税法

a. 適切である

- ・第1問自体はやや難しい内容を問うているが、参考条文があることで比較的容易に論点に辿り着くことができる。第2問は、とりわけ法人税法22条の2という新しい条文を積極的に出題した点を評価したい。それ以外でも授業で取り上げるべき基本的な論点が多く、勉強している受験生なら何も書けないというようなことはなかったと推測される。
- ・所得税法・法人税法・手続法の全般から条文と判例を中心にバランスよく出題されている。とりわけ、法人税法についても出題していくので学習を怠らないようにとの出題者の意志が感じられる。
- ・基本的な素養を問う問題であったから。
- ・事案が複雑過ぎず、また、基本的制度に関する条文への素直なあてはめを問う問題があつたことも適切だと考えられる。
- ・いずれの論点も法科大学院で教えるべき内容であるとともに、やや深い思考を要求する問題も含まれている。

- ・分量・内容ともに標準的であるため。
- ・第1問について、基本的な事項を条文に基づき適切に処理できるかという点を問う問題と理解しました。法科大学院で教えている内容で十分に対応可能な問題だったと思います。第2問について、第1問と比べるとやや難しい印象を受けました。
- ・法科大学院で学修される基礎的な内容についてバランスよく出題されており、誘導も丁寧である。しかし、確定申告の要否については、社会常識に含まれる知識であるが、多くの受験生にとっては、時間内に該当規定を発見できたか否かにより明暗が分かれたと思われる。もちろん、社会常識は当然理解しておくべきだというメッセージであれば、特段の異論はない。

b. どちらかといえば適切である

- ・一つ一つの問題はよく考えられており、租税法的思考を問う問題として適切である。ただ、結論を導くために検討すべき点が多かったり、基礎的知識でない知識や条文が必要とされたり、全体としてボリュームが多いが、そのわりに最高裁判決についてのしっかりとした理解を問うものがないため、制限時間内で書くべき点を取捨選択できたかどうかが得点差につながったのではないかと想像される。分布表をみるとかぎりでは、70点～60点代が少ないため、しっかりと基礎を習得している者でも他の選択科目と比べて得点を伸ばしにくかったのではないかと思われる。
- ・問題内容は適切だと思いますが、問題の分量が多いように思います。
- ・第1問は、租税法令の基本的な理解と主要判例の理解を踏まえて、具体的な事例への当てはめを問う設問として良問であると評価できる。昨年（令和6年）は、国税通則法の条文を単に知っているか否かという暗記の有無で左右される設問が存在していたが、今年度は同様の設問は存在しておらず改善されている。
- ・第1問、第2問とともに、各設問の求める解答内容は明確であり、その難易度も本法科大学院における基本的な租税法の学修を前提としてちょうど良い水準（やや易しいと言えるかも知れない）と評価される。

それにもかかわらず、aではなくbとしたのは、180分という試験時間に対して、求められる作業量が多すぎると考えるからである。十分な時間があれば、相応の解答ができる能力を持っていても、この分量をこなそうとするとそれぞれの設問について十分な検討を行ない、正しく解答することは相当程度困難であると考える。

出題意図は同じ立場の教育者として理解できるものの、第1問設問1で、所得税法72条1項と同法62条の両方に触れる求めている点、第2問設問1で寄附金該当性に触れることを求めたり、設問3でCの給与所得該当性を論じさせたりする点は、解答量を増やしており、「対比」を求めることが重要性は出題意図のとおりと考えるが、やや不用意

に論点を広げる出題方法には疑問を覚えざるを得ない。また、第1問設問2と第2問設問3が、ともに一時所得と雑所得の区分を検討させる点で重複があることについても全体としての出題内容という観点から、疑問を呈しておきたい。

なお、第2問設問4で、給与所得者の確定申告の要否について問うている点は、租税手続法の学習を疎かにすべきではないとのメッセージとして、高く評価できる。

- ・第1問は適切であるが、第2問は、少し難しすぎる。債務確定主義の問題であることや法人税法22条の2の問題であることを設問等で示唆した方が受験生にとって解きやすいと考える。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(6) 経済法

a. 適切である

- ・最近出された重要判例の事案にいくつかの修正を加えたと考えられる問題や、基本的な事項が確実に理解されていれば、問題文の事実をよく読むことで解答可能な問題が出されている点で、司法試験の問題として適切であると考える。かつては、平成20年の経済法のようにほとんどの受験生が回答することが困難なため、客観的評価ができるのか、他の科目との間に不公平が生ずるのではないかと疑われる試験問題もあったが、本年度の試験問題にはそのような問題ではなく、受験生の法的能力を評価するのに適切な問題であると考える。

- ・難易度がそれほど難しくないため。

- ・弊害要件で検討すべき様々な論点、すなわち、市場画定、競争停止や排除効果、正当化理由について、幅広く解答させる問題である。

- ・第1問は事業者団体規制の理解を、第2問は不公正な取引方法の理解を問う問題であった。基本的な考え方の理解を問い合わせ、その知識を事例に応用できる力を身につけているかを

みる問題であったという点では、例年の傾向と大きく異なるものではない。独占禁止法の体系的理解・基本概念・基本的な論点に関する理解を問う問題であり、問題のレベル感は適切であったと思われる。

- ・反競争効果の発生機序（Theory of Harm）としては、基本的に、〔第1問〕は競争回避、〔第2問〕は競争排除が問題となっており、バランスの取れた出題となっているようにも感じられる。〔第1問〕については、論点自体は比較的オーソドックスなものが題材となっている。〔第2問〕については、近時のケースを参考にしたと思われるものの（ただし、川濱昇ほか編『経済法判例・審決百選〔第3版〕』別冊ジュリスト268号（有斐閣、2024年）に登載されている著名かつ重要なケースである。）、こちらについても基本的な理解を問う問題といえよう。いずれの問題も、奇をてらうのではなく、基礎を丁寧に確認しつつ初見の事案への応用を問う形になっており、現在の司法試験制度のもとでは概ね適切な出題であるようにも思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・第2問の適用条文の選択肢が多く、受験生にとってやや難易度が高いように思われる。
- ・第1問の設問2は、出題の趣旨からみて適切な事例か疑問。他は、適切と考えます。
- ・解答に必要な知識の水準はよいが、事実関係や用語が複雑で込み入っており、読解能力をはかる試験なのかとの印象を与える。

c. どちらともいえない

- ・農業協同組合の行為について取り上げる設問は、参照として農業協同組合法の関連する条文を記載してもよかつたように考えている。

・第1問について

事業者団体の規制第8条に関する問題である。出題の意図は、同条1号と4号の基本的事項を十分に理解しているか否かである。このうち、第4号の「不当に」を公正競争阻害性の観点から説明できているか。また、2条6項の「不当な取引制限」の「不当な」との相違点を認識しているかである。

第2問について

本問は、一般指定12項の拘束条件付取引が中的論点になるものの、排他条件付取引や取引妨害、さらには抱き合わせ販売にも該当しうる。様々なアプローチが可能であることを求めているのかもしれないが、そうであれば、論点がぼやけてしまう恐れがある。もう少し、基本的な問題でも良いように思う。

d. どちらかといえば適切でない

- ・実務における最先端の論点ではなく、経済法上の基本的な論点及びこれに関する司法判断等を正確に理解し、適切にその知識を応用できる問題を出題することが望ましい。しかし、第1問は、法条選択が容易であるばかりでなく、事実関係から論じることのできる論点を欠いている点で、応用問題としては不十分である。一方、第2問にはこのような問題はなく、概ね適切な水準と考えられる。なお、第1問は競争停止を、第2問は競争者排除を、それぞれ問題としており、知識や分析能力を広く図る上で、この点は適切であるといえる。

e. 適切でない

- ・試験問題の量及び質の点で適切である。

(7) 知的財産法

a. 適切である

- ・出題テーマおよび難易度が適切に設定されているため。
- ・複雑化していた問題文が、様々な重要論点を盛り込みつつ、うまく短くされており評価できる。
- ・まず、特許・著作権とも、過去数年に比べて問題文の量が減った。それに対応して、答案に盛り込むべき論点の数も減った。その内容も、特許の(3)を除いて基本的なものであり、特許の(2)以外は論点間の組み合わせもみられない。少数の基本的事項を深く考え、構成にも気を付けて答案上に表現させる出題意図が読み取れる。そして、成績に大きく差が付くことはなかったのではないだろうか。逆にこの問題ができない場合は、合格させない方がよい。これが選択科目のあるべき姿と考えるので、上記のとおり評価する。
- ・特許法、著作権法とともに、基本的な問題についての条文・判例・学説の理解を横断的に問う内容になっており、良い出題と感じた。
- ・典型論点が出題されていること、判例の事案を微妙に変更し、応用力を問うていること
- ・基本的事項を中心に出題している点、事例が複雑すぎない点、設問の数が多すぎない点で適切と考えます。
- ・特許法、著作権法とも、主要な論点の理解を問う問題であるから。

- ・法科大学院の学修で対応できる出題レベルとなっている。
- ・十分に実務的に想定し得る想定を前提に、設問が作られている。一見、論点の数が多いように見られるかもしれないが、そのことにより、個々の論点について、抽象的で実務的ではない論述ではなく、具体的 (specific) で長過ぎない論述をするように、受験者を誘導できることも、好ましい。
- ・きちんと勉強していれば、検討すべき論点を特に困難なく認識できるものである。

b. どちらかといえば適切である

- ・かなり基礎的な問題である点で、基本的に適切と思われる。ただし、特許法設問(1)に関し、最判平成11年4月16日【膵臓疾患治療剤事件】は多分に政策的判断であって、受験生の法的思考力を試すためにこの判決に関して問うことは、あまり適切でないと思われた。
- ・概ね適切と思いますが、第1問(3)の難易度がやや高く、第2問は、やや論点が多いと感じました。
- ・第1問(特許法)は典型論点に加えて譲渡の申出と存続期間との関係に関して考えさせる応用問題もあり、適切と思われる。第2問(著作権法)は、応用問題がない点がやや物足りないものの、典型論点であり、良問と思われる。
- ・特許については、より基本的な問題がよい（現状は、問題を複雑にしきりにしている）が、著作権はおおむね適切。
- ・従来よりも問題文が短くなるように工夫されたことで、検討すべき論点が明確となり、制限時間内に十分解答可能な分量となった。

c. どちらともいえない

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(8) 労働法

a. 適切である

- ・大問1は妥当と思われるが、公務員の退職手当の不支給についての近時の最高裁判決に出題趣旨上は触れられていない。最近の出題である令和6年1問の出題趣旨上は、宮城県・県教委（県立高校教諭）事件・最判令和5年6月27日民集77巻5号1049頁が触れられており、本年度と昨年度とで扱いが違うように感じられた（全額不支給と減額支給とでは、結局審査されるのは就業規則の合理性（及び使用者の具体的な適用における裁量の合理性）なので、大きく異なるとは思われない。個人的には宮城県事件などは公務員に関する事例であり、民間企業にそのまま妥当するわけではないと考えるため、この点に触れず論じても良いように思うので、今年度の出題趣旨に示されていないことは不適切ではないと考える）。

大問2は多くの重要論点を多く含む内容で、出題内容は大変良いと思われるが、量的には相当多くのことを書かかねばならない印象であり、時間内に完成答案にするのはかなり難易度が高いようにも感じた。

- ・設問2で、やや応用的な問い合わせ入っており、考えさせる問題で良い。
- ・基本的な論点と応用的な論点がバランスよく含まれており、近年の判例・裁判例をベースとした出題でもあるため、受験者の能力を確認する手段として有効かつ適切であり、また、翌年からの受験者に対する動機付けの観点からも適切な出題であったと考える。
- ・第1問は、設問1は実務上よく相談を受ける論点であり、設問2は近年問題となっている論点であり、学生が十分に理解すべき問題点が出題されている。第2問も、労組関係で十分に理解すべき重要論点が出題されたものである。学生の力を試すための良問と思われる。
- ・基本的な論点を、適切な数について問うものだと思います。
- ・問われている論点の多くは市販のケースブックや判例集で取り上げられており、おおむね適切な出題と言える。第2問の不当労働行為に関する論点は必ずしもそうとは言えないでの、受験生には難しかったかもしれないが、不当労働行為の要件をしっかりと理解していれば一定の対応は可能であったと思われる。

b. どちらかといえば適切である

- ・設問1は、競業禁止義務、育児を理由とする不利益取り扱いについての問題であり、設問2は、争議行為の正当性、支配介入の不当労働行為該当性について問うものである。事例問題の分量が多い点は気になるものの、おおむね適切であると考える。

- ・内容は労働法の基本的な問題に関する理解を問うものであり、受験生の修得度を測ることができるるものと考える。もっとも、試験時間との関係で全体として分量が多く、時間内で出題の趣旨に適う解答をするのが難しいのではないかとも思った。
- ・例年と比べて問題文が長い。他の選択科目と比べて問題文が顕著に長い。
- ・第1問・第2問ともに基本的な論点についての正確な知識と理解を問う部分が中心となっている。問題の分量と検討すべき論点はやや多く感じ、各論点の検討が表面的なものにとどまらないか懸念がある。なお、法務省サイトの試験問題や出題趣旨のPDFが参照しにくいので、科目ごとに挙げるか、せめてタブをつけるなどの改善を望む。
- ・いずれもオーソドックスで理論的・実務的に標準的な問題だと思います
- ・概ね代表的な基本書で取り上げられている問題であり適切であるが、第2問の③は、裁判例が見当たらず初めてみる事例であり、受験生は結論をどうするか戸惑ったのではないか。
- ・第1問・第2問とも、基本的には、労働法の基本を正しく理解し、重要な裁判例や学説に関する知識を身につけていることを前提として、受験生の思考力・応用力を問う良問であり、難易度も適切だと思う。
- ・重要論点を適切に問うていると考える。ただ、検討すべき点が多く、時間内に正確に完答することは、かなり難易度が高いように思われた。

c. どちらともいえない

- ・第2問がかなり難しい
- ・通説・判例にしたがった出題・採点が行なわれているが、通説・判例に問題がある場合にそれを前提とした問題を作り、通説・判例を暗記、再現できた受験生を合格とすることで、この法分野に未来があるのかという思いを払拭することができない。
- ・契約終了後の競業避止特約が公序に反するかどうかに関する判断基準は、労働関係と関係なく適用されているものですので、それを労働法の問題として出題することにはいささか疑問があります。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(9) 環境法

a. 適切である

- ・基本的事項を問うオーソドックスな出題であり、今後もこのような出題を継続していただきたい。
- ・できるだけ難問を避け、基本的な論点を選んで出題されようとした意図は理解できる。その意味で「第1問」も「第2問」も適切であると言ってよいと思われる。ただし、問題の難易度は高くないとはいえ、設問の数が多いことから、受験生は細かいところで減点されていて、その結果、ひょっとして環境法選択者の得点が低くなる傾向にあるのではないかと（杞憂かもしれないが）危惧された。
- ・環境法が志向する、学問的実務的動向に合致した良問であると思う。
制度趣旨の理解度を問う内容が含まれるなど、表層的ではない学修を求める姿勢は高く評価できる。

b. どちらかといえば適切である

- ・条文を中心に基本的で素直な問題を、誘導も一定しながら問う設問が増えたため。ただし、その分、設問が小分けされ、第1問では5問になっている。問われる分野も例えば2問の環境影響評価については、関連して景観の問題について原告適格等が聞かれるなど、3時間の試験とはいえ、条文を探す時間も考えると、量的には小問0.5から1問分やや負荷が大きいように思う。
- ・第2問設問3で、訴訟要件の検討が求められているが、①処分性：許可と書かれているからといって、それが同条例においてどのように位置づけられているか—監督処分や罰則があるか—が明らかにされていない以上、処分性があるとは軽々に結論づけることはできない。②原告適格：条例の内容が不明なので、個別保護要件の検討は期待できない（特別に一定範囲の住民に手続参加を認めているなどの規定がないかぎり、答案では、検討することができない）。保護範囲要件は充足されると解されるから、保護範囲要件あり、個別保護要件なしという行政法の学部レベルの初步的な知識を問うような問題になっているといわざるをえない。司法試験の選択科目としての環境法の出題としては、適切とはいがたいのではないかと考える
- ・第2問設問3は行政法との線引きが難しいと感じた。
- ・第2問設問2(1)後段の出題は、大塚直『環境法BASIC』の該当部分を読んでいなければ対処できないのではないか、同(2)前段の出題は細かすぎるのではないかとも思われる

が、全体としては適切である。

- c. どちらともいえない
- d. どちらかといえば適切でない
- e. 適切でない

(10)国際関係法(公法系)

- a. 適切である
 - ・国際法の重要論点について、実践的に解釈論を展開する能力を問う問題であり、適切と感じました。問題の分量も適當と存じます。
 - ・出題範囲・出題趣旨ともに適切であったと考えます。
 - ・基本に忠実な問題であるとともに、基本判例を重視した問題が出題されている
 - ・国際法の基本的事項についてバランス良く問う問題となっており、国際法の理解を測るという点では概ね適切な出題であったと考えます。これまで問題文が何を問うているのかが読み取りにくいために、解答の的がやや絞りにくい設問もありましたが、本年度についてはそのような問題がなかったのは良かったと思います。
 - ・国際法の基本的な知識・理解を問う出題であり、出題趣旨と解答すべき内容が明確であるため、受験生の学習成果を素直に測ることができるものであったと考えるため。
 - ・問題のレベル、分量ともに適切であったと考える
 - ・第1・2問ともに、国際法の基本的な内容、とりわけ条約法（ウィーン条約法条約）、自由権規約、海洋法（国連海洋法条約と慣習国際法規則）等の構造と基本的な論点（留保と解釈宣言、条約署名の効果、条約からの脱退等、国際海峡における外国船舶の航行、領域使用の管理責任、国連海洋法条約上の紛争解決制度等）・判例（コルフ海洋事件 ICJ 判決等）を理解していれば、適切に解答することが十分に可能。

- b. どちらかといえば適切である

- ・第1問については人権条約を素材としながら条約法条約の基本的理解を問う良問であつた。第2問の設問1と2についても基本的な論点でよかつた。設問3は、条文があるとはいえ、海洋法は条文数も多いので難しかったよう思う。
- ・設問は基本的な内容を問うもので、適切な内容であった。ただ、国際人権法の問題ではないと言え、人権規約が題材となることに受験生としては困惑したのではないか。別の条約を題材として留保や脱退の設問を問うこともできるので、問題作成のあり方として一考を要したのではないかと思われる。
- ・内容・水準は適切と考える。分量がやや多く、理解の深さより瞬発力が問われることなっているところは改善を期待したい。
- ・国際司法裁判所の重要な判決を参考にした上での出題であり、海洋法・条約法等の解釈・適用についての正確な理解を問う工夫がなされている。
- ・いずれも法典化条約・ごく基本的な判例について学修していれば、回答可能と考えられるため、a適切としなかったのは、次の欄に記述した懸念があるため。

c. どちらともいえない

- ・問題が条約法の論点に偏りすぎているが、回答に関し特に問題はない。問題の対象領域を広げる工夫が欲しい。
- ・全般的に基礎的な問題となっており、奇問珍問がない。その点、好感を持った。ただ若干のコメントを付したい。まず、第1問の留保の中に「社会権規約第8条第2項を想起し、自由権規約第22条第2項にいう…」という文言があるが、この文言が、社会権規約を批准する際にも付されたとすれば奇妙としか言い様がない。自由権規約に対する宣言にのみ有効な文言だから。こうした齟齬がないよう設例には十分な検討が加えられるべきである。出題者以外の者による問題検討が十分機能していないことをうかがわせる。

第二に、毎年言っていることであるが、条約の適用に関し、当該条約の批准状況だけでなく留保の有無についても注記して欲しい。ウィーン条約法条約に対して、問題となっている諸国は留保を付していないことを示しておく必要がある。

第三に、第1問設問2は不適切な問題であると考える。ウィーン条約法条約における異議申立は、両立性原則に則っていないことを理由にして良いが、そうした法的な主張を根拠としなくても、政治的な理由であっても良いというのが一般的な解釈であると思われる。したがって、「国際法上…主張」する意味はない。出題の趣旨がいうような「どのようなことを根拠としてB国の声明は自由権規約の趣旨及び目的と両立しないと主張できるかが問われ」ることはないと考える。さらに、もしも受験者が解釈宣言であると捉える回答をした場合、一層、異議に関する設問2の意義はなくなってしまう。受験者は混乱

するであろう。

第四に、回答の範囲を示すような設問としてもらいたい。設問2第1問では、国際海峡を前提にして通航権を議論すれば良さそうだが、設例で問題となっているのは軍艦の通航なのだから、「外国船舶…通航権」ではなく、「外国軍艦の通航権」と明記すべきであった。また、国際海峡としての性質が否定された場合を想定して、「領海」における外国軍艦の通航に関しても議論するのかどうか、受験者は悩むだろう。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(11)国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・基本事項と応用がバランスよく問われていたと思われる。
- ・基礎的な論点における適切な事案処理を問うものから、ある程度応用的な検討を要するものまで出題されており、実力を図るうえで適切な問題であったと考えられるため。
- ・難問・奇問の類いはなく、いずれも、基本をしっかりと修得しておれば、その応用により対処できる問題であるから、適切な出題であったと考える。
- ・難易度・問題量ともに適切と考えられる。
- ・設問と出題趣旨を確認したが、いずれの設問も国際私法の基本論点について受験者に知見が備わっているか、および自説を説得的に展開するための能力が涵養されているかを問うものばかりであり、法科大学院における教育内容と実情を踏まえていることから、出題として適切な水準であると考えました。今後も、基本論点に関して受験者の知見定着および論理展開力の確認を目的とした出題を継続するように要望いたします。

b. どちらかといえば適切である

- ・法的問題を的確に抽出し、それにルール（明文の規定・解釈による）を適用し解答する、という基本的な問題といえ、難易度としては適切と考えられる。

- ・失踪宣言（第2問）は、司法試験受験生には難易度がやや高かったと思われる。
- ・全体として出題内容は適切であると考えるが、第2問の求める記述量が多いように思われる。
- ・ピンポイントで「仲裁」など、になっておらず、労働契約と不法行為の組み合わせなど、出題幅の偏りを減らす工夫がされていたため。また、設問が多い。国際私法の知識・分析能力が求められるため。
- ・基本的な問題が多い。
- ・第2問の事実関係がやや複雑であったように思われるが、概ね基本事項の理解を問う適切な問題であったと考えられ得る。

c. どちらともいえない

- ・司法試験範囲が国際私法・国際民事訴訟法・国際取引法の3科目であるところ、本年度の試験は、国際私法と国際民事訴訟法（仲裁法を含む）の基本理解を問う出題という意味では適切であったが、ここ数年、国際取引法の出題が継続して行われず今回もなかった点で不適切である。法科大学院では上記3科目をバランスよく教えている関係上、教育内容を反映した出題とするためには、毎年出題せよとは言わないまでも過去そうであったように2年に1回程度は出題すべきであり、国際取引法（特にウィーン売買条約）の出題が数年に亘って一切ない現状は改善すべきである。
- ・限られた時間で検討する試験問題としては、事実関係がやや複雑であると感じる
- ・国際家族法に関する問題の出題が少なく、財産法と家族法の出題バランスが悪かったように感じました。

d. どちらかといえば適切でない

- ・第一問設例が実際の裁判例をもとにして単純に過ぎる
- ・第1問は、労働者の事故に関する設問であり、国際裁判管轄・準拠法の何れについても実務上重要性が高い問題であり適切であるが、第2問の失踪宣言については、公表事例も殆どなく、関連する規定も複雑であるため、司法試験の段階で正確な理解を要求する必要性に乏しく、あまり適切な問題とは言えないようと思われる。

e. 適切でない

3－1. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

- ・知識レベルで要求している水準は標準的でありながら、しっかりと応用力も問うことのできる良問であり、出題趣旨や最低ラインの設定という意味では模範的な出題だったようと思われる。ただ、出題分野の関係上、実際の最低ラインは想定よりは低かったと思われる。
- ・出題趣旨において「本件規制は、聴衆による意見表明に対する間接的・付隨的制約なのか、それとも直接的制約なのか、という点である」としている点について、「間接的・付隨的規制」という多義的な用語で規制の基本的な性格付けを行っている点は、法科大学院における教育にも悪影響を及ぼすと思われる。
- ・憲法については、短答の最低ラインが難易度と比較して高すぎる。短答の問題についても、出題の趣旨を今後は公表すべきである。
- ・想起すべき判例や、その判例を用いた立論の具体例などについて、出題趣旨で説示いただいており、教育面でも非常にありがたく存じます。

その上で、特に施策②について、出題趣旨で示されていた判例を想起しながら論述できた答案がどれだけあったのかという点について、特に本問は公職選挙の候補者自身を規制する典型的な選挙運動規制の事例ではない面もあることから、気になるところもあります。あるいは、こうした出題趣旨に沿わず、判例の論旨を無視し、法源として妥当していない学説（いわゆる違憲審査基準など）のみに依拠しつつ、その学説の理解として不正確といわざるを得ない「パターン」を用いたような答案でも、多くの受験生が判例を——受容するにせよ批判するにせよ——想起した記述ができていなければ、一定の人数を合格させることをもし想定されているのだとすると、結果として合格（相対評価の状況によっては高評価）に達する結果になっていないか、懸念される面もないわけではないです。

- ・出題趣旨において、施策②の憲法適合性を検討するに当たり、第1ないし第3の「留意点」が記載されている。試験の解答としてこれらの留意点すべてを論述することは実際的でなく、留意点をどのように論述すべきか（一つで足りるのか、又は、どれとどれを対比すべきかなど）を併せて述べるならば、出題の趣旨がより明確に伝わるようにも思われる。
- ・出題趣旨には要点が簡潔に記載されており、わかりやすく教材としても活用可能だと見受けられる。

(イ) 行政法

- ・記載の分量としては詳細で望ましいように感じた。もっとも、上述した点と関連するが、勧告事項 2について、「同法の規定の違反に対しては同法に定める措置を採るべきであり、本件条例に基づく措置を採ることは許されない」や「施設が同法の規定に適合していない場合にその規定への適合を求めることが同法の趣旨に反するとはいえない」といった記載は、規範自体を問題にしているようにも見え、仮にそうだとすれば要件該当性判断とは項目を別にして記載した方が良かったように思われる。
- ・とくにありません。
- ・出題趣旨では、法律と条例の仕組みを正確に理解した上で、判例に照らした検討を行うことが求められており、これは法科大学院の到達目標とも合致している。最低ラインを下回った受験者の数は少なく、得点設定は適切であったと考えている。
- ・〔設問 1〕(1) で対比が求められている最判平成 17 年 7 月 15 日について、上記参照。
〔設問 2〕について、本件条例 29 条 2 項の「居住者」および本件条例 32 条の「生活環境を損なうおそれ」の解釈について、上記参照。
- ・出題の趣旨の説明は極めて丁寧にされており、学生にも歓迎されるであろう。
- ・設問 1についての出題趣旨の中で、会議録にある二つの判決をどのように検討に結び付ければよいかを、もう一段踏み込んで記述することが、学習の便宜にかなうと思う。
- ・出題趣旨は丁寧にわかりやすく説明されていたように思う。
- ・出題趣旨について詳しく記述されており、出題者が問うている事項について明らかとなっているように考えられ、この傾向は望ましいと思う。さらにいえば、採点基準や模範解答例などが示されると良いと思う。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・出題の趣旨は大変分かりやすく、受験生にとって大変親切な内容と思われる。設問自体はやや迷わせるものであるが、問われている内容は基本なので、最低ラインは今少し高いところに設定してもよいのではないか。
- ・論文式試験の出題趣旨について、次の通り意見がある。

設問 1(1)アの出題趣旨において、「Aは、業務のため自動車を運転中に他の自動車の運転者と口論となり、口論中に挑発されて本件威嚇行為に出たものであるから、上記（引用注一執行行為契機性・密接関連性）基準を満たし、業務執行性が肯定される」とされて

いる。しかし、口論となったのは運転中ではなく停車中であるし、本件威嚇行為に至った主要な要因はCの執拗な挑発（過失割合もCが8割とされている）である。つまり、Aは業務のため自動車を運転していたが、自動車の停車中に、他の自動車の運転者の執拗な挑発を受け、本件威嚇行為に出たことを前提に、執行行為契機性・密接関連性を判断することになる。業務執行性を否定することも充分考えられ、当然に、業務執行性が認められるとするのは問題がある。

設問1(1)イでは、「被害者側の過失」による過失相殺が認められる事件類型として、配偶者が運転する自動車に同乗中に事故が発生した場合を指摘している。しかし、出題趣旨も、設問1(1)アにおいて指摘するように、本件の本質は、Cの執拗な挑発と、Aの暴行に準ずる威嚇行為であり、本件事故発生はその結果に過ぎない。したがって、本件を交通事故の一種であるかのように捉えるのは不適切である。Dは、AとCの抗争行為に巻き込まれたのであって、偶々配偶者であるからといって、過失相殺をされる理由はないというべきである。

なお、出題趣旨は「設例では、Dの配偶者Cにハンドル操作のミスがあった」として、交通事故であるかのような説明をするが、仮にAC間の口論や威嚇行為と無関係に本件事故が発生したと考えるのであれば、本件事故はCによる自損事故となり、そもそも、Aの不法行為責任が成立するのはおかしい。

設問1(3)では、判例が挙げられており、これに基づいて考え方との趣旨かと思ったが、出題趣旨を見る限り、そういうことではないようである。出題趣旨では、最判平成29年7月24日民集71巻6号969頁のうち、問題文に記載のない部分を参照して、弁護士法72条違反の場合でも、和解契約は無効とならない旨を述べている。この判例の結論を問題文に引用した部分から論理的に導くのは困難であり、問題文記載の引用部分は受験生にとって無益であるばかりか、当該記載について考えるのに時間を取りられる分有害である。

短答式試験の有無が、当該科目の教育のあり方及び論文式試験のあり方に対して与える影響について、ご意見をご記入ください。（任意）

（試験に合格するためにどの程度の知識が必要であるのかを、明確に示されることは、教育上重要であり、短答式試験の存在自体は意義があるものと考える。）

- ・出題趣旨・最低ライン点の設定は、妥当。
- ・講評について、以上の通り、設問1(3)の部分をもう少し厚くした方が良かったように思われる。
- ・弁護士法違反の部分については、民法の授業で扱うことは少なく、他科目の履修状況によって実際の難易度がかなり分かれる問題だったのではないか。
- ・出題趣旨は非常に丁寧に書かれており、合格できる能力のある受験生が独学でも理解できる水準にある点、評価したい。
- ・本年度の出題趣旨は、判例・条文・改正法の関係を丁寧かつ詳細に示しており、教育的価値が非常に高いと感じられた。出題趣旨を適切に読み解けば、受験生が独学であっても、

試験で求められる知識水準や思考の方向性を十分に把握できる内容になっていると考える。

- ・昨年度のように他の科目に比して民法で最低ラインに到達していない人数が大幅に多いといったこともなく、特定の科目的得意・不得意が最終合格に影響する度合いは小さくなつたのではないかと考えられる点で良かったと考えている。出題の趣旨は例年通り丁寧で学習の参考になると考えるが、どこまでが最低ラインか（全員にできていて欲しいことか）、どこからが応用の範囲かということが少し示されてもよいとは感じる（採点実感がその役割を担うのだろうが）
- ・出題趣旨の解説としては適切なものといえる。後日、採点実感の公表により、実際の答案が出題者の意図に沿っていたものがどのくらいあったのか興味深く確認させて頂きたい。恐らくは努力が見られる程度の答案が多い程度だと思われるが、今後も本年のような考え方させる良問を出題して頂きたい。
- ・受験者の暗記力・再現力ではなく法的思考力・現場力を問おうとする出題は適切であった。最低ライン点の設定については特に意見はありません。
- ・例年同様、出題趣旨は大変丁寧であり、受験生にとっても有益であろうと思う。
- ・平均点や最低点が低下しているのは、科目間の難易度のバラツキゆえしかたがないところもあるが、民法の論文式試験に限ると、時間内に書き切れないことが一因ではないか。
- ・出題趣旨の記載内容自体は概ね適切であるが、問われている問題点がまだまだ多いため、この内容を2時間8頁以内で書くこと難しいと思われる。受験生から、出題趣旨に記載されている多くのことを簡潔に満遍なく触れる事務処理能力が求められているという誤ったメッセージとして受け取られるリスクがまだ残っているように思われる。

(イ)商法

- ・設問1と設問2がともに取締役の善管注意義務違反の有無を判定させる問題で、その配点が合わせて75%を占めるることは、バランスが悪いのではないか。また、とりわけ設問1の事実関係が、社外取締役Eの発言内容（「…甲社が不測の損害を被らないよう最善の注意を尽くすべきである」）が現実化したともとれることなどから「本問の主要な論点」が把握しづらくなっている。
- ・問題の分量、難易度から、適切であると評価できる。
- ・出題趣旨は理解しやすく適切である。
- ・採点実感のほうかもしれないが、かならずしも出題者が予定した方向でないが、制度趣旨を踏まえて、自分なりに検討を展開している答案にも一定の評価を与えることを示し、将来的受験生に、論点主義に陥ったり、萎縮して形通りの解答をしたりするのではなく、その場で既存の知識を動員して検討を深める姿勢を奨励してほしい。例えば、設問1について

て、会社法362条4項の解釈について、出題の趣旨においては、機械の購入が単独の取引として検討されるべきことが予定されているようであるが、全体としてみれば大きな規模になる継続的取引に向けて先行投資をするものとしてみて、「重要な業務執行」(柱書)に該当するものであった(そうでなければ、購入の是非が取締役会の話題にもならなかつた可能性もある)というような視点を提示するような答案にも、一定の評価が与えられていることを期待したい。

- ・レベル感として適切なものであったと思います。
- ・試験時間内に解答可能な分量であった。役員の義務についての理解〔設問1〕、判例百選〔設問3〕および近年の下級審の裁判例〔設問2〕についての知識を確認するとともに応用力を問う標準的な問題であったと思われる
- ・基本的な論点を中心に据えながら、事例を工夫したり、近時の裁判例を題材とした事例にすることにより、受験生の思考力を試す問題になっている上に、問題の難易度も適切であると考えられるため。
- ・設問1は、実務の相談事例としても、結論に苦労をしそうな内容。過去問の解答パターンをひたすら記憶しただけでは、解答できないが、Aの責任の有無について結論はいずれであっても、で、取締役の経営判断の裁量の限界について、考えさせる問題として適切である。設問2および3も、問題文の事実に則して、代表取締役の裁量の限界また新株発行の濫用性について検討することが求められ、受験者の思考力が問われて適切。いずれも該当する裁判例はあるが、当該裁判例を知らなくとも、衡平の理念などに基づいて解答はできる。事実関係の展開もそれほど複雑ではない。
- ・問題の量、問われている内容、ともに適量であったと思われる。決して奇をてらった問題ではなく、基本的な事を理解していれば、十分に解答できる問題であったため、問題としては適切であったと評価する。
- ・現場思考の要素が寄り強く求められていること、下級審のマイナー裁判例に素材を求めていることなど、昨年同様懸念材料はある。しかし、最高裁判決の理解をストレートに問う設問3が含まれているように、昨年のような極端な難易度ではなく、条文や基本事項から出発した思考が可能な問題であり、より実力通りの点数が出るであろう、選別力の高い問題であるため。なお、視点の設定(甲社の立場において)は有意義とはいえ、問題文を読み落として意図通りの解答をできなかった受験生が一定数存在したのではないかという点、361条7項に気づくかどうかで解答の筋は変わらないとはいえ、気づいた受験生にとっては論述が悩ましかったであろう点は気にかかる。
- ・設問1および設問2については、体系的に理解していないと論じられないような問題であって、良問だと感じた。ただし、善管注意義務違反の解釈については、いろいろあるので、採点基準が曖昧にならないか、ある程度学習してきた受験者が公平に評価されるのか課題があるように感じられた。
- ・バランスが取れた出題であると考えられるため。

- ・問題文が長くなく、難易度が高くなない。上場会社を題材とする問題であることも評価できる。
- ・基本的な知識をもとにして、一定の応用的な知識もバランス良く問うという点ではある程度評価できる。もっとも、〔設問1〕および〔設問2〕がいずれも取締役の任務懈怠責任について論じさせる問題であり、法科大学院において修得すべき幅広い知識を確認するという観点からは疑問が残る。加えて、〔設問2〕において検討すべきとされるものの中には、甲社における従前の取扱いを否定するものも含まれており、実務的にこのような主張をすることがあるのか疑問である（論点となっているから論じる必要があるというのではなく、当事者の感覚としては不適切ではないか）。
- ・細かすぎる論点や、先端的・実務的すぎる論点ではなく、基本的事項と現場思考を要求するものであるから
- ・会社法に関する条文と判例の基本的な理解をしていることを前提に、その応用力と思考力を問う出題となっている。
- ・会社法の条文や制度について正確な理解がなされていることを前提に、問題文の事実を踏まえつつ現場で具体的に検討できるかどうかを問う内容となっている。
- ・主張反論形式を採用することで、判例規範に批判的な解釈に基づく立論の力を見ることができ、また、規範選択について思考力、事案を評価する力を見る出題となっていること。
- ・百選の論点を中心に準備することを求めつつ一部に推論を要する設問を用意し、それらを鏤めた具体的な事案を提示して実務で直面する事案の処理の対応力の涵養を促す構成が採られていると拝察され、時間不足に陥ることを懸念する受験者層もいないのではないかとも思われるものの合理性を有する出題かと受け止める。
- ・設問1と設問2については、求められる基本知識のレベルが妥当であり、問題文から学生に判断させる点も良いと考える。
- ・法科大学院での学習に沿った出題である。
- ・いずれの設問も近時の裁判例または重要判例の理解を踏まえつつ、法規範を定立して事案に即した解釈運用を図るという法律論の展開を試す趣旨の問題として概ね適切なものと思われる。ただし、〔設問1〕および〔設問2〕のいずれにおいても、甲社の監査役Fが甲社を代表して代表取締役Aに対し甲社に対する責任を追及する訴えを提起した場合に、甲社の立場において考えられる主張とその主張の当否を問うものであり、問題の枠組みの重複がみられる。受験生としては、〔設問1〕で挙げた会社法423条1項の損害賠償責任の成立要件について、〔設問2〕においても繰り返し記述することを要するのかなどは悩ましいところである。複数の大問間における論点の重複について配慮することが望まれる。
- ・法科大学院における学修内容をもとに総合的な力量を試す問題であり、また個々の設問間で適切な出題バランスがとれているため。

(ウ) 民事訴訟法

- ・最高裁判例が引用されているが、当該問題との関係についての説明がなされる必要があると思います。
- ・基本的な事項を確認した上で、事案の事実を適切に抜き出し、評価するという問題の趣旨はよく理解できる。
- ・出題趣旨の説明は、大変分かり易いと思われる
- ・設問3について、最判平成22年を参考判例として出題の趣旨に記載されているが、設問の事案との隔たりが大きく、適切な解説だとは思わない。
- ・問題文から読み取れる出題意図と、出題趣旨の内容には齟齬は無いように思う。ただ、設問3の出題趣旨について、釈明による「不意打ち」、「弁論権の保障」といった抽象的な用語を強調した説明は、マジックワードを用いることは不適切である旨のこれまでの採点実感や法科大学院での指導を踏まえると適切な表現ではなく、今後の受験生が「そのような抽象的な表現で解答しても問題ない」と勘違いするおそれもあるため、避けるべきではないかと思う。
- ・出題趣旨の公表時期が遅かったので、もう少し早めてほしい。
- ・公表されている出題の趣旨・最低ライン点の設定には、特段異議はない。
- ・出題趣旨は概ね分かりやすく説明されており、求めているレベルも妥当である。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・偽造について、出題趣旨と異なる表現の下級審裁判例もあるので、出身校の授業内容に左右されやすいかもしない。
- ・概ね妥当である。
- ・出題趣旨が問題の所在やその位置づけに重きを置いて、解答の方向性をあまりに絞り込んでいくような傾向が薄れたことは良いと思います。ただ、これだけではないという趣旨の同じフレーズが繰り返されるのはどうかと思われ、現状、判例・学説はこういう方向だがこれを見直そうとする議論が見られ、今後の進展に注意してほしいなど、学生に問題意識をもって法科大学院の授業等に臨む刺激となる言葉があつてもとは思います。
- ・出題趣旨において、(1)因果関係の判断基準につき、行為の危険の現実化を問う理解と、因果経過の経験的通常性を問ういわゆる相当因果関係説とを対置し、後者の理解もあり得るとの説明がなされています。しかし、大阪南港事件決定以降、ここで示されているような単純な相当因果関係説を支持する論者は実務はもとより研究者においてもほとんど

居ないのでないでしょうか。それを現在でも維持しうる代表的見解であるかのように説明するのは、いたずらに教育現場の混乱を招くだけではなく、研究者の視点からみても誠実とはいひ難いように思います。司法試験において判例と異なる理解を探ることが排除されいないのは当然ですが、判例と異なる（学説上も少数にとどまる）理解を探るのであれば一定の説明が必要でしょう。そうした指摘もなく、上記のように両説をフラットに併置して、「いずれの理解もありうる」とするのは不適切だと思われます。確立した判例（やその言い回し）がある場合にどのような態度をとるべきなのか、安易な両論併記に逃げるのではなく、一定の指針を示すべきです。（2）また趣旨解説においては、Dに対する暴行につき、傷害の故意にとどまる点についての説明が欠けていますが、殺意を認めるべきではないというのであれば、その点の説明を補う必要があると思います。2歳児の頭部を5分間にわたり強く数十回殴打する行為は、実際に硬膜下血腫を生じさせて意識喪失させている点からしても、十分に生命侵害の危険性を有する行為であり、この点の認識がありながら殺意を否定するとすれば、例えば、死亡結果発生の「認容」が欠ける、などの説明が必要になるのではないかでしょうか。

- ・短答式試験の解答に時間を要し、合格最低ラインに達しなかった者が比較的多数生じたと考えられるが、このような場合に対応する策として、問題の難易度に応じた合格最低ラインの設定を検討する余地があると思われる。
- ・「出題」趣旨であるから、出題後速やかに公表してほしい。
- ・詳細な出題趣旨であり、適切であると思われる。
- ・出題の趣旨は詳細であり、今後の学習に生かすことができる点で、適切と思われる。採点ラインの設定については、最低ライン点未満者の人数が他の科目に比較して少ない点からみると、やや低すぎるようにも思われる。
- ・ここ数年ほど、判例ともいえないような特定の見解（出題委員の私見であろうか？）に至るよう受験生を誘導する設問が目立つ。特定の結論を述べさせるような出題をするときには十分慎重に検討されることを願う。

（イ）刑事訴訟法

- ・（設問2-2について、裁判例と異なる見解について、もう少し詳細な説明があると受験生にとってより分かりやすいように思われる。）
- ・昨年度は出題趣旨が実質2頁であったのに対して、本年度は実質3頁に増加した。もちろん、記述量が多ければ良いというものではない。しかし、受験生は、「出題趣旨」（及び今後公表されるであろう「採点実感等に関する意見」）中に記載されている内容から、到達すべきレベル、更には法曹に求められる法的思考力に関する出題者からのメッセージを読み取ろうとしている。今後も、一定の分量を維持しながら、受験生に対して、到達すべ

きレベル等のメッセージを送り続けてほしい。

- ・本年度試験の出題趣旨は、各設問について、検討すべき問題、必要な法解釈、具体的事例解決にあたって目を配るべきポイントを的確に解説しており、今後の学習指針となる適切なものと考える。
- ・いずれも、概ね妥当なものである。
- ・出題趣旨では、各設問で論じるべき内容が分かりやすく示されており、受験生の今後の学習において有益な指針になると思われる。最低ライン点の設定について、特に意見はない。
- ・出題趣旨の設問1の下線部①については、相当説からの「逮捕の現場」の解釈として、逮捕場所を起点とした同一管理権の範囲内とするが、「起点とする」はどういう意味か。例えば、隣の住宅がXの別宅でも含まれることにならないか。判例実務の考え方では、令状の発付される範囲、すなわちX方が場所的同一性のある範囲となり、甲が間借りしていたわけでもないのでX方の和室の管理権を検討するまでもないようと思われる。
- ・出題趣旨は具体的であり、内容も妥当である。
- ・出題趣旨のほうは、特段、不合理な説明はなかった。

(4) 倒産法

- ・出題趣旨については分量・内容ともに十分である。採点実感の公表が待たれる。最低ライン点未満者が2名であり、これも適当であると思われる。
- ・第2問設問2の再生手続廃止決定の確定後について、裁判所は、「職権で破産手続開始の決定をしなければならないこと（同法第250条第1項）」とあるが、必要的決定の場合（同条2項）ではなく、任意的決定の場合（同条1項）であり、「破産手続開始の決定をすることができること」の誤記であると思われる。
- ・以下の点について疑問がある。
 - ・「価額償還請求」には破産法167条2項の利益の償還も含まれるのか
 - ・第2問設問2において、裁判所は民再250条1項に基づき職権で破産手続開始の決定をしなければならない、とするが、同項は裁判所に職権開始の義務は課していないのではないか。
- ・倒産法の出題趣旨は、明確で論点を把握しやすいものである。採点実感と合わせ、学修に役立つものといえる。
- ・出題の趣旨については、一読してその趣旨が明確に伝わる形でまとめられており、受験生や法科大学院で指導に当たる教員に対して、司法試験委員の意図が明確に示されるものとなっている。
- ・第1問の設問2の小問(2)の出題趣旨として、遺産分割合意に無償行為否認が認めされることを前提に、とあるが、そのように言い切れる事例であるか、疑問に感じる。

- ・何を答案で記載すれば良いかの方向性が相応に分かり易く示されていると感ずる。

(5)租税法

- ・適切と思う。
- ・上記「理由」欄にも記載したとおり、各設問の内容は適切であり、そのことが改めて確認できる分かりやすい「出題意図」であると、高く評価したい。
- ・単なる条文の記憶の有無で左右される問題が混在していた昨年（令和6年）の第1問とは異なり、今年度は出題趣旨が問題文及び設問に適切に反映されていた。
- ・第1問の設問2の定住奨励金の解説は、必ずしも賛成できない。国税庁の文書照会回答が雑所得であるとの見解を示していることは承知しているが、一時所得でないとする理由付けとして不十分である。他の考え方もあり得ることを示した方がいいと考える。

(6)経済法

- ・第1問の出題趣旨において、法第8条第4号の「不当に」が、不公正な取引方法の公正競争阻害性のメカニズムである市場閉鎖効果・価格維持効果によって判断されるべきであるとの説明は、法第8条第4号が事業者団体を行為主体とするカルテルであることと、不公正な取引方法の関係の差異を混同させるものであり、不適切である。実際、第8条第4号でしばしば問題となる自主基準や標準化の場合、品揃えの制限等で需要者の選択肢が減少することが競争制限効果として論じられることが多いが、このような効果を、市場閉鎖効果・価格維持効果の文脈で説明する明確な論述は、受験生の多くが参照するであろう教科書類では明らかにされていない。実務上も、第8条第4号の適用に当たって、不公正な取引方法における公正競争阻害性の枠組みでセオリーオブハームを検討するようなことはなされていない。

そもそも、第8条第4号の「不当に」を公正競争阻害性と称することについて、早い時期に言及していると思われる今村成和「独占禁止法」（新版）（有斐閣・法律学全集）は、あくまでも競争制限性の大きさが、競争の実質的制限に至っている必要はないというこのアナロジーとして公正競争阻害性とも言い得るという程度のものとして位置づけており、出題趣旨の説明は、用語の一人歩きがはなはだしく、受験生にも誤解を与える危険が大きい。

- ・特にありません。ただ年によって難易度にはらつきがあると思います。
- ・出題趣旨の分量及び内容並びに最低ライン点はいずれも適切であると考えている。
- ・本年度の出題趣旨については、第1問の設問(2)における「一定の取引分野」＝市場、の

画定方法に関して、出題趣旨で示されている画定方法は比較的最近の令和6年「経済法」の出題趣旨（同年の出題趣旨17-19頁参照）に書かれた、専ら競争制限を目的又は効果とするカルテル・入札談合に関する公取委実務・多数説の市場の画定方法（ただ、これは最高裁判決によって確立した考え方ではなく、調査官解説では、これとは異なる一般的・客観的な市場を画定するのが本来であるとの考え方方が示唆されている。）を示すことが求められているようにみえる。確かに、本年度の問題文の事案を前提にすると、そのような書き方でもよいと思うが、過去問である平成24年第1問、平成28年第1問では、それとは異なる考え方の下に、共同行為の対象外の商品との需要の代替性（平成28年第1問では需要の代替性に加えて供給の代替性）の有無を問題文の事実を見て検討させることを求めていたのであり、市場の画定方法に関して受験生に対してどのように教えたたら良いのか判断に迷わざるを得ない。自分としては、受験生がより高い点数がとれるように学説とは別に常に出題趣旨に沿って解答を書くように教育してきたので、今後、出題趣旨を書く際には、過去問における出題趣旨や採点実感に示された考え方との整合性という点にも十分に配慮してほしいと思う。

- ・第1問の設問2の出題趣旨は、ハードコアカルテルとして8条1号を正解としているようであるが、Aで市場画定せず、各割増料金をそれぞれ市場として画定するのだろうか。A市場を前提にすると、割増料金は毎回発生するものではなく、Aの販売額と比べれば小さいだろうことから、A市場のごく一部における価格を引き上げるものであり、A市場全体の「価格を…左右」したといえる程度にまでは至らず、8条4号を選択することも正解ではなかろうか（百選の日本冷蔵倉庫協会事件の解説など参照）。
- ・第1問の出題趣旨について、「独禁法8条4号に定める『不当に』とは、公正競争阻害性のうち自由競争減殺のおそれを意味する」との言説は明らかに不適切である。「公正な競争を阻害するおそれ」とは独禁法2条9項6号柱書にある法律概念であり、これは不公正な取引方法について求められるものであり、法的には明確に8条4号とは無関係である。仮にそのような学説があったとしても、それは違法性の程度が公正競争阻害性と同等であるという程度に過ぎず、同意味と解することはできない。また、企業結合ガイドラインに基づく市場画定を求めているようであるが、需要者にとっての代替性あるいは供給者にとっての代替性を的確に検討することができるだけの事実関係が示されていない。これは商品の範囲についても地理的範囲についても同じである。同様に、価格維持効果をもたらす旨を説得的に論証するように求めているが、これも説得的に論証できるだけの事実関係が存在しない。出題者は自らが設定した前提である「Aには、製造時からの時間経過に応じて品質が劣化して、商品価値が次第に損なわれていく商品特性がある」としていることを失念していないか。特例取引による安値が商品価値の劣化を反映したものであれば、価格維持効果を支える事情にはなり得ない点に本件特有の問題がある。なお、品質基準が適切か、極端に劣化した品質のAを用いた場合の安全性や建築法令上の問題はないかなどは、問題文からは適切に検討する余地はなく、選択的流通の議論に準じた論点

の解決も難しい。

第2問の出題趣旨については概ね問題はないが、市場閉鎖効果の考慮要素として挙げられる各要素が適切に事実関係として問題文中に存在するかには疑問もある。また、正当化事由も「比較的容易に判断できるはずである」とするが、Xの考えるよう生産の増加がXの融資活動によるものである場合、正当化が認められる余地が生じ、非常に難しい判断となる。なお、東京高裁令和元年11月27日判決にあるように、本件では独禁法22条の適用除外が検討される必要がある（無論、適用除外はあきらかに否定される）が、出題趣旨に含まれておらず、採点に及ぼす影響が懸念される。

- ・第1問の出題趣旨に疑問がある。8条4号では市場画定や競争への悪影響について具体的な立証は求められてこなかったのではないか。出題趣旨の理解によると、価格維持効果や市場閉鎖効果では説明できない8条4号の先例は存在しないことになってしまう。
- ・第1問の出題趣旨において、法第8条第4号の「不当に」が、不公正な取引方法の公正競争阻害性のメカニズムである市場閉鎖効果・価格維持効果によって判断されるべきであるとの説明は、法第8条第4号が事業者団体を行為主体とするカルテルであることと、不公正な取引方法の関係の差異を混同させるものであり、不適切である。実際、第8条第4号でしばしば問題となる自主基準や標準化の場合、品揃えの制限等で需要者の選択肢が減少することが競争制限効果として論じられることが多いが、このような効果を、市場閉鎖効果・価格維持効果の文脈で説明する明確な論述は、受験生の多くが参考するであろう教科書類では明らかにされていない。実務上も、第8条第4号の適用に当たって、不公正な取引方法における公正競争阻害性の枠組みでセオリーオブハームを検討するようなことはなされていない。

そもそも、第8条第4号の「不当に」を公正競争阻害性と称することについて、早い時期に言及していると思われる今村成和「独占禁止法」（新版）（有斐閣・法律学全集）は、あくまでも競争制限性の大きさが、競争の実質的制限に至っている必要はないというこのアナロジーとして公正競争阻害性とも言い得るという程度のものとして位置づけており、出題趣旨の説明は、用語の一人歩きがはなはだしく、受験生にも誤解を与える危険が大きい。

(7) 知的財産法

- ・著作権の(2)について、リツイート事件（最判令2.7.21）に言及した場合、加点事由となるか余事記載となるかが気になる。
- ・適切であるが、「リサーチツール」といったしばしば偏った論じ方がそれがちなバズワードを入れずに、出題趣旨が示された方が好ましかったかと思われる。
- ・本年度試験の出題趣旨が未だ公表されていないため、意見は差し控える。最低ライン点

についてとくに意見はない。

- ・第1問設問(3)のY1の反論について、出題の趣旨に沿った解答ができる受験生は少ないのではないかと思います。また、第2問設問1において、問題文では文章Pと文章P'の具体的な内容が分からぬいため、文字数の違いから類似性がない旨の主張に思い至る受験生は少ないのでないかと思います。

(8) 労働法

- ・1. 参照すべき判例・裁判例として、労働判例百選に掲載されているメジャーなものだけでなく、重要判例解説にも掲載されていないマイナーなものも、その判断枠組みを踏まえるべきものとして指摘されている。労働法学において重要であることは理解できるが、労働法が選択科目であることから、受験生にとってやや過剰な要求となっているように思われる。
2. 「検討すべき法律上の論点を挙げて」の意義について、令和4年司法試験第2問の採点実感等でも今回の出題趣旨と同様の解説がされている。しかし、一般的な文言解釈として、今回の出題趣旨等にあるような解釈を受験生がするのは困難であり、いわゆる受験テクニックとなってしまっているように思われる。「Xの代理人弁護士として検討すべき法律上の論点を挙げて」とする等、問われていることの意味が明確な問題文にした方がいいのではないか。
- ・第1問について、広島中央保健生協事件の規範を用いないと減点のようであるが、出題趣旨が自ら認めるように、上記判例はあくまでも軽易業務転換の事案である。これを規範として明確に提示していなくても、均等法や育介法の条文の「理由として」という文言へのあてはめがきちんとできていれば合格点を与るべきではないかと考える。また「参照されるべき規範ではないことの理由の説明」まで求めるというのはあまりに過大な要求である。
- ・団体法を必ず独立した1問として出題すると難問化する。団体法の論点は、個別法と融合するような問題とすればよい。
- ・第1問の出題趣旨において、退職金支給制限条項の合理性の検討に際して労働契約法第7条を挙げているが、就業規則の合理的限定解釈にあたって同条の問題として扱うべきかについては、学説は分かれているのではないか。また、第2問の予告義務違反のストライキの正当性に関する論点は最高裁判決もなく下級審判決の立場も分かれていることから、どのような検討をすれば評価されるのかがわかりにくい。
- ・第1問の個別的労働関係法は、従来から重要とされてきた論点に加え、近時注目される争点も適切に取り上げており、全体として良質な出題であると評価できる。第2問の集団的労働関係法は、不当労働行為に関する複数の論点を横断的に検討させる構成となってお

り、出題上の工夫が見られる。他方、実務に相当通じていなければ、限られた試験時間にこれほど多岐にわたる論点を十分に処理しうるのかについては、一定の懸念が残ると言わざるを得ない。今回の出題に固有の問題ではないが、集団的労働法の設問については、論点数をやや絞り、各論点に対する理解の深度をより的確に測定できるような、よりシンプルな構成とすることも一案であると考える。

(9) 環境法

- ・令和 6 年は環境法選択者の合格者数の比率が低かったが、今年は相応のものに戻り安心した。出題趣旨については、字数制限があるために簡潔にしているのかもしれないが、より丁寧な説明を要望する。
- ・第 2 問設問 3 に関する出題趣旨の記述が、行政法理論の概略にとどまっているが、景観利益と地域住民の関わりという事情の扱いについてはそれでわかるとして、地域住民の意見聴取が定められているという事情をどう扱うべきかに触れて欲しかった。
- ・出題趣旨については特に意見なし。最低ライン点については、当該年度・各科目の出題の適切性との兼ね合いもあるなど、一概には評価できない。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・選択科目にまで最低ラインを設ける必要があるとは思わない。国際法が 0 点であったとしても、その事実をもって法曹としてやっていく能力を否定することはできないだろう。
- ・第 1 問設問 2 の出題趣旨の一部について疑問がある。一般に多数国間条約に対する留保に異議を唱える場合、必ずしも「条約の趣旨及び目的と両立しない」との判断で異議を唱えなければならないわけではないのではないか。たしかに国際司法裁判所の「ジェノサイド条約に対する留保」についての勧告的意見では、そうした限定が付されたが、それは必ずしも一般的実行になっていないと思われる。ただし、人権条約の留保についての異議については、そのように限定する傾向が強いことはたしかである。このようなことが気になった（よく実態を知っている）受験生にとっては、同設問の問い合わせ、「国際法上どのような主張に基づいていると考えられるか」は、意味がよく分からぬことになる。
- ・内容・水準は適切と考える。分量がやや多く、理解の深さより瞬発力が問われることなつてているところは改善を期待したい。
- ・いずれの問題についても、基本事項の知識と理解を問うものであり、適切であったと考える。
- ・出題の趣旨は的確に論点を指示している。

- ・基本的な問題が多く、その点はよかったです。今後もこの傾向は続けてほしい。

(11)国際関係法(私法系)

- ・国際関係法（私法系）に関する限りですが、出題趣旨は簡潔かつ明快に記載されており、受験者にとっても納得できる内容であり、また教員にも、指導に必要な指針を提示してくれる有益なものであったと考えています。なお、最低ライン点の設定については、その水準を下回った受験者数と、国際関係法（私法系）の合格比率をみると、昨年度以前と同水準であることから、今年度の設定も例年並みであったと理解しました。この点について特段の意見はありません。
- ・特に改善を求めるなどの意見はない
- ・第一問が、不法行為準拠法、労働関係・労働契約準拠法に関する、現在日本の学説実務の水準を反映した出題採点であったとしても、それらが国際実務上また理論上問題の多いものである点に疑問の余地なしとしない。それらを理論的に批判する視座を以てなされた解答が適切に評価されているのであろうか。
- ・出題趣旨には、いくつか疑問点が挙げられる。まさに出題趣旨を理解できるかどうか？が点数のつく解答とされるように思われる。問題の事実関係が多岐にわたるほど解答の可能性は広がるものと考えられる。まさにその点に配慮して、法科大学院の授業で行なっている。とはいっても、公表されている出題趣旨に愚直に従うと、いわゆる論点を抽出し「コスパのよい」（在学中合格者の言葉）解答をすることで足りる、というメッセージになってしまふことを強く危惧する。その他、例えば用語法（とくに、条理を使えそう？）という安易なメッセージになり得る用語にも疑問をおぼえた。

3－2．短答式試験の影響についてのご意見

(1)公法系

(ア)憲法

- ・基礎知識を固めるうえでも、また論文試験の前提としても、短答式試験は重要である。しかし、毎年多くの問題を出題することもあってか、難易度が高いものや判断に迷うような問題も散見され、学生の負担がやや重くなっているように思われる。
- ・短答式試験は、基本的知識の偏りのない網羅的な定着を図る上では、今後も必要だと思われる。また、論文式試験で必要となるものは、最終的には「書き方論」ではなく、基本的

事項の理解・知識であり、論述に必要なコンテンツであるので、短答式試験対策のための学習は論文式試験対策にも有益だと考えられる。

- ・広く基本的知識を問うものに純化されるのであれば短答式試験の必要性は肯定されるが、過度に難しい出題により合格すべき能力を持つ者をふるい落とすことのないような出題を望む。また、現在の論文式の出題が人権分野に集中している点は是正していくべきであろう。
- ・憲法については、総論や統治の知識はもっぱら短答式試験で問われており、短答式試験は重要である。
- ・憲法の短答式試験において、近年、とくに統治関連の学説問題の難化が著しいと指摘されている。こうした傾向は当該科目の基礎知識を確認するという点において、短答式試験の趣旨から適切といえるか疑問である。受験生に判例の学習を促すためやむを得ないのかかもしれないが、もう少し違った方法での対応はできないかと個人的には思うところである。
- ・もちろん、短答式に回答するための学習が増えるが、そのことは、論文式の問題に取り組む際の基本的な知識ともなり、有益な影響が大きいと思われる。
- ・短答式試験があることにより、特定の分野に偏らない学修が促される面は確かにあるが、論述能力を養うための学修に悪影響が出ないよう、徒に難易度を上げることなく、適度なレベルに抑える等の配慮が必要であろう。
- ・憲・民・刑の教育負担が重くなっている。
- ・必要以上に細かい知識を要求しており、特に未修者を中心に動搖と不安が広がっている。授業の観点からも、憲法の基本的考え方や論証の方法に十分な時間を割くことが難しくなり、教育内容を大幅に変更せざるを得ない状況にある。
- ・短答式試験の対策をすることは、憲法の基礎的な知識の確認をすることになり、憲法という科目、論文式試験への準備の点で有意義だと思われる。
- ・かつては短答式試験が形式的にも実質的にも足切りの役割を果たしていたが、現在の同試験の難易度や合格率からすれば、既に存在意義は変化したと考えざるを得ない。憲法に関しては、もともと他の法律科目に比して参考判例が少なく、それゆえに相対的に学説の重要性が高くなるところ、短答式試験は学説の基礎知識とその応用問題が一定数含まれることから、全く無意味というわけではない。仮に同試験が廃止となった場合、受験生は論文式試験の書き方にしか関心を抱かなくなるであろう。そのため、通常の授業の中で、学説の講義に割く時間を現在よりも増やすなど、授業内容の見直しは必定である。論文式試験のみで受験生の実力を測るのに必要にして十分なのかどうかについては、さらなる検討が求められると考える。
- ・現行司法試験において商法・行政法・訴訟法・選択科目が論文試験のみ=短答出題なしという状況にある一方、あえて憲法の統治機構のみにつき上記所科目とは正反対に短答出題のみ=論文試験なしという扱いを続けることに何らかの合理性があるのか、疑問の余

地がないか？

- ・短答式試験が教育の在り方に与えうる影響として、今回のご出題に関して考えたことは、前記1（2）の理由欄の（2）で記した通りです。

そして、短答式試験の有無が、論文式試験に与える影響については、直接関連するお話をとはいえないかもしれませんけれども恐縮なのですが、短答式試験で主に聞かれている判例等の知識を、論述に活かせていない学生が、例年、一定数ないし相当数いるように見受けられるところはあります。具体的には、判例の知識などは専ら短答用に学び、論述については、前記の判例を無視した「パターン」を憶えることに終始するなど、短答用の勉強と論述用の勉強とが乖離しているような学生です。もとよりこれは、授業での工夫や、あるいは論述式試験での出題の工夫（判例を具体的な事例に応用するという趣旨をより徹底する等）などを通じ、ある程度は解消可能なものかと思います。また、論述式試験の形式では問い合わせが、しかし重要と解される分野の知識などを短答式試験で聞く、という役割分担などを通じ、受験生に憲法の全体を学んでいただくという出題方針も、もちろんあります。

- ・短答式試験により憲法の全分野の基本的な理解を確認した上で、論文式試験において、実務と深く関係する憲法分野に重点を置いた問題を作成できる点で、短答式試験の存在意義は十分にあるように思う。
- ・一般的に、短答式試験が存在することによって、憲法については統治分野も含めた全体的な学修が受講生に求められることとなるため、「統治の勉強をしっかりとするように」との適切なメッセージを伝えることができていると思われる（ただし、今年のように、一科目の短答式試験について平均点と足切り点にあまり差がない場合、一科目の短答式試験のみで不合格とすることが適切であるかどうかは深刻な問題である。）。
- ・憲法分野の場合、短答式試験対策の勉強を通じて判例の趣旨や枠組みを理解し、それらを用いて論述するということが考えられます。そのため、短答式試験があることで、論文式試験にも良い影響を与えていていると思います。ただ、本年度の第1問のように、現在ではあまり役に立たないと評価されている議論を使って出題するのは「出題のための出題」であるよりも思われまして、短答式試験でこのような出題が増えることになれば、教育や論文式試験にも、かえって良くない影響を与えてしまうのではないかと思います。

また、判例に対する批判的な意見や統治に関する事柄の理解は論文式試験ではなかなか問えないと思いますので、短答式試験でそれらを扱っていただくことは、教育上も良いことだと思います。

- ・論文式試験で統治機構に関する問題がほとんどないため、短答式試験があることで、からうじて学生の統治機構に関する学習意欲を維持しているように思われる。
- ・憲法分野における論文式試験については人権論からの出題が主になる以上、法科大学院における憲法学修は、人権論に力点を置きがちである。ただし、憲法の意義及び機能は人権保障に限られない。短答式試験があることは、統治機構論を含めて満遍なく憲法を学修す

ることを促す契機になっている。

- ・今回の平均点の低下は、過年度にもまして試験の最終日に挫折感を与える非情な効果を生じていたようにも思われるが、CBT 移行後も論文式試験の採点対象を限定する合理的な理由が失われるようには見込まれず、また、短答式試験の実施にあたり憲法が出題科目から除外されるようにも見込まれない。については、短答式試験を初日に実施する時間割への回帰も検討可能ではないかと思われる。

(イ) 行政法

- ・处分性や原告適格などの頻出事項を除き、知識の獲得が不十分になっている。これ以外の事項で、ある知識の有無が決定的な意味を持つ設問があった場合、出来不出来の差が大きくなるのではないかと危惧している。
- ・行政法については、短答式は今後も不要と考える。個別法に則した検討が求められる行政法の論述式試験には、短答式の存在はあまり直結的には影響を与えないと思われるが、受験生にとって加重な負担となるように思われる。
- ・行政法の論文式試験問題では、行政法の解釈についての基本的な知識と重要判例の射程が問われており、短答式試験が実施されていないことによる支障は特にないようと思われる。
- ・かつては司法試験の問題を説くのに超人的能力が必要であり、受験者数低迷の中で主要科目に絞って負担を軽減したという経緯がある。しかし、短答の知識自体は法律家として必要なものであり、論文試験の難易度を今後下げていくのであれば、主要科目でなくとも何らかの形で復活は合って良いよう思う。
- ・行政法に関しては短答式試験がないことにより、处分性、原告適格、本案といった論文頻出論点のみを習熟するインセンティブが生まれ、科目全体の学習が手薄になる影響があると思われる。
- ・印象論にすぎないが、条文を軽視し、判例の定式ばかりを重視する学生が増えている傾向があるように思われる。
- ・短答式試験がないために、学生が論述試験の頻出論点（处分性・原告適格・行政裁量）ばかり勉強し、それ以外の事項をあまり勉強しようとしている傾向が看取できる。そのため、難易度は高くなくてよいし、出題の分量も多くなくていいので、短答式試験を復活させてもらいたい。短答式試験の復活が難しいようであれば、論述試験の中で頻出論点以外の事項についても浅く広く問う問題を設けてもらいたい。
- ・行政法に関しては、事案を正確に読み解き、法文を的確に解釈して適用するにあたり、細かな前提知識が必要となる局面は少ないので、短答式試験がなくとも、教育の在り方や論文式試験の在り方に大きな影響はないと考える。

- ・現在、短答式試験がないことによって、法科大学院の授業では重要論点、重要判例を中心として学習することで、行政法の基本的な考え方を身につけることができ、学習の負担も適度なものとなっているように思われる。他方、授業で扱い切れない細かな論点について受験生が自ら学習する意欲を持ちにくい面があると思われるが、行政法という科目は最初の段階ではそれでも良いかもしれません。
- ・行政法においては、暗記しておくべき知識量は必ずしも多くないと思われるから、短答式試験を実施せず、論文式試験において修得した知識の運用・応用力を問うというのは適切であると思う。
- ・行政法の短答試験が廃止されてから10年以上になるが、判例や基本的な概念の理解について学生の理解が不十分な場合が増えたようと思われる。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・民法において、短答式試験用の教え方というものはなく、基本的な事項に関し、論文式試験として出題したらどうのようになるかを考えつつ講義・指導していれば、自ずと短答式の知識としても定着する。
- ・無ししてしまうと、論点主義の学修に偏りかねず、有りのほうが望ましい。
- ・家族法も含め、短答で問われうる論点が論文試験に出題されている現在の傾向は妥当だと思う。
- ・短答式試験において、範囲の広い民法の知識を満遍なく問うことにより、民法の基本的知識の習得の有無を問うことができている。この点で、ロースクール生に対しても知識に偏りがないように指導することが可能となっている。
- ・民法では、択一試験対策で知識の絶対量を増やすことが、論文試験への対策として役立つことは多く指摘されているところかと思います。私が担当する授業においても、知識の絶対量を増やすために、詳細なレジュメを作成・配布するなどの対応を実施しているところです。
- ・条文や判例の知識を定着させる役割を果たしている。
- ・民法の中には論文式試験によってよりも短答式試験によって確かめることが適當な内容があり、過度にいわゆる論点偏重の教育にならないためにも短答式試験を課すことは適切である。
- ・在学中受験の開始後、予備試験を受験する学生が増加している。その背景としては、下3法・行政法について予備試験には短答試験があり、その学習が司法試験の本試験の学習にも役立つことが挙げられる。

- ・択一で基本的な知識を身につけさせるということで、学習の発展過程の一つであり、論教育の在り方等に影響を与えるものではない。
- ・民法は必要とされる知識が非常に多く幅広いため、短答式試験は不可欠であり、教育においてはそのような知識の必要性を受験生に伝え、その習得を促すことに資する。論文式試験については、短答式試験の存在が、知識の幅よりも考える力を重視する出題を可能にする側面がある。
- ・実務家登用試験である以上ある程度は止むをえないが、短答式試験で正解するためには判例の結論に従わざるを得ず、異説を教えるのに躊躇する。また、学生も判例の結論を猛進する傾向にあり、深い検討を加えるという姿勢を欠く原因となっている。短答式試験の学習がそのようなものであるために、論文式試験でも判例に異を唱えるということは考え難く、悪い意味での答案の画一化に寄与しているように感じられる。
- ・短答式試験は基礎知識の習得を促す機能を持っており、必要である。
- ・短答式試験は、到達度の客観的な指標として機能し、基礎知識の網羅的学習を促す役割を果たしてきた。他方で、短答対策が過度にテクニック化すると、論文で必要な思考の筋道や事案分析が疎かになり得る。短答式試験を廃止した場合、基礎知識の定着を法科大学院教育で徹底するといった、法科大学院における教育との役割分担を意識した再設計が必要となると考える。
- ・基本となる知識を民法の全領域にまたがってきちんと知っているということは論文式試験で記述する材料を調べているという意味でも重要である一方、授業での伝達というよりは学生各自の自己学習に委ねられる部分もあるので、試験で試すことに意味があるし、また過去問が蓄積されることで学生にとっての学習教材になる意義もあると考える。
- ・司法試験短答式試験の有無が、教育のあり方に根本的な影響を与えるわけでは必ずしもないようと思われる。一方、司法試験短答式試験の有無が司法試験論文式試験のあり方に対して与える影響については、予想や見通しを立てることが難しく、特に意見はない。
- ・商法に見られるように、択一試験がなくなると、論文に出る論点しか勉強をしなくなる。あまりにも細かい条文知識は別として、基本的な条文知識、基本的な判例の知識を問う択一問題は学生に勉強させる動機付けのためには必須であると思われる。
- ・短答式試験は基本的な事項の理解を問うための問題と考えられ、論文式試験の出題はその応用的な問題になっていると考えられることから、特に教育に影響があるとは思われない。
- ・論文式試験で答案を書くためには基本知識を取得していることが前提となる。そのため、基本知識を問う短答式試験はあったほうがよいと思われる。授業では、短答式試験をコンスタントに6割程度正解できることが論文を書く最低条件である旨指導している。
- ・短答式試験が過度に細かい知識を問うものにならないかぎり、また、論文式試験が過度に論点重視にならないかぎり、論文式試験の勉強をきちんとしていれば、短答式試験で大崩れはしないだろうと思うし、そあるべきだと考える。そのようなあり方を前提とするか

ぎり、短答式試験の有無が、民法教育のあり方や論文式試験のあり方に影響を与えるということはないものと考える。

- ・短答式試験があることにより、条文の内容やそれ自体としては論文式試験では問い合わせにくいような知識について確認することができるため、教育上の有益さがあると考えている。
- ・短答式試験は、当該科目において法的な問題を論じるうえで必要な基本知識の確認をするものとして意味があり、論文式試験とは趣旨を異にするので、民法では、現状でよいと思う。ただし、上述のとおり、基礎知識の確認から外れるほどの細かい条文知識を問うのは趣旨に合致しない。

また、主要3科目以外は短答式試験がないので、基礎知識が大きく欠ける合格者がいることが憂慮される。

- ・民法においては、短答式で基本的な条文・判例の理解を問う問題が多く、論文式試験で必要される基本的な学識の有無を短答式試験で試していると思われ、短答式試験があることは有意義であると思われる（今年度は短答式試験で問われるような条文等の理解を論文式試験の基本的な学識として出題されており、短答式試験の勉強が論文式試験にも役立ったと思われる。）。

(イ) 商法

- ・ごく基本的な知識の確認という点で、短答試験は有用であると考える。
- ・商法については短答式試験がないので、科目教育への影響はない。
- ・短答式試験がないことで、基本知識が定着しておらず、基礎的な条文操作にも不安のある学生が見られます。こうした問題は、当然ながら論文式試験にも波及しています。
- ・基本的な論点と、おそらく多くの受験生にとってはその場で考えさせることになる論点を含んでいる。
- ・短答式試験は、学生の基本的知識の充実を促す点ではメリットがある一方、仮に細かい内容を問う問題が出されることになると、真に必要な理解・知識の習得に手が回らなくなるというデメリットも生じ得る。そして、商法の短答式試験はどうしても、やや細かい内容に問題になりがちであるため、現在のように短答式試験は不要とすることで良いのではないかと思われる。
- ・短答試験がない科目的ため、細かい知識の習得まで必要なく、そのため憲・民・刑に比べて、学習時間が少なく、学生の勉強意欲も低いのは確かであるが、その分、細かな知識にとらわれることなく、基本的な事柄を正しく理解し、事例に即して考える問題が論文試験では聞かれているので、短答試験がないことが悪い影響だけを与えていたりではなく、むしろ、良いのではないかと思っている。
- ・基礎知識を正面から問う要素を定期的に入れているため、手続・条文についても学習する

ことが求められており、短答式試験がなくとも大きな問題はない。

- ・商法科目の場合、短答式試験の内容と論文式試験の内容には懸隔があるため、短答式試験向けの教育は商法科目の授業としては行っていない。しかし、短答式試験で問われる内容は、法曹の実務に不可欠のものを含んでいるので、これを廃止することは適当ではない。また、短答式試験を廃止すると論文式試験の内容を変更しなければならず、複雑で解答の難しい出題になることが予想されるため、この点でも商法科目に関する短答式試験は廃止すべきではないと考える。
- ・商法に短答式試験を導入すると、かなり細かな知識の暗記が求められることになり、実施は困難なのではないか
- ・特に影響はない。
- ・短答式試験で問われていた分野（特に、商法総則・商行為）についての学習が手薄な学生が多いように思われる。
- ・在学中受験を多くの学生が目指す現状においては、商法（特に商行為法、手形法を含む）を隅々まで学ばせるよう求める短答式試験の復活は、司法試験予備試験の受験組、とりわけ、大学入学後早い段階から司法試験予備校で学習している者やベテラン受験生に有利に働く。その意味で、現在の方向性と正反対の効果を生み、法科大学院のみならず、法学部教育（法曹コース）においても司法試験予備試験を意識した過剰な詰め込み学習が行われることを危惧する。短答式試験は行われないことが極めて望ましい。
- ・レギュレーションの推移を問わず対応可能な卒業生を輩出することが使命と受け止めるものの、短答の絞込み倍率のかつてとの比較も考慮し判例をベースとした出題内容が大きく変わらなければ学生の学修・その指導への影響は大きいものとはならないと思われる一方、短答が加わることでの必要知識量・学習量の増加が大幅なものとなれば学位性の負担のほか結果へのフロックの作用する割合の増大や増員に伴う質に関する喧伝に拍車がかかることも懸念されないではないようにも思われる。早くから企業法務に習熟特化したインハウスローヤーの需要も高いものがある一方、法律家需要及び法曹志望者の指向も多様なものがあり、1科目程度選択科目を加える方向性も検討に値するかとも思われる。
- ・商法の論文式試験は専ら会社法分野から出題されており、短答式試験が廃止されている現在、法科大学院教育における商法総則・商行為法・手形小切手法分野の教育のあり方が問題となっている。会社法以外の分野について学生の学習意欲が減退している中、今後も会社法のみから出題されるのであれば、法科大学院教育における商法分野の学修の範囲を会社法に限定する等の措置を探ることも検討に値するものと思われる。
- ・商法には短答式試験はない。

(ウ) 民事訴訟法

- ・平均点と最低ライン点とが接近しすぎているように思います。問題の難易度を適切に設定できないようでしたら、いわゆる「足切り」は廃止すべきではないでしょうか？
- ・短答式がなくなったことで、論文式試験で基本的な知識を問いたいのは理解できる。しかし、設問の中に課題が多く設定される結果、1つ1つの問題を十分に検討する時間がなく、浅い答案しか期待できないのではないだろうか。
- ・基本的な制度について、いちいち悩まないよう頭に入れておくことは必要と思われる。また、論文式試験で単純知識を問うことを回避することにもつながる。
- ・短答式試験がなされないこと（及び論文式試験で出題される問題が、いわゆる講学上の「論点」に傾斜しているように思われること）により、手続的規律や手続の流れについて学習する必要性があるとの意識が希薄になり、学生は、総じてこの点の理解が浅くなっているのではないかと心配される。
- ・判例や試験問題に出てくるような民訴法の論点が問題となる事案は例外事象・異常事態であって、まずは基本的な民事手続の規律内容を理解しておくべきという考え方には、大方の賛同が得られるのではなかろうか。そこで、実務に出たときに最低限理解しておくべき基本的な民事手続の規律内容を問うような短答式試験は実施しても良いのではないかと考える。このような趣旨の短答式試験の実施によって、受験生（しばしば基本的知識が抜けているきらいがある）にその旨の知識を詰め込むよう動機づけることは有意であると考える。また、場合によっては、短答式試験において、民事執行法、民事保全法や（本年で言えば）家事事件手続法といった手続法に関するごく基本な問題も出題して良いと考える。
- ・民事訴訟法は現在短答式試験の対象科目ではないが、訴訟法こそ実務において知識が必要な場面が多く、短答式試験を実施すべきであると思う。いわゆる論点の学修に終始して体系的な理解ができていない受験生は多いが、短答式試験の学修が訴訟法の体系的理解に繋がり、論文式試験のための学修も兼ねることになると思う。
- ・短答式試験は基礎知識の獲得と定着のために有益と考える。
- ・短答式試験のための学修は、基本的知識を一通り入れるのに有用であると考えるが、短答式試験のない科目では学生は論文式試験のための勉強に注力しがちであり、結果、基礎のないまま応用ばかりに目が行っている学生も散見される。民事訴訟法の論文式試験においては、基礎的概念の正確な理解の測定にも配慮がされているとは感じられる。
- ・短答式試験がないことによって、学生の意識が論文式試験で問われそうな論点ばかりに向いてしまっており、（本来は論文式試験でも必要であるはずの）条文や判例等の知識が疎かになっている印象を受ける。
- ・短答式に向けた学修には、テキストや講義で学修したことが理解できているか、記憶できているかを効率的に確認できるメリットがある。また、論文式がCBT化されることにより

タイピング能力が成績を左右するのではないかとの懸念があるが、短答式試験により、タイピング能力による差を補正することも考えられるかもしれない。

- ・短答式試験がないと、条文を隅から隅まで読む機会が失われる。しかし、民事訴訟法は実務的な条文が多いので、実務についてからそのような機会があるので、短答式試験は特に必要はないと思う。
- ・民事訴訟法に関して短答式試験が廃止されていることにより、学生が同法における基本的な概念の理解をおろそかにしたまま合格に達してしまう可能性はあるといえる。しかし、これは旧試験下でも同様であり、現在は、多くの法科大学院生が予備試験の受験、あるいは受験準備をしているのが実情であることにも鑑みると、大きな問題ではないと考える。

本年の試験問題では、「主要事実」「抗弁」といった、基本概念を解答させる課題もあり、いわゆる短答式的な知識も重要であるとのメッセージが込められた出題をしようとした意図も伺える。

むしろ、左の質問の意図とは若干異なる論点ではあるが、短答式試験が最終日にあることによって、体力と集中力に自信のないものには酷となっているようであり、実際に、自らも女性である受験生から、総体として体力差のある女性に酷であり、女性の合格者が伸び悩むのは、日程に原因があるのではないかとの指摘を受けたことを付言しておく。

- ・民事訴訟法については、細かな知識は修習や実務で必要に応じて身につければ足りるので、現状どおり短答試験は必要ないと考える。
- ・短答式試験があった方が、授業にせよ自学自修にせよ、その学修を通じて偏りのない制度全般の学修を促すことになる、と考えている。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・従来、短答式問題のできばえで端的に当該受験者の合否を占うことができていたように思われる。その因果経過についてはよくわからないが、逆に言えば、決して有害な試験方式ではないということではなかろうか。
- ・学生が、短答試験を意識して、細かい知識を詰め込むために学習時間を費やすことのないようにした方が良い。細かい要件は実務で身に付ければよい。
- ・偏った学習になることを避ける意味でも短答式試験の存在は学習上有意義であると考える。出題が大変であることは重々承知しているが、是非継続と、満遍なく出題されることを希望する。
- ・近時の短答式の傾向からすると、論文式の出題と上手く連動しているので、できる学生にとっては論文式のための知識定着のツールとしても活用できているように思います。論

文式だけではやはり聞ける範囲に限りがありますので、短答式で網羅的に受験生の知識を確認できるのは良いことだと思います。

- ・細かい字句の暗記のために授業をする時間がない。
- ・短答式試験は基本的知識の涵養、確認にとり重要なものであり、論文式試験だけでは法文や全体についての知識を確認することができないとの補完として機能している。
- ・論文式試験だけではカバーしきれない知識を広く問うことができる短答式試験は不可欠と思われる。当該科目的教育においても、この点を踏まえ、特定の論点に偏ることのない総合的知識の提供が必要となろう。
- ・短答式試験の存在は、論文式試験での出題が事実上予想されない犯罪類型や問題点を含めて、基礎知識・基本的理解ができる限り広く授業で取り上げ、また時間的限界から授業では取り上げられない点も含めて自学することを促すもので、不可欠と考える。
- ・短答式試験は、学生の取組みが遅く、思うような結果につながってはいないのですが、広く基本的な知識を得て法的な論理をその上に積み重ねていく基盤を修得させるうえでは（授業すべてをまかなえない以上）、授業で学んだことをそれ以外のテーマで活かすための学習機会として（そのような学習指導がうまくできているかは心もとないのですが）有益だと思います。
- ・短答式試験の出題により、論文式試験で頻出される論点の学習のみならず幅広い刑法学の学習の必要があることを在学生に認識させることができるので、短答式試験の出題は今後も必要であると感じるが、短答式試験ではあくまでも刑法学上の知識を問う問題に限定して出題すべきであり、長文の穴埋めを必要とする問題は出題数を限定すべきと思われる。
- ・論文式試験においては、前年度までの出題テーマとの重複を回避すべき要請が特に強く働くほか、特に刑法では論文式の出題が難しい問題領域（性犯罪関連の論点）があり、出題可能な論点は自ずから限定されるように思われます。そのため短答式試験を廃止すると、網羅的な刑法全体の学習（学修）を促すことが難しくなるのではないか、という点を懸念しています。（本来このようなアドバイスはしたくありませんが）現在の受験者の学習態度に照らすと、「少なくとも短答で問われるから勉強しておこう」というアドバイスは非常に有効であり、それが刑法の学習（学修）に大きく寄与している点は否定できないようと思われます。法科大学院の講義において、全体的な知識の習得を促す努力はしていますが、講義でカバーしうる情報量には限界があります。
- ・短答式試験自体には、当該科目に関し、論文式試験でとりあげられにくい項目でも、基礎的知識を身につけているかを客観的に判断する意味があり、論文式試験と併せ、実務家として必要とされる能力を総合評価に付する点で意味がある。
- ・重要論点だけでなく、幅広い知識を身につける動機づけとなることから、短答式試験の存在は有意義であると思われる。
- ・仮に短答式試験がなければ、短答式でしか問われないであろう知識は講義で扱うことは減

ると思われる。もっとも、ほとんどの短答式問題は、論文で問うてもよい内容を幅広く簡潔に問うものであるため、短答と論文で勉強すべき内容に大差はなく、短答式の有無で論文式試験のあり方に影響を与えるとは思われない。

- ・そもそも限られた時間で重要な点を中心に教育を行っていることから、短答式試験の有無によって、教育のあり方が大きな影響を受けることはないように思われます。
- ・短答式試験があることで、論文式試験に出題されることは少ない論点についても学習する契機となり、幅広く理解するためには良い影響があると思われる。ただし、短答式試験では、通説・判例の立場が中心となっていることから、これと異なる立場から検討することの重要性が軽視される傾向があり、この点が懸念される。
- ・短答式試験で問われるような細かい知識についても授業で触れる必要があるため、授業時間が足りないという問題が生じる。
- ・基本的事項について修得する意欲を高める。
- ・短答式試験で、単なる知識問題ではなく、その場での思考力を問う問題が多数出題されている。法科大学院における教育でも、単なる暗記ではなく、基本的な法律知識に基づく柔軟な思考力を身に着けさせることが重要である。
- ・本年度の短答試験のように、時間切れを狙うような出題形式を経験した者は、事案に向き合うというよりも必要な要素を時間内に詰め込むという答案作成方法に至り、当該事案の持つ特性や事実関係を無視したかのような答案作成に戻ってしまうのではないかという懸念があります。
- ・短答式試験への回答をするには一定の技術を要するが、このことは、刑法とは異なる能力であることから、短答式試験の意義自体を再度検討していただきたい。

(イ) 刑事訴訟法

- ・短答式試験がなくなり、基本的な手続に関する知識や、論文式試験では出題されないであろう判例についての理解が疎かになっているように思われる。とはいっても、全体的に学習すべき範囲が広いので、法科大学院での教育において時間を割く余裕もなく、悩ましい問題である。
- ・未修者にとっては短答式試験が刑事訴訟法も設けられるとすれば、法科大学院の在学中受験を事実上困難にする。他方で、司法修習やその後の実務の基礎知識の修得の観点からは意義があると考える。特に既修者について、特にデフォルトの手続を中心に短答式試験で知識確認をすることは、論文式試験のための学修に良い効果をもたらしうるを考える。
- ・1. 短答式試験がないので、論文の論点の勉強が中心となり、それに関わらない規定（公判前整理に関する規定など）は、読むことさえもなされていないことが多いように感じております。

2. 刑事訴訟法に関して短答式試験を行うと、細かい知識を問うことになるおそれがあり、不必要、不適当と考えるので、短答式試験がない方が教育上適当と考える。
- ・他の実体法科目等と比べて、刑事訴訟法に関する理解度が低いまま進学してきたにもかかわらず、短答式がないため論文試験に特化した勉強が中心になる傾向が強く、分野全体を通しての基本的理解が足りていないように思われる。
 - ・手続法は、知識の確認により理解度が深まるなどの影響が小さいと思う。
 - ・平成 20 年頃のように、刑事訴訟法について短答式試験が課されたとしても、教育の在り方に影響はないと考える。なぜならば、法科大学院における授業時間は限られているところ、その中で、基本事項の深い理解を促すための授業に全ての時間を割り当てており、短答式試験が課されるか否かに関わらず、短答式試験でしか問われないような細かい条文や裁判例を授業で扱っている余裕は無いからである。
- これに対して、短答式試験が課されると、一般論としては、短答式試験は細かい条文・裁判例等の理解・記憶を試す役割、論文式試験は基本的な条文・裁判例等の理解・記憶を試す役割が与えられることになり、その意味で、短答式試験の有無が論文式試験の在り方に影響を与える。しかし、現在の刑事訴訟法の論文式試験の出題形式・内容は、既に基本的な条文・裁判例等の理解・記憶を試す良問となっており、この傾向が維持されるのならば、刑事訴訟法についてたとえ短答式試験が課されたとしても、論文式試験の在り方に影響はないと考える。
- ・刑事訴訟法に関しては、記述式試験では直接問題とされることのない法的知識が少なくない。こうした知識の多くは、短答式試験において理解を問うのに適しているところ、刑事訴訟法の短答式試験がないことで、こうした知識の学習が後回しにされる傾向が受験者にあるように思われる。
 - ・短答式試験がないことで、ともすれば論文式試験を念頭に置いた論点中心の教育になりがちである（もっとも、受験者の負担という点からは、当該科目の短答式試験の廃止は妥当であったと考える。）
 - ・短答式試験を実施しない現状を維持すべきである。短答式試験を実施すると、条文の暗記といった学修が不可避となり、受験生に過大な負担となる。刑事実務に必須となる刑事訴訟法の核心部分の理解は論文試験に対応する学修の過程で十分可能と考える。
 - ・特に在学中受験開始後、基本的な事項に関する知識を押さえられていない学生が増加していると感じているところであり、その意味では短答式試験により基本的な知識が問われることは、こうした傾向が進むことを抑止する上で、役立つと思う
 - ・採点基準を公表するべきである。出題趣旨と採点実感だけでは、受験者が自己の答案の不足点を的確に把握することができない。
 - ・短答式試験が無いので、法科大学院では、重要論点に絞って、刑事訴訟法の基本的な考え方をじっくり教育することができている。もっとも、受験生が論点ばかりに目を奪われて、基本的な制度理解をおろそかにしてしまうおそれはあるので、時には、論文式試験の中で

基本事項を問うような出題をすることも求められる。この観点からも、本年、設問2-2において、公判前整理手続の趣旨を問う出題をしたことは適切であったと考える。

- ・かつての刑訴法の短答式試験で問われていたような手続的知識については、実務に就いてからでも対応できるところがあるので、刑訴法に短答式試験がなくなっているのは、法科大学院教育にとって良いと思う。
- ・確かに論文式試験のみであれば、論点を中心とした勉強に偏るおそれがある。その点では短答式があった方が手続の知識も身に付くと思うが、受験生の負担を増やしたいとは思はないので、現状で良いと考える。
- ・短答式がないことによって、学生の関心がいわゆる「論点」のみに集中してしまう危険があるため、法科大学院教育において通常の事件処理における基本的な手続と関連条文の理解を意識的に徹底する必要がある（そのような配慮によってカバーできるため、短答式がないことは特に不都合ではない）。
- ・基本的知識の習得のため、短答式試験が刑訴法にもあった方がよい。
- ・短答式試験がないことで、論点中心主義（→予備校・論パ中心主義？）に流れる危険性があるように感じている【そこで、LSの講義では、小テストとして短答式試験を行い、基本的な知識がインプットできているかを確認するようにしている】
- ・短答式試験で何を問うかによるが、仮に手続の順序などが問われるすると、手続の流れを意識付けするような教育が必要になるであろう。そうであれば望ましいといえる。他方で、単に判例の規範知識を問うだけであれば、教育の在り方に大きく影響を与えることはならないようと思われる。したがって、その場合には、短答式試験を導入（復活）させる意義はない。

(4) 倒産法

- ・憲法・民法・刑法について短答式試験は必須であると考える。基礎知識を満遍なく修得することは実務家には大変重要である。選択科目について短答式試験は不要である。
- ・短答式試験が、倒産法の教育の在り方や論文式試験の在り方に与える影響は、大きなものとは思われない。
- ・選択科目（倒産法）についても短答式試験を導入すると、知識偏重に流れることが懸念され、現在の論文形式の試験であっても、適切に基本的制度を理解できているかは問うことができるため、短答式試験がなくても弊害はなく、むしろ細かな論点を覚えることにとらわれるのではなく、論理的思考力を重視して学修を進めことにつながるため、今後も短答式試験の導入は不要と考える。
- ・受験者にこれ以上の負担をかけないように願う。仮に、選択科目について単答式を導入するならば、倒産法の場合、論文式を破産法に限るなど、負担軽減が必要だと思われる。

- ・受験生に勉強させるには、いい方法かも知れないが、在学受験が奨励される中、過重負担となるのではないかと考えます。
- ・本科目で短答式が有ると仮定すると、点差を生じさせるために、徒に細かな点が出題されることが危惧される。すると、大局を離れた不適切な受験指導を余儀なくされてしまうおそれもあるう。

(5) 租税法

- ・短答式試験をやるとしても基本的な判例や基本的な条文の理解にとどめるべき。科目の性質上、無限に細かくなりうる。
- ・論文式試験のみと過去問の傾向からは、どうしても裁判例の学習に対する比重が重くなる。ただ、法曹三者のうち特に弁護士の場合は、裁判例より基本的な租税上の処理を正確に理解している方がむしろ重要だろう。
- ・関連する最高裁判例の事件名又は年月日等による特定までは不要である旨を「採点実感等に関する意見」で宣言してほしい。
- ・考えたことがないので、わかりません。
- ・短答式を置くと、暗記中心になるうらみがあり、租税法については適切ではないと考えられる。
- ・あまり影響はないと思われるが、本科目のベースになっている科目の知識定着には意味があるのではないか。

(6) 経済法

- ・短答式試験は実施されていない。短答式試験で習熟度を問えるような科目ではないため、実施されないことが適切である。
- ・短答式試験の有無によって教育すべき事項に変わりはなく、特に影響はないと考えている。
- ・選択科目である経済法についての影響はあまりないと思うが、今年度のように例年になく難しいと評価されている短答式試験を続ける場合には、受験生はその対応に追われるために、選択科目の教育のあり方についても、受験生に過度の負担を強いることのないよう、教育方法等に一層の工夫が必要になると思う。
- ・特に影響を感じない。
- ・短答式試験が無い場合には、選択科目である経済法においても、基礎知識確認の比重を高め、基本的論点を中心とする問題構成が望ましいと考えられる。

(7) 知的財産法

- ・選択科目についてあまり負担を増やすべきではなく、短答式試験は不要と考えます。
- ・むしろ、選択科目については、論文式ではなく短答式とすることによって、広く正確な知識を獲得するように受験者を誘導したほうが好ましいかもしれません。
- ・短答式試験でなければ問い合わせにくい有用な知識もあるが、隅々まで暗記を求められることにつながって受験者が過剰な負担を負うかもしれない点を懸念する。
- ・特に影響はない。
- ・短答式試験があれば、条文知識や教科書的な基本事項を短答で問い合わせ、論文では事例問題を深く問うができるので有益だとは思いますが、知的財産法は学習すべき事項が多い科目であるため、短答対策と論文対策の両方が必要になると、より受験生の負担感が増すのではないか心配です。
- ・本科目について短答式試験は不要であり、現状のままで問題ないと思われる。
- ・規程相互の論理関係に気を配る受験生が減ることを危惧します。特に著作権法は、ある規定が他の規定の前提となっている、というような関係を理解させることが重要と思うが、短答式が導入されると目先の規定の暗鬼に労力をさく方が増えるのではないか
- ・論文式試験において、基礎的知識も併せて評価することができており、短答式試験がないこと自体の影響はないと思われる。

(8) 労働法

- ・選択科目こそ短答式試験とし、筆記試験は不要としてよいのではないか。労働法は本来すべての法曹に基礎的素養としてもっておいてもらいたい。
- ・短答式試験は従前から実施されており、どのような影響があるかは不明。
- ・短答式試験が設けられてないため、講義においては基礎的事項についても相応の時間を割いて確認する必要が生じ、その結果として、受講生間の予習・復習状況の差が学習効果に明確なばらつきをもたらす傾向がある。こうした差異は、論文式試験の答案内容にも一定程度反映されることがある。もっとも、労働法は特性上、短答式試験との相性がかならずしも良いとは言い難い面がある。条文知識の機械的な再生よりも、事案を踏まえた規範形成能力や理由付けの質が重視される領域であることを踏まえると、短答式試験を新たに導入すべき必要性は、現時点では特に感じていない。

(9) 環境法

- ・短答式のみというのではなく、小問の一部で問うているような条文問題については短答式で代替し、論文との組み合わせの問題としてもよいと思う。その分論文式問題は減ることになるが、その分、考える問題を出すことがしやすくなる。その場合に授業として負の影響を受けるとは思えない。ただし、短答式の内容が現在の小問の一部程度の条文を軸とした問題であることが前提である。
- ・環境法とりわけ個別行政法規としての環境法令の理解を問うにおいては、短答式という方法はそぐわない。事例問題に即して条文を発見・適用させる論文式試験が機能しており、現状で問題はないと考える。
- ・①環境法は、民法および行政法の基礎を踏まえて初め理解が深まる分野であるため、短答式試験は必要であると考える。
②選択科目の授業において、その点を意識することはなかったが、民法の基礎的な理解が不十分な状態で、選択科目の学修を並行している大学院生が少なくないことは感じている。
- ・選択科目については、短答式試験と論文式試験を出題するのは現実的に不可能（他方で、選択科目については、勉強時間を十分確保できない学生が多いと思われる所以、論文式試験を廃止して短答式試験のみとする選択肢はありうるかもしれない）。

(10) 国際関係法（公法系）

- ・選択科目の準備まではなかなか進まない学生が多い。
- ・すべてのいわゆる「法律基礎科目」について、短答式試験に加えて、論述式試験を行うことは、今日の法曹が求められる基礎知識との関係で、あまりにも偏っていると思われる。逆に現在の論述式試験の出題傾向からすれば、選択科目が一科目だけでよい、という設計は、問題ありと考える。
- ・国際関係法（公法系）に短答式が必要とは考えがたい。
- ・学生からは、短答式の問題がある方が基本的な知識の確認をしやすく、自身の学習状況を正確に把握する上で有用であるという声も聞きますが、短答式試験の有無が教育のあり方や論文式試験のあり方に対して与える影響は特になく感じております。
- ・短答式の試験の有無が国際法の試験のに与える影響はないと考える。
- ・関係法（公法系）に短答式試験はないため、同科目の勉強が後回しになりがちであることは否めない。
- ・国際関係法科目は、一般には必ずしも授業時間数が多くないと考えられるため、従来通り短答式試験を課さないこととする方が、学習時間との関係では適切であるように思われ

る。論文式試験においても、正確な知識の有無を確認することは十分に可能である。

- ・選択科目なので割かれる時間的問題を除けば、試験の在り方については特に影響ない

(11)国際関係法(私法系)

- ・国際関係法（私法）に関しては、特に影響はないと考えられる。
- ・受験生の優先順位と総時間数は下がることになると思うが異論はない。
- ・選択科目についてまで短答式試験を課するのは受験生にとって過剰な負担になると思われるでの、現状でよいと考える。
- ・法律の基礎知識の保持を確実にするためにも短答式試験はあった方が良いと考える。
- ・短答式試験は基本的な法の知識を有無をいわさずであっても身につけてもらうためのよい制度だと思料している。とはいって、論文式の選択科目において民法、商法、民訴などの知識がなくても一定の点数が取れるかもしれない問題は避けるべきように思われる。

3－3．当該科目の試験のあり方等についてのご意見

(1)公法系

(ア)憲法

- ・CBTについては現時点では特に変化はないと思われる。一方、在学中受験に関しては、短答式試験についても、また論文試験についても、準備期間が短く、十分な準備をして試験に臨むことが難しくなっているように思われる。
- ・最近の試験は、問題中で論点を絞った上で解答させる傾向が強いと思いますが、CBT化されることにより、より論点主義的な方向へいくのかどうか、少し気になっております。
- ・憲法に関しては、CBT試験になることで、論述式問題の答案作成方法が変化するよう思われる。これまででは、問題文を読んで事案分析を行い、答案構成を行うなかで頭の中を整理してから、答案用紙に解答を書き始めるという手順が一般的だったと思われる。しかし、CBT化以降は、解答に必要そうな事実を問題文から丸写しした上で、それから事実の評価や論文の構成を考える受験生が増えるように思われる。その結果、途中答案が減少する一方で、全体として論文の文字数が増え、内容のメリハリや濃淡が乏しい答案が増加することが懸念される。
- ・在学中受験が正規ルート化して法学部との5年一貫性化が事実上進行しているが、これ

により法曹志望者が過度に均質化するのではないかを危惧する。CBT化については、十分な必要性が示されているとは思えず、拙速な導入似思える。少なくともパソコンの習熟度により受験の有利不利がでないような配慮を望みたい。

- ・法務省による無意味なトップダウンでのCBT化の推進は、当事者である受験生に多大な混乱をもたらしているばかりでなく、答案データ関連の各種トラブルが想定されることも必定であり、今すぐ中止すべきと考える。試験実施8ヶ月前の時点で、具体的な試験会場・使用予定のパソコン機種・サンプル問題など一切の告知がなく、試験が実際にどのように進められるか全くわからない状況に、私が担当している法科大学院の学生は皆一様に不安がっているようである。せめて、これらの情報については速やかに情報を公開すべきと思われる。
- ・直前まで制度構想がフラフラしているので、導入コストの問題もあり、教育では短期的には悪影響が想定される。十分な準備期間をおくべきであった。
- ・ワープロによる入力は、修正が容易で、答案構成と論述を並行して進めることができる等のメリットがあるので、標準的な答案のレベルは確実に上がるのではないかと思う。ただ、そのためには、そうしたかたちでの試験にある程度「慣れる」ことも必要であろうから、日頃の授業や試験での工夫も求められるであろう。また、機器のトラブル等が生じないかといった懸念も、若干ある。
- ・基本的な理解に基づいてより深く検討できるよう、論文での実質的問題の数を少なくした方がよいと考える。
- ・CBT化の準備ができる大学、できない大学が存在しており、大学間、そして在学する学生間に不公平な状況が生まれていないかが懸念される。また各大学でCBT化への対応を行うとすれば、学習内容よりも(PCの準備やタイピング技術など)ハード面でのフォローが必要となり、それらを充実させた教育の質が問われているように感じている。
- ・ロースクール学生と話しているとCBT化に伴い出題内容や負担が増えるのか、という不安を感じている声があった。試験の適正さを害さない範囲で、情報提供が適切になされると良いと思う。
- ・CBT方式の導入によって、デジタルデバイドのため一部の受験生に不利益の生ずることが懸念される。キーボード入力の速度や精確さもまた、司法試験合格に必須の実力(学力とは言い難い)に含まれるということになるが、それで本当に良いのだろうか。もとより、ペン書きであっても個人差はあるものの、量的な差にとどまり質的には変わらないであろうから、試験の公平性の観点で、CBT方式には疑問がないとは言えない。しかも、この方式が定着するまでの当分の間、問題は解消されないだろう。だからこそ、見切り発車的な拙速な導入と、朝令暮改は避けるべきであり、併せて丁寧な説明が求められると思う。
- ・受験生はもちろん、司法試験を実施する側においても、いまだ準備が整っていないにもかかわらず、来年の夏に司法試験CBT化を行おうとするのは拙速であると思われる

- ・個別の法分野に特有の問題ではなく、全科目につき十分な移行準備を経て、(とりわけ一部受験者のみに不利益を被らせるような) 混乱なきよう万全を期すべきである。
- ・在学中受験が始まった関係で、3年次の前期・春学期試験の実施時期については、引き続き対応を検討しております。CBTについては、先日、法科大学院協会が実施したアンケートなどでも記した通り、定期試験でCBTを導入したいところなのですが、業者のシステムの不具合などにより今年度は断念せざるを得ず、そのため、法科大学院での教育と司法試験との連関という観点から見ると、相當に懸念される状況といわざるを得ないところかと考えております。
- ・定期試験を CBT 化して実施し、学生の司法試験受験の準備の意味合いを持たせるとともに、コンピュータ不具合による再試験の在り方（病気による追試験の関係等）について検討する必要がある。また、授業の内容次第ではあるが、パソコンによる答案作成の練習を取り入れることも検討課題となろう。
- ・在学中受験については、特に学部授業からの一貫した教育を受けた法曹コース生は良く適応できているという印象がある。いわゆる 3+2 が教育として機能している証であろう。CBTについては、学内では今年度の秋学期から対応する予定であるが、条文数が少ない憲法ではあまり影響を受けないのでとも推察される。以上が現状である。検討課題としては、比較的短期間で合格することが求められるためか、いわゆるタイプ重視で試験で扱う知識・フレーズのみを暗記することに熱心で、自ら判例や学術文献を調査して整理するという能力に乏しい学生が増えているのではないかという危機感もある。あくまで個人的な感想であるが、CBT 試験にするのであれば、憲法の論文式試験については判例を検索できるようにする等して、いわゆる実務での業務スタイルに合わせたような環境での試験の方が暗記偏重の学修を変えられるのではとも思う（言うは易し、であることも理解しているが。）。
- ・CBT 化は必要な改革だと思いますし、本学においても対策を進めています。ただ、CBT 方式での定期試験の場合にはカシング対策等、克服しなければならない課題も多く、苦労しているというのが正直なところです。それでも、教育や司法試験のあり方という点では必要な改革だと理解しています。

その一方で、司法試験の CBT 化に向けた検討において、当初は下書きや条文の参照もすべてディスプレイ上で行う旨のご案内がありましたが、「パソコンを使う」というのは目的であって手段ではありませんので、「パソコンを使って解答する」という作業を、受験生が支障なく行えるようにするための方策を、受験者の身になってお考えいただきたいと思います。

- ・在学中受験のため、学修をやや焦っている学生が散見されるので、じっくり学習を進めるよう指導したい。

また CBT 化で従来より分量を書けるようになることで、却って関係のない論点を記述してしまうことがないよう、事案ごとに書くべき論点を見極める力を養う指導が必要に

なると思われる。

- ・憲法についても弊学における試験の実施を早期に CBT 化する必要があるものと思料される。

(イ) 行政法

- ・CBT 化により、受験生が書くことのできる文章の量は増大することが見込まれるが、それが作間にどういう影響を与えるのかが気になる。例えば、設問の数が増えることも予想される。ただしこれは分量の増加に過ぎないので、教育のあり方には余り影響を与えないと考えている。在学中受験については、3 年前期の時点で受験に耐えられる能力を身につけることが必要となるので、対策を講じている。
- ・施行前であり、どのような影響や変化が生じるか不明である。少なくとも、読解が困難な字がなくなること自体は積極的に捉えている。
- ・行政法では、従来、事実・問題文・会議録・参考法令・その他資料を行き来しながら解答する必要があったところ、CBT 化のもとで予想されるハード及びソフト面を考慮したとき、受験者の負担が大きくならないか、不安に感じるところがある。他方で、対応のため、例えば単純な法令の仕組みばかりが扱われることには、抵抗感もある。
- ・在学中受験の導入による試験本番の早期化を当初は心配した。しかし実際に始まってみると、行政法は既修 1 年目（未修 2 年目）で行政救済法分野の学修がひととおり終わるため、受験生は行政法全体の知識を適切に習得した上で、司法試験に臨むことができているように思われる。結果として、大きな問題はないと考えている。
- ・CBT 化については、パソコンを備えた教室を新たに設置し、期末試験の一部をこの方式によって実施する予定である。在学中受験制度に伴い、2 年次の履修の負担が増えていることから、今後も基本的な知識を問う出題が続くことを望んでいる。
- ・行政法の場合、既修者として入学して 1 年後には実質的に受験となる。ほとんど知識を腹に落とす時間もないまま受験となり、今年度のように基礎問題に絞らざるをえないと思われる。CBT については、法科大学院教育の現場で対応することはかなり厳しい。公平公正な定期試験実施を義務付けられた法科において、学生の個人 PC を用いて CBT 定期試験をするのは躊躇され（その疑念を払拭するアプリが完成しているとは言えない）、PC 必携化の動向の中で大学内 PC 端末室の廃止を決めてしまっている大学も多い。その復帰の費用を一部の学生のためだけに小さい大学が負担するには、あまりに額が大きすぎる。何らかの費用助成があれば有り難い。
- ・CBT 化については、まだその全容が明確でないため、現時点での対応が難しい。
- ・行政法に関しては、問題文のみならず、会議録や参考条文などとの視線の往復をしながら解くことになるのが通例である。問題文の紙媒体での配布がなくパソコンの画面のみで

解く場合、この視線の往復作業に作業上の負荷がかかり、問題検討速度が大幅に落ちる可能性がある。この場合、パソコンの習熟者や短期記憶の強い者が有利になる可能性がある。また、これにより以前よりも答案構成用紙へのメモが重要になってくると予測する。

- ・在学中受験の一般化により、短期速成的な試験対策に学生が方向づけられていっている感が拭えない。
- ・個別行政法規の分量がそれなりにある場合には、問題文と個別行政法規の間で目線を往復させる際に、スクロールするなどの手間がかかるため、紙媒体の試験よりも CBT のほうが一定の負荷がかかるものと推測される。
- ・行政法の事例問題は論点の見極めが重要であり、従来の司法試験問題では、最初の出発点を間違えると、答案作成途中で間違いに気づいた場合にも対応が難しかったが、CBT 化によって、それまで書いた答案を削除したり、あるいはその一部を複写再利用することが容易になり、不運な「失敗」答案が減ることが予想される。
- ・行政法の問題は、会議録などで詳しく説明されているので、会議録を含めた問題文をコピペできるとすると、解答においてコピペが多くなってよくないので、コピペできないようにした方がよいと考える。そのようになっていれば問題ないが、念のため。
- ・これらの制度変更によって、行政法教育のあり方が変容すべきとは思われない。
- ・在学中受験がよいことだとは思わないが、今回の結果を見ると大規模な法科大学院は在学中受験中心の教育に切り替えていくことが窺われる。本校でも在学中受験を懲らしくする方向に向かわざるを得ないと思う。しかし、本来であればじっくり時間をかけて学習したい裁判例について、結論ぐらいは早めに教えておかなければならぬことになるので、学生がその知識のみで満足し、深い学習を放棄してしまうのではないかと心配している。CBT 試験については、やってみないと分からないが、これから的学生は本を読む力のみならず、思考する力もますます落ちていくだろうと推測する。ペンを持って書くことと思考することは深く結びついている。
- ・CBT 化や在学中受験に関して、当該科目の教育について特に検討課題はない。

(2) 民事系

(ア) 民法

- ・そもそも、論文式試験に CBT 化はありえない。医師・歯科医師国家試験が CBT なのは、短答式試験だからであり、論文式試験が中心となる司法試験には不向きである。今まで通り六法が配布されるようであるが、それなら問題文も用紙でよい。答案のみを打ち込み式にすればよい。問題文をデータにして画面上で表示するのであれば、問題文の重要な箇所をコピーして解答にペーストできるのであれば、時間が節約できてよい。そうでなければ、

データ表示の意味がない。在学中受験に関しては、単位数のハードルが高すぎる。卒業可能であれば受験できるようにする必要がある。

- ・CBT化について科目固有の課題は特に認識されていない。在学中受験については、受験直前期の授業で司法試験と縁遠い内容であると、どうしても学生のモチベーションが上がらないことから、ある程度、学生の希望に適合するものに改めることを検討している。
- ・在学受験が可能となったことにより、3年生の前期の授業にはよい影響が出ている。他方で、CBT化については、現在、対策を検討中だが、期末試験のCBTによる実施などが考えられる。
- ・CBT化により、全般的に処理速度は上がることが予想され、その点では、近年の問題に対しても、多くの受験生がしっかりと解答できることが想定できる。その結果として、答案の論理構成等に差が出ること思われるため、この点に重点を置いて教育を行いたいと考えている。
- ・先の法科大学院協会総会において、半数を少し超える数の法科大学院が、この秋学期から期末試験CBT化を導入するとのデータが公表されていました。当法科大学院では、パソコンや施設の準備、学生への周知や対応等を考慮して、次年度春学期から期末試験CBT化を導入するとの慎重な判断をいたしました。現在、その準備を進めているところです。なお、司法試験でCBT化を実施する際に、日本全国の数多くのCBT試験センターを利用するならば、替え玉受験や資料持ち込みなどの不正対策防止が重要な課題になる、との指摘を身近で聞いております。
- ・CBT化により「書く」速さが圧倒的に高まる中で、公表されているシステムのように制限字数が変わらないのであれば、考える時間が大幅に伸びるため、それに合わせた出題が必要になることが想定される。
- ・法科大学院協会のアンケートでも指摘されているように、ペンでの筆記に比べCBTでは答案の作成可能な分量が多くなると予想される。その際、問題に対してどの程度の文章量が求められるのか、一応の目安を示して欲しい。
- ・法科大学院ではCBTに対応した起案の在り方等が問題となっている。令和8年度試験でバグが発生しないか、心配である。
- ・在学中受験については、上記の懸念とも関わり、深く考える力を持つ学修が受験を急ぐ学生に軽視されがちな傾向を感じている。
- ・3年の7月までに詰め込まなければならぬと強く感じている。また、秋冬学期の科目に対する学生の熱量が低下しているように感じる。
- ・在学中受験を想定しているのか、深い洞察よりも判例知識が求められる出題がなされる傾向にある。そのため、教育もそれに合わせたものとならざるを得ず、演習科目の起案課題も結論を出すのに頭を悩ませるものではなく、もとになる判例があるものを出題せざるを得ない。CBT化による変化は想定しているほどはないのではないかと考えている。法務省より文字数制限が示されたが、コピーアンドペーストをすると文字数制限に引っかかる

るのではないかと思われることから、求められる答案は従来と変わらないのではないか。一部学生は従来よりも長い答案が求められるのではないかと不安に思っているようではあるが、おそらく誤りではないか。

- ・論述式試験では、より基礎に重点を置いた出題が求められる。
- ・今年度の2年次後期配当の法律基本科目応用科目について、民法の科目を含めて、CBTによる期末試験の実施を予定している。
- ・一方で、制度の改変による影響（合格率など法科大学院としての成績）は否定できず、学生に対する責任として一定の支援を考える必要はあると考えている。もっとも十分な検討時間がなく、また予測も立たないことも多いので限界があるのも事実である。他方で、法曹として必要な学識・応用能力を試すという意味では、制度の改変に提供されない、基礎となる力を学生に身につけてもらうことこそ本来の姿とも考えるので、制度変更への対応を過度に追いかけないようにする必要もあると考えている。
- ・司法試験に関する直近の制度変更としてCBT化があり、これによって司法試験のあり方が変化するのかしないのか、変化するとしてどのように変化するのか、を現時点で想定することは難しいが、法務省からの情報等を注視しつつ、教育のあり方についての検討や対応等を進めていきたいと考えている。
- ・期末試験がCBTになった。3年次受験を見越したカリキュラムに変更されている。試験制度が変更されれば、法科大学院としては肅々とそれに対応するだけである。必要な変更は[適切な周知期間を置いた上で]行なって頂きたい。
- ・CBT化については、常日頃の課題レポートや小テスト、定期試験などをパソコンを使ってデジタル答案で作成・提出させたり、またタイピングのトレーニングも含めて司法試験での対応がスムーズにできるよう指導したりする必要があり、その対応についてどうするか模索中である。

在学中受験については、本法科大学院ではプログラム履修者にとってカリキュラムがタイトになっているのでカリキュラム変更が検討課題となっている。

- ・本学では、民法の基礎知識の修得が不十分である者が多く、そのため、本学学生には在学中受験は合わないと考えている。また、CBT化については、CBT化そのものには反対ではないが、周知期間および各大学での対応が十分でない現状況において、実施することには反対である。
- ・在学中受験については、法科大学院のカリキュラム（特に3年次配当科目）にしわ寄せを生じさせるものであり、回答者自身は全く賛同しない。とはいえ、始まってしまったものは仕方ないが、かといって、民法教育それ自体には影響を与えるものでも、与えるべきものでもないと考える。試験制度のために教育のあり方が変わってしまうというのは法科大学院教育のあるべき姿ではないはずである。CBT化については、その元々の趣旨は主として採点担当者および受験生の負担軽減だったと思うが、法科大学院の現状からして各大学院が独自に十分なCBT対応をすることは困難なわけで（試験制度のために民法

教育のあり方を変えるべきではないというのは上述の通りであるが、そもそも変えようとしたところでリソースが足りない。), にもかかわらず司法試験は何でもかんでもパソコンの画面上でというのは、紙媒体での試験に慣れている受験生にかえって過度の負担を強いることにならないかという懸念がある。答案用紙のデジタル化さえなされれば上記の趣旨はおおよそ達成できるはずで、答案用紙以外は紙媒体での配布を継続しても良いのではないかと考える(その意味で、令和8年度は六法が配布されることになったというのは評価されるべきだと考える。)。

- ・在学中受験の導入により、以前にもまして学生が学習効率を意識しているように感じることが増え、試験に出題される傾向の低い事項を無駄と考えていたり、判例学習においても判旨についての表面的知識の習得に重きを置きがちになっているように感じることがある。法曹養成においては、基本的な事項からの積み重ねが重要であると考える一方、早期の合格を目指す学生の希望も理解できるため、教育において悩ましい面がある。
- ・法律用語には同音異義語で意味が異なる重要なものがあり(例:権限と権原)、日本語変換プログラムの学習機能や単語登録を認めないと、誤変換が非常に増える。採点でどこまで考慮するのか議論をしておいてほしい。

問題文のコピー&ペーストが認められると、事実関係の中から法的に有意なものを取りだす能力が判定しにくくなる可能性がある。長文をそのまま引用して、「以上の事実を総合して考慮すれば、」として結論を出すような答案は、評価するべきでない。

回答者は、以上のような点をワードで起案したものを受け取った後で検討する授業で注意しており、定期試験においてもワードでの起案をさせているが、本法科大学院では、きわめて少数派で、CBT 対応は遅れている。

- ・CBT化により、法科大学院による期末試験もCBT化することが望ましいが、その対応が間に合っておらず、制度変更が急に過ぎるように思われる。司法試験のCBT化により、法曹になるための学識や応用能力の有無とは別の、PC の操作の習熟度やミスの有無で差がつくのではないか心配している。

(イ)商法

- ・CBT化についていえば、会社法は条文の参照に時間をするため、六法が紙媒体で配布されなくなるとデータ形式ではさらに条文探し難しく、条数をある程度暗記するなどしないと時間を浪費する可能性がある。
- ・CBTの場合、受験者のタイピングスピードにも依存するが、手書きの場合よりも多くの字数を書くことができることから、問題の分量をどの程度に調節するかが悩みどころである。
- ・商法分野に限ったことではないが、CBT化については、当該試験方式への学生の対応を法

科大学院としてサポートする必要が大きい。在学中受験を行う学生の存在を踏まえて、商法分野の授業について、3年次前期の前半までに本格的な対策ができるように、さらに工夫をする必要を感じている。

- ・予備試験の準備や在学中受験のために近視眼的な勉強が中心となり、商法の理解を十分に深められないまま修了を迎えている学生が増えていることを懸念している。
- ・海外から日本の法科大学院へ入学してきた学生等にとって、CBT化には一定のメリットもある。もっとも、本学のような小規模校にとって、CBTをはじめとする制度変更への対応は、予算やマンパワーの観点から困難が伴う。教員との距離の近さや、立地等を考慮して、敢えて小規模校に入学してきた学生も一定数存在するため、制度改革については、小規模校についても考慮して欲しい
- ・CBT化については、学生のCBTへの習熟度が成績に影響する可能性があり、法科大学院としてその点についての支援をどのように実施すべきかが課題になるため、定期試験をCBTで実施するなどの対応を進めているが、教育のあり方という点では特に検討すべき課題ではなく、現在の教育のあり方を変更する必要はないと認識している。また、在学中受験については、学部の法曹コースにおける講義の充実や法科大学院におけるカリキュラムの変更によって必要な教育を実施することができており、現状では特に検討すべき課題はないと認識している。
- ・CBT化がダイレクトに教育のあり方や司法試験のあり方に影響を与えるとは思えない。在学中受験があることから、ある程度試験を意識した教育を以前より前倒しで行わなければならぬかなという懸念がないわけではない。
- ・手形法・小切手法を明示的に除外することを強く希望する。
- ・3年次秋学期に専門的な科目を配置して教育をすることが可能になったことが、法曹教育上、在学中受験を認めた唯一の利点である。CBT化により、略字を用いた長い答案が採点上有利であるという事態を防止できるようになると期待している。
- ・かなり急なスケジュールで、受験生や各大学が十分な準備をすることが困難な状況で実施されることについて、不測の事態が発生するのではないかと憂慮している。
- ・すでに授業のノートをパソコンで作成している学生が多く、コロナ禍時の試験の答案や現在のセメスター中の課題についても、作成・提出ともTKC等のオンラインの手段を用いている。授業における影響は特段なく、また論文を構成し記述することが学生に与える影響も軽微と考える。在学中受験については、3年次後期に司法試験対策を離れて関心のある分野についての学習を深める学生が増加した点でプラスの効果があった。
- ・令和7年度後期より、商法分野の一部科目について期末試験をCBT方式で実施する予定である。在学中試験への対応として、商法科目の開講時期の変更などを行った。CBT化や在学中受験などの制度変更については、学生の負担増とならないよう継続的に検討していく必要があるように思われる。
- ・商法の学習においては、離れた複数の条文を並行して参照しながら論じる必要のある制

度、論点の割合が多く、法文参照に習熟させるためのトレーニングが必要になる。このため、C B Tの実施そのものよりも、紙の法文の使用が認められるか、C B Tシステムにおける法文の参照のみが許されることになるかの違いは教育方法に大きな影響を及ぼす。

業者が提供するC B Tシステムについて、法文の参照の練習を主な目的とする基本問題のドリルなどが安価に利用できるような環境が整備されることを望む。また、紙の法文の参照を廃止するときは、早めの情報提供が必要であると共に、司法試験において多数の法文を参照する問題が出題されるときは、全体の出題を軽めにするなどの対応が必要である。

- ・受験生にとっては立論の並べ替え等の編集機能を駆使し論旨をクリアに提示できる CBT はメリットも考えられる一方、複写ボタン等独特の仕様を備えた機器への習熟には戸惑いや時間のロス等も懸念され、訓練に要する設備投資は学校側に負担となることも予想されるようにも思われる。検索の制限を受けながらの文書作成も戸惑いの要因となるかとも思われ、今般の CBT 導入をメディア等で提言されている論理力・推論力指向の選抜を指向した試験全般の見直しの契機とする方向性も選択肢の一つとして考慮することも一案かとも思われる。
- ・学生の対応が重要になるところ、そのための指導や情報提供を適宜行うことが必要である。
- ・在学中受験については、受験を終えた 3 年次秋学期における学生の学習意欲を維持させることが課題となっている。また、C B T 化については、各学生の PC 利用の習熟度を高めるとともに、法科大学院における PC 環境の再整備が課題となっている。問題・六法・構成用紙の配布等、法曹実務における現実の対応と同程度の負担となる試験実施が望ましいものと考える。
- ・商法特有の問題ではないが、受験の早期化により、法科大学院での学修内容も前倒しで進めなければならなくなっている。

(ウ) 民事訴訟法

- ・C B T 試験を実施するとしても、答案の入力のみを C B T 化するだけで十分な気がします。
- ・事案を分析した上で、基本から考えるという点は変わらないので、特に変化はないものと考えている。
- ・CBT 自体は時代の趨勢であり、合格後の法務のあり方にも適合するが、CBT を前提とした学修環境の整備が大きな課題である。
- ・現在のところなし
- ・在学中受験を考慮してか、いわゆる典型論点が出題されることが多くなっているように思

われる。効率を重視する受験生は、民事訴訟手続全体を見渡すことなく、いわゆる論点学習にのみ注力するという傾向が生じないか、心配である。

- ・CBT化については、PC上で作文できるようになることから答案を書く時間が短縮される。そのため、答案が長文になったり、冗長になったりすることが予想される。これらの問題に対応する必要があるか、とりわけ、出題の仕方に工夫をするべきなのか、解答に字数制限をするのか、採点者の採点時の判断に委ねるのか、検討が必要であると感じている。在学中受験については、受験シーズンに学生が授業に身が入らないという問題が生じるが、こればかりはスケジュール上やむを得ないと感じている。
- ・IT化改正法が、試験科目としての民訴法においてどこまで法科大学院の授業で考慮するべきか、見通せない不安がある。
- ・CBT化については、教育面に特に変化を与えるものではないと考えている。在学中受験導入により変更された既修入学者のカリキュラムは、学生にとって負担が重過ぎるように感じる。
- ・学生や教員がCBT化に対応できておらず、できればCBTの延期を願う。また、在学中受験を前提とすると、基本的な問題を中心に指導せざるを得ない。
- ・CBT対応は法科大学院ごとの差があるという印象があります
- ・もう少し時間をかけて基本から固め直した方が力がつくと思われる学生は多いが、学生側としては在学中受験のため最終学年の夏までに一応仕上げる、ということにしか目が行かなくなってしまっているように感じられる。
- ・在学中受験がデフォルトになりつつあり、それに対応した授業を行う必要があるが、詰め込み気味にならざるを得ない。
- ・在学中受験予定者の増加に伴い、2年次の科目であっても、より発展的な内容についても扱う必要性があると感じている。
- ・在学中受験対策として、答案練習を早期から取り入れるなど、学修を前倒しすること、基本的内容の理解、修得を徹底すること、CBT化対策として、パソコンを用いた即日起案を実施すること等が考えられる。
- ・CBTに慣れない学生は、時間配分が難しくなる。制度が定着すれば、学生は皆慣れるようになるので、将来的にはこの問題は解決されると思われる。
- ・CBT化は、実務での実態に近づくものであり、また、これまでPCでノートを取る学生が増える傾向になってきており、来年からの司法試験のCBT化を端緒として、法科大学院における学習活動上で、大きな変化が生じる可能性は少ないと考えている。

在学中受験制度の導入は、特に既修の入学者にとって、大きな影響があったと考える。入学前に相当程度の法解釈学のスキルを既にもっていたり、学習方法をある程度確立できていたりする者が増えてきており、そうでない学生との学習の進度の乖離が顕著になっているように思われる。在学中受験制度が開始される前の本校出身の合格者数のグラフは、卒業後2年目から5年目まで、なだらかな線を描いていたが、本制度開始後は、在

学中から卒2年目までの合格者の割合が増加し、それ以降は顕著に少なくなっている。

- ・中間試験や定期試験をCBTで行いたいが、リソースがない。

(3) 刑事系

(ア) 刑法

- ・特に問題点を批判的に意識するほどではないと思われるが、教育に際して慌ただしさが加速されることであろう。
- ・刑法に関してはCBT化の影響はあまりないように推測している。
在学中受験は、深く考えない学生を増加させていると感じる。
- ・CBT化に伴って大きく教育方法等を変更してはいない。ただし、論文式試験における紙媒体で六法を参照できない点、起案構成やメモ書き用の用紙がない点は、受験生からも在学生からも不安の声が大きい。この点は改善を希望する。
- ・記述できる量が増え、また手書きよりも修正が容易になる分、論述にあたって、きちんと答案構成をせずに闇雲に書き始める層が増えそうな気がします。
- ・「CBT化そのもの」については、イレギュラーな事態発生時の取り組みや、PC知識の多寡による差が出ないかなどの問題が指摘される。刑法という分野の学習との関係では、CBT化自体が大きな変革をもたらすものではないとは思うが、問題文記載の具体的な事実関係の使い方や、論証のあてはめ方などの文章構成については、学生に対するコーチングが必要になってくると思われる。
- ・現行の日程では、3年次前期のカリキュラムがどうしても窮屈になる。試験日程を前期終了後あたりにしてはどうか。CBT化については、未だ具体像が見えない。早期の情報開示を求める。
- ・CBT化については、期末試験等もできる限り近い形式で行えるよう設備改修等を行っているところであるが、刑法の科目教育の内容に直接影響するものではないと考えている。試験の解答技術との関係で、問題文を紙媒体で配布しないことの影響はかなり大きい（例えば、本年度の短答式で多く出題された会話式の問題では、受験生は、各括弧内に入る記号を手書きしながら解答肢と照合させていると思われるが、そうした方法がスムーズに行えなくなる）ところ、出題形式にも工夫が求められるのではないかと思われる。

在学中受験についてはカリキュラム変更により対応済みであるが、緊張感をもって法科大学院のカリキュラムに沿って集中的に学ぶ学修態度を促進できているのではないかと考えている。

- ・在学中受験で短期的に試験に対応できる力を身に付けるため、答案に書けるか否かの標準で浅薄な知識を整理し整合させることなく詰め込んでいるので、かなり基本的な概念等

で大きな誤解を抱えたまま修了してしまうのではないかとのそれを感じることが多くなっています。医師国家試験のようなこれを間違えれば一発アウトという出題を短答式等で要してもよい状況に差し掛かっていると思います。また、文字を書くのとキーボードをたたくのとでは言葉の選択や言い回しの重みに違いが生じて、画一的な表現に陥りやすいとの指摘があるが、手書きを求めなくなるとその傾向が明らかとなってきており、法知識やコミュニケーションの質の低下を感じます。

- ・C B T化は、時代の変化として受け入れる必要があるが、在学中受験の導入により、小手先の受験技術の獲得に学生の関心が偏重しないか懸念している。法科大学院の教員としては、技術面に配慮しつつも、理論的裏付けのある法理論を伝授していく努力が必要を感じている。
- ・現状の短答式試験の出題方法であると、1題が長文となり、CBT化において画面上に問題文の全ての情報を表示できず、受験生が解答する上で不都合が生じる可能性が考えられる。短答式試験の出題において長文の穴埋めが必要となる問題が増加したのは、受験者による平均点が上がりすぎないように工夫された結果かと思われるが、たとえ短答式試験の受験者による平均点が上がったとしても、刑法学上の知識を問う出題に限定すべきようと思われる。
- ・在学中受験制度は、3年次後期において（受験に縛られない）長期的視野に立った学習（学修）を促す機能を担っており、プラスの効果をもたらしているといえます。他方、CBT化がもたらす影響は、今のところ必ずしも明らかではありません。1つ懸念しているのは、CBT化の下で、解答字数が事実上決定されることで（30字23行、8頁）、論述を簡素化しようという受験生の態度が更に強化されるのではないか、という点です。元来、受験生は可能な限り「短い論証」を好む傾向があり、論理不明のキーフレーズの多用、判例の判断基準・定義の不正確な簡略化、重要な理由付けの省略がなされる傾向にあり、それが思考停止の解答案を量産する原因となっているように思われます。CBT化自体は、諸々の事務負担の問題を除けば、歓迎すべきですが、本来丁寧に論じるべき事柄について受験生を萎縮させることのないような工夫が必要であると考えます。出題形式として、理由付け等の指示をすることは、その点でも有効でしょう。
- ・学生が過去問による試験対策を始める時期が早まり、授業でも、基本を学ぶよりも「試験に直結する答えを知りたい」という要望を出す傾向が強まっている。過去問を早くから解く傾向が強まるることは止められないため、基本を学び、自ら法的論点を抽出し、思考して論述することの大切さを理解してもらうためには、論述試験につきより自ら考えさせるに適切な設問にしていただきたい。
- ・法科大学院としてもC B T化に対応するための設備機器を用意する必要があるが、そのための予算がない。在学中受験の存在が、法科大学院における段階的学修の実施を妨げている。
- ・教育はすでにCB化されているので、さらに試験がCB化されても影響はない。在学中受験

は、3年後期の教育が法科大学院であればこそそのものとなりうる点で、現により影響が出ており、この先もそれを増強させられるのではないかと期待している。

- ・在学中受験との関係では、基本的知識の修得と事例問題に対する論述式の解答方法の練習を同時に終わねばならず、とにかく時間がないという実感があり、学生も物事を深く考えるよりも手っ取り早く合格する方法を教えて欲しいという傾向の強まりを感じており、理念と実態の間でどうバランスを取っていくのかは検討すべきだと感じている。
- ・在学中受験の影響か、近年、論文式試験において基礎的事項を問う問題が増えているように思われるため、今まで以上に応用的問題よりも基礎的問題に時間をかけるように、教育内容を見直す必要があるようにも思われる。
- ・在学中受験を考えている者の学習を考えると、これまでの司法試験の出題範囲をすべてカバーすることは困難になると考えられる。したがって、司法試験の出題範囲を、より基本的なものに限定されれば、それに対応した教育が可能になると思われる。
- ・法科大学院が本来の理念から離れ受験予備校化する。
- ・CBT化については、それに慣れる必要から学内試験等もPC入力で解答させる方向になると思われるが、設備上の準備はもちろんのこと、実施方法における公平性の担保など、クリアすべき課題は多い。

在学中受験については、法科大学院の必要性自体をも動搖させうるものであり（とりわけ2年課程の学生にとっては、法科大学院での「学び」は最初の1年間のみに大いに依存することとなる）、カリキュラム上も従来では考えられなかつた種々の配慮を求めることになるなど、再考の余地が大いにあると思われる。

(イ) 刑事訴訟法

- ・刑訴法の論文式試験は、論述すべき分量が多く、CBT化することでそれらがどのように変化するか、あるいはしないのか、によって対応を変えざるを得ない。しかし、詳細な情報がとくに示されることもなく、CBT方式で実施されようとしているが、もう少し事前に入念な準備や情報開示がなされるべきではなかつたか。
- ・在学中受験は未修者にとって、試験受験や学修ペースについて複雑な利益衡量が生じさせているようにみえる。在学中に手続法のみならず実体法も十分に手が回らないまま、受験をするケースが散見される。法曹コース経由での進学者のうち、特に5年一貫型で早期に入学してきた者の中には、「正解」となる規範と事実評価を単純化して暗記しようとする傾向が強い者も一定数以上存在するようと思われる。法曹コース制度設置草創期に比して、その傾向が進んでいる可能性がある。CBT化の影響はまだ見極めがたい。
- ・CBT化自体は、世の中のデジタル化に沿うものであり、当然ではあろう。受験生に余分な負担なく実施されるよう願う。

在学中受験については、特に経済的にギリギリの学生は、未修であっても在学中受験を望むが、未修の学生が2年強で訴訟法科目まで習得するのは通常は困難であり、無理な目標を与え、学習が空回りすることになるおそれを感じる。

- ・設問2につき、328条は実務的にやや重要性が低下しているとも言われるなか、なぜ2回も出題するのかについて、出題趣旨で言及する余地もあるのではないか。
- ・一般的に言われているような問題点以外に、刑事訴訟法科目に固有の問題は今のところ思い当たらない。
- ・手書きでなくなるからといって司法試験の問題の分量（検討すべき論点の数、想定される答案の分量）を本年度以上に増加させることがないよう願う。
- ・在学中受験ができるようになったことで、学生は以前に増して早期から試験対策に注力するようになり、良い面もあるが、前述のような記述式試験に直結しない項目に関する学習を疎かにする面も見受けられる。
- ・当該科目を問わず、C B T化については課題が多いので、来年度の実施までに十分な準備と対応がなされることを切望する。在学中受験は、やはり当該科目を問わず、教育内容や司法試験対応の前倒しをもたらしており、法科大学院教育の希薄化が懸念される。
- ・C B T化に関し、レポート作成、試験答案の全てにおいて、P C利用が制度化される見通しである。また、法文の参照、ノートテイクもP C上で行うことを推奨する方向が見込まれる。
- ・在学中受験開始に伴い、前述のとおり、基本的事項の学修が不十分が学生が合格する例も珍しくなくなっている。とはいっても、基本的な能力は高いので、司法修習において補っていただきたい
- ・刑事訴訟法の必修科目は2年次で終えているので、在学中受験による影響はない。刑事系科目については、実務基礎科目も含め、3年次の春学期までに履修できるよう、開講の仕方に工夫をした。
- ・本学の刑事訴訟法の定期試験においても、C B Tを実施できるように準備を進める必要がある。司法試験のあり方については、在学中受験を踏まえ、今後も受験生の基本的学識を試す出題を心がけるべきである。
- ・刑訴法答案においては、法解釈（規範）が長く、また法適用における評価が重要との特徴を有している。パソコンでの入力が早い者にとっては、字数制限（8頁）は不合理な制限となりかねないので、従来の分量にとらわれずに、字数制限の上限を増やすなどの見直しも必要となるのではないか。
- ・在学中受験制度の開始によって、既修2年、未修3年の前学期の講座について、受講生の積極的に取り組む姿勢が弱くなっているように感じられる。要するに、司法試験の準備のために、精神的な余裕が少なくなっているものと思われる。その点で、法科大学院における教育の空洞化となならないか懸念される。
- ・在学中受験制度により、実務科目を受けないまま受験する学生が増えたわけであるが、手

続法は実務を知ってこそ理解が身に付くと思っているので、当法科大学院では、今後も実務家教員による講義科目及び演習科目において、実務経験を踏まえた指導を行っていく予定である。

- ・教育内容について特に変化はない。他の科目も含めた共通の問題として、試験方式の具体的な仕様が確定してから試験実施までの期間が短いため、導入初年度の学生は対応が難しい。
- ・C B Tは対応がとても大変。予算の措置がないと、資金の潤沢な大手の私大が有利になる。
- ・刑事手続でもデジタル化が進められているところではあるが、司法試験をデジタル化することがそうした動きに資するところがあるかについては疑問もある。司法試験がC B T化されることで、教えるべき内容に特に変化が生じるわけではないが、答案作成練習のための環境整備や、期末試験をC B T化するか等新たな（余計な？）悩みが生じているよう思う
- ・効率を重視して単純な暗記型の学習方法に頼り、具体的事実に対して、法原則や判例の意義についての理解を疎かにする傾向が一部見受けられ、刑事実務における手続全体を通して有機的理解の重要性をより強調しなければならないと感じている。
- ・在学中受験の主流化によって、司法試験は、基本論点について、基本判例をベースとした問題が出される傾向が強まる想定される。したがって、教育のあり方も、基本論点について、その論じ方や検討のプロセスをより丁寧に説明し、理解してもらえるような方法を工夫し続ける必要があると思われる。

(4) 倒産法

- ・C B T化については、タイピングスピード次第で答案作成時間に差が出てしまうため、手書きの場合よりも（司法試験で試したい能力以外のタイピングスピードという）技能による差が出やすくなる（手書きの場合には、書くスピードによってそれほど差は生じない）と思われる。在学中受験は望ましいが、選択科目まで司法試験前に修得させるのはかなり難しい。
- ・現時点では不明
- ・法曹コースを経て 2 年コースに入学した学生が、在学中受験をするためには初年度に倒産法を受験しなくてはならない。かなりの負担を強いられ、生煮えの状態で 1 年後に受験をせざるを得ないという状況は、本来あるべき姿とは思われない。
- ・在学中受験については、一通り対応は完了し（カリキュラム改革など）、また一定の成果（在学中受験者の合格率が想定より高くなっている）も出ていることから、大きな問題はないともいえるが、在学中受験のためには司法試験選択科目 4 単位の履修が前提とされているため、全ての選択科目を 2 年に配置せざるを得ず、倒産法については、その前提と

なる実体法（とくに担保法）、および民事訴訟法の知識が十分ではないものにとっては、若干厳しいカリキュラム設定といわざるを得ない。また、令和7年には譲渡担保法が成立し、今後倒産法においても、譲渡担保（さらには集合動産・集合債権譲渡担保）の出題をすることが現実的にできるのか（前提となる譲渡担保法について、法科大学院2年段階でどこまで学修させることができるのか）については、今後検討する必要があり、とくに民法・倒産法の出題との関係で、譲渡担保法についてどのような位置づけになるかは、できれば一定の指針が示されることが望まれる。

- ・在学中受験対応のため、選択科目の履修が早期化し基本科目と同時進行となっているが、一部の学生には無理がある。

CBT化そのものは、法学教育とは無関係のはずなのに、これを特別視して大学や受験生に負担や不安を煽っているのは遺憾である。

- ・CBT対応は法科大学院ごとの差があるという印象があります
- ・CBT試験により、とりわけ、視覚障害等の障害を抱える受験生への配慮が不足しているようを感じる。これまでの紙の試験の場合は、さまざまなケースに対応すべく対処がなされていたが、CBTになり、かえってその点が疎かになっているように感じる。加えて、大学の予算規模により、法科大学院でのCBT環境整備に明らかな差が出ていると思われるが、これらを各大学の自助努力に委ねることは不適切である。法科大学院と紐づいた司法試験制度である以上、ルール変更(CBT化)した側が予算等も含め適切に対処すべきである。
- ・受験準備期間が短くなるので、選択科目に割かれる時間も少なくなる。我々が司法試験を受けた頃は破産法のみであったことを考えれば、出題範囲をより狭くするべきだと考える。
- ・CBT化の面では、本科目プロパーの教育のあり方は、講義中心の本科目において、中身的にはあまり変わらず、強いて言えば、課題提出の方法をCBT化に寄せたものに変化させることが検討課題として想定されよう。司法試験のあり方について想定される変化や検討課題は、本科目独自のものは想定しにくい。
- ・前期の授業期間中（終盤ではあるが）に在学中受験となると、授業内容の前倒しを検討する必要が生じるのか、気になるところであるが、特に変更は加えていない。

(5)租税法

- ・実務の執務状況に近い形のCBT試験が望ましい。具体的には、実務では条文は紙で確認するのが基本であろうし、PCモニター上で見る場合は関連条文へのリンクがあるのが望ましい（そうでないとPC上でみる意味がない）。答案作成はPC上でやるのは当然として、別のモニターで問題文や条文（紙で配布しない場合）を同時並行で閲覧できるようにすべき。複数モニターの利用が難しいのであれば条文と問題文は紙で配布すべき。そうでない

と多数の当事者が出てきて、時系列が複雑になりがち、条文は極めて細かい、という租税法という科目において実務家登用試験として論述式試験を実施することは困難になる。

- ・授業中の事例問題検討の際に、これまで敢えて「手書き」を選ぶ学生がいたが、当然ながら、今年度担当した学生からは、できるだけPCを用いて課題を検討するように指示し、実際に学生もこの指示に従っている。状況の変化に応じて、やむを得ないことであろうと理解している。
- ・本校では、在校生の多くが在学中受験に臨むため、選択科目の配当学期が検討事項に挙げられている。具体的には、1年間で選択科目の基礎的な内容に関するコースワークを終えた上で、更に応用的な内容を、在学中受験を想定して春・夏学期に教授するか、修了後受験を想定して秋・冬学期に教授するか、選択科目の担当者により現状では見解が分かれている。
- ・在学中受験により、合格後の3L秋学期について、応用発展的な科目（国際租税法など）に熱心に取り組む学生がいる。
- ・あまり影響はないと思います。
- ・選択科目以外の科目への注力により、本科目の知識が不十分と思われる者がしばしば合格するようになったように感じられる。この感覚が正しいとすると、選択科目担当教員としてはやや残念である。

(6) 経済法

- ・経済法については、以前から解答用紙が小さすぎ、丁寧な事実の解析や論理的な分析を行う能力を十分に發揮できないことが問題であったところ、CBT化に伴う厳格な字数制限により、その問題がますます深刻になる。司法試験のような1回の試験で実力を問おうとする現在の制度に問題があるのであり、法科大学院で深く、時間をかけて勉強し単位を取得したものであることが法曹資格取得を得られるか否かに反映されるような、法科大学院制度創設時に構想されていただろう法曹養成・司法試験制度に変えていって頂きたい。
- ・CBT化は当然の話です。在学中受験を今後続けるならば選択科目は演習科目の必要性も考えると窮屈になります。それをどうするかが課題となります。
- ・当面大きな影響はなく、引き続き基本の学習と事例の検討を中心に進めていく予定である。この科目に限った話ではないが、司法試験中に生成AIを用いて一定の解答を作成するなど、不正の手口が一層巧妙化することを懸念している。
- ・在学中受験についてはやむを得ない理由によるものであり、それに対応して大学として選択科目・必修科目的教育のあり方を考えなければならない問題であり、経済法にとどまる問題ではないと思う。また、CBT化による影響については、科目によって異なる影響が生ずるのではないかと想像されるが、この点については第1回のCBT試験において「経済

法」を選択科目とした受験生の意見を聞いた上で、改めて検討すべき問題であり、現段階では何ともいえないと思う。

- ・CBT ソフトの開発が遅れ、やっと提供を受けたソフトの品質が低く、不正行為の対策が不十分であったことから、期末試験など成績に結びつく場面では使用できない状態である。このまま CBT で本番の司法試験を受験するのであれば、実力を発揮できず、司法試験で試すべき能力をとともに評価されないことがあるのではないか、と懸念している。
- ・経済法の基本的な教育のあり方に変更はない。
- ・受験勉強の段階では、限られた時間で効率的に学習・準備を進めることが求められ、司法試験当日には、事例を適切かつ迅速に処理する力を強化する必要があると考えられる。
- ・経済法は、参照すべき法律条文が少ないことから、完全 CBT 化(紙の法令集を使わない)されても、あまり影響がないものと考えます。したがって、CBT 形式に慣れるための練習は必要でしょうが、本質的な部分での変化はあまり想定されないように思います。
- ・CBT では字数制限が絶対的となるため、これまで以上に文字数の制約に頭を悩まされることになる。出来る学生ほど余計な苦労をしなければならないことになりかねないため、少なくとも従来の 3 割増しくらいの上限文字数にするなど、緩和措置をとるべきである。

(7) 知的財産法

- ・
- ・本学では著作権法専攻の教員が特許法も教えている。そのため、とりわけ特許法の教育内容は、基本的なものに限定せざるを得ない。それもあって、選択科目はその分野の基本的理解を問うことに意義があり、それで必要十分と考えている。CBT 化により文章の加除修正が容易となり、答案作成上の負担が減ることが予想される。その分、論点をマニアックなものにしたり、数を詰め込んだりすることは、選択科目の存在意義に反すると考える。
- ・CBT 化についてはテクニカルな問題ですが、学内試験、レポートや入試なども CBT 化していくなど対策が急務と考えています。在学中受験については、希望者について選択科目の履修を前倒しするなどの対策は必要ですが、それはご大きな影響はないと考えています。
- ・いわゆる既習者となる法学部生が、もっと条文と判決書(要旨ではない)に基づいた教育を受けた上で、法科大学院に入学することが期待される。
- ・在学中受験が可能になったことで、司法試験選択科目として知財法を選択しない学生が 3 L 時に知財法関連科目を受講する例が増えた。知財法の知識・理解のある法曹が増えること自体は喜ばしいが、授業の焦点を合わせにくくなっている。
- ・在学中受験の増加により、より短期間で全範囲を履修できる授業が望まれていると感じます。CBT 化により、選択科目では答案用紙に記載できる文字数が不足する可能性があるた

め、上限の文字数を意識して答案を作成する必要があると考えます。

- ・学部生の予備試験・司法試験受験が活発化するに伴い、学部で求められる教育内容が、一般学生向けの入門的なものから、受験生向けの専門的なものまで、多様化していると感じる。
- ・在学中受験の影響は大きい。掘り下げた勉強および知的財産法のなかで試験範囲外になっている部分の学修に取り組む学生が激減した。悪影響だと考えている。
- ・CBT の環境を整えることが大変ではあるが、科目自体の教え方については、従来と変わるものでないと認識している。
- ・在学中受験の場合、選択科目については、十分に手が回っていない学生が増えているように思われる。

(8) 労働法

- ・法科大学院でも、少なくとも基本科目については定期試験を PC を用いて行う必要があると考える。
- ・CBT 化は当然の流れ。在学中受験は法科大学院での授業をやりにくくする。
- ・パソコンの習熟度合いで結果に大きな差が生じることはできるだけ避けるようにしたほうがいいように思います。
- ・在学中受験後の、3 年次後半の教育内容が課題と考える。
- ・労働法に関しては、例年の問題は論じるべき点が多く、字数が固定されている CBT 方式では、1 問（90 分相当）の解答を答案 4 枚分（30 字 × 92 行）に収めるのが大変になりそうである。必修科目（120 分）の答案 8 枚分に比べて答案用紙が短すぎる、あるいは必修科目と同様に 2 時間で 1 問にしてはどうか等、検討を要するのではないか。
- ・CBT 化の進展に伴い、学生が答案構成に十分な時間を割きにくくなり、思考過程を丁寧に整理しながら論述する力がやや發揮されにくくなっている印象がある。従来型の筆記と異なり、画面上での作業は推論の組み立てを可視化しにくいため、教育面では、論理構成の段階的把握を意識的に訓練する必要性が高まっていると考える。また、在学中受験が常態化することで、同一授業内に司法試験合格者と見合格者が混在する状況が生じる。前者への過度な期待や「迷信」がかえって学習環境に影響を及ぼしたり、後者に対する心理的配慮が求められたりするなど、教育運営上の新たな課題が生じ得る。これらの点を踏まえると、学習段階に応じたクラス編成や指導方法の工夫も検討課題となるであろう。

(9) 環境法

- ・環境法のように対象法が 11 法ある場合、画面上だけで六法を開いて作業することについては、複数の法律が関係する場合に一定のハンディがあるかもしれない。在学中受験もあることから、環境法においても入門を兼ねた環境法と、より専門性を高めかつ発表も行う環境法演習とで、環境法の授業について役割分担をした。全国的には受験者数が限定され、そのことがさらに受験者数の減少につながりうことから、いかに一般学生に興味をもってもらい（今日の社会課題との結びつき）、そこからさらに選択科目を選択してもらうか、ということが課題となっている（興味を持つ学生は増えたが選択者は増えない実情にある）。
- ・環境法では条文が重要であるところ、画面上の条文参照操作の便宜が重要であると考えられるので、受験生のために配慮いただきたい。また、在学中受験が原則化しつつある結果として、学習できる期間が必然的に短くなってしまっており、環境法においても、より基礎的な事項の出題が求められると考える。
- ・令和 8 年度の司法試験から CBT 化されることになっているが、令和 7 年 12 月段階でいまだにアプリに不具合があると聞くし、法務省も頻繁に Q&A を改定するばかりで、腰が定まっていると言わざるを得ない。CBT の実施体制が固まっているにもかかわらず、既定路線だからという理由で令和 8 年度の司法試験から CBT を導入するのは、受験生にとってあまりにも酷ではないかと思われる。
- ・CBT は受験者に対し事前に練習の機会が十分に与えられるべきところ、法科大学院の定期試験など教育課程との連携が取れていない。試験内容だけでなく試験方法も法科大学院の教育課程と接合すべき。
- ・受験準備の早期化で、選択科目にまでより手が回らなくなるのではないか。
- ・在学中受験か否かにかかわらず、受験者が実力を十分に發揮できるようなトレーニングの機会を用意することが、法科大学院側に求められているものと考える。
- ・CBT の練習のため、学内の試験もパソコン受験化する必要があると思われるが、本学の現状ではパソコン受験化に伴って発生しうる不正行為を未然に防止する仕組みがなく、対応が困難である。

(10)国際関係法（公法系）

- ・PC を使うことは法曹として必須であろうと思う。ただし、できないからといって法曹としての能力を完全否定することにはならないだろうから、CBT 以外の方法での受験も認めたほうが良いのではないか。
- ・司法制度改革論議のときにあったように、司法試験は、ごく基礎的な知識を問うものに真に限定し、「弁護士補」といった資格を与えた上で、法科大学院での更なる学修と実地研修の実績をもって、「弁護士」等の資格を与えるべきである。そうでないと、法科大学院

が、予備校的な機能しかもたなくなるのは必然である。

- ・在学中受験導入により、学生が選択科目の学習に割く時間が限られることから、選択科目のなかでも特に学習しにくいと思われている国際関係法（公法系）の受験者がますます減るのではないかと危惧しております。その意味で、今年度のような、基本的な問題・論点に絞った出題は非常に望ましいと思います。
- ・試験方式の変化に関して特に影響があるとは考えない。
- ・在学中受験が始まったことにより、一見して短期間での習得が難しそうにみえる国際公法を選択することへのインセンティブが低下することが懸念される。他方で国際問題への関心も高まっており、このような関心を実際の履修・選択へと結びつける教育方法の検討が課題である。
- ・CBT 化に関連しては、この科目に関して特段の変化や課題はない。在学中受験も定着し、科目の教育内容もほぼ確定ってきており、引き続きスタンダードな問題が出題されることを望みたい。
- ・在学中受験が始まったことにより、試験科目以外の科目に対する勉強意欲が落ちたように思う。特に国際人権法は試験範囲から外れているので、その傾向が強い。その意味で、今年度のように国際人権法を素材として、総論を問うのは良かったと思う。CBT 化は、対策が十分でない中で見切り発車することは良くないよう思う。
- ・在学中受験を想定して教育手法を工夫する必要がある一方、当該科目の本質に関わる学びを深める機会が失われないよう意識する必要もあると考える。また、CBT 方式への習熟度により受験者間に有利不利が生じないよう、適切な対処が必要と考える。
- ・受験時期や受験方法によって試験で問われるべき能力が大きく変わることはないものと思いますが、在学中受験を認める以上、インプットの範囲を広げるという形での難化は学生の負担が大きすぎる気もいたします。
- ・CBT 化や在学中受験の法科大学院教育全般に対する課題は色々とあると思いますが、国際関係法（公法系）との関係で特に問題となるものはなさそうに思っています。
- ・在学中受験が増えると試験範囲に該当する部分を優先的に教えざるを得なくなる。実務に対応できるような準備というよりどうしても試験に対応する学習計画が優先されざるを得ない。CBT 化によって何度も修正加筆が可能なので、受験生には便利なるし、読みづらい答案も減ることが期待できるが、メモや司法試験六法をどういう形で受験生に提示するのかを早く公表してほしい。論理的に推敲ができる仕組みがいると思われる。

(11)国際関係法(私法系)

- ・国際関係法（私法）に関しては、特に影響等はないと考えられる。
- ・タイピング速度というスキルも合否に影響することになると予測される

- ・在学中受験による教育の圧縮により、本来幅広い内容を対象とする国際関係法（私法系）につき、全ての内容を扱うことが困難になっているように思う。とりわけ国際取引法分野を扱うことは時間的に非常に難しい。司法試験の CBT 化に関しては、まだあまりイメージができていないこともあり、トラブルなく試験を実施できるのかになお不安を感じる。
- ・本学としては、国際関係法（私法系）を満遍なく教えることが本来のあるべき教育であり、国内外の他校と同様に今後もそれを追求する。司法試験も本来のあるべき教育の成果をバランスよく審査する機会であって欲しい。
- ・受験生の PC の習熟度の違いによって、解答の内容にどれほどの違いが出てくるのかを懸念している。
- ・CBT 対策のために機器を整備する必要があり、これができるない国立大学を中心とする大学と、財政的にゆとりのある私立大学とで格差が生じる虞を感じる。
- ・司法試験法文の搭載法律が何の説明もなく、加えられたり、外されたりするのは問題だと考える。除外されたり、重要な部分（例えば仲裁法の附則）が省略されるのは、司法試験法文のサイズの物理的制約が理由だと思われるが、CBT で法文を提供するようになれば、その制約を気にする必要がなくなるので、必要な法律はしっかりと搭載すべきだと考える。
- ・国際私法、国際取引法、国際民事手続法という性質の異なる 3 分野を実質 1 年（既修の場合）の授業内で修得させることはかなり難しいため、授業内容および方法について見直しを図っているところである。
- ・制度内容がはっきりしない状況では意見を表明しようがない、というのが正直なところ。

4. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

- ・司法試験の CBT 化について、12 月 6 日の法科大学院協会総会で先生方が述べられたことと同様の危惧を抱いております。
司法試験への信頼を損なうことがないよう、CBT 化の延期も含め、法務省には慎重な対応を望みます。
紙の六法の配布は継続するようにしていただき、問題文についても紙媒体での配布をするように改めていただきたいと存じます。
- ・①短答式試験について、問題の難易度を適切にコントロールできないのであれば、4 割を足切り点とすることをやめるべきである。平均点と連動させるか、足切り点を廃止することをご検討いただきたい。
そもそも、短答式試験が論文式試験に行くための足きりとして機能することを考えれば、合格点は、全科目合計で 8 割程度が妥当であり、そのように難易度設定を行えば、個別科目についての足切りなど不要になるはずである。
選択科目試験をなくすことをご検討いただきたい。

②在学中受験がはじまり、選択科目試験の要否についての再検討をする必要性がより大きくなっているように思います。

選択科目を学習する時間が絶対的に少ない。選択科目を勉強するために、基本科目についての学習時間が割かれることになっている。

- ・法科大学院制度を存続させるならば、予備試験を廃止すべきである。
- ・CBT化にあたってのトラブルが色々と予想されるので、不安に感じております。
- 着実に実力者が合格できるよう、オーソドックスな基礎的な知識と論理力を問うべきと考えます。
- ・法曹実務に生成AIの利用が浸透しつつあるため、司法試験においても、法科大学院教育においても、生成AIを利用することを前提に、どのような能力が実務法曹に求められるかを考え、それに合わせて試験や教育の在り方を変えていく必要がある。
- ・CBT化については様々なレベルで批判がなされているとおりであり、法務省による拙速な導入が、法科大学院の現場における混乱をもたらしている。

CBT化が適正な学力判定の妨げとならないよう留意されたい。

- ・①CBTの実施方針がCBTセンターに変更されるなど試験の実施の1年を切る時期になってもまだ具体的なイメージが示されていない。教育機関は翌年のカリキュラムを設定しそのための予算を前年度から準備をして機器を購入したり、設備の整備が必要となる。法務省の度重なる方針の変更には、どの法科大学院であっても対応することは困難である。CBTの実施自体を少なくとも1年は延期すべきであると考える。

②短答試験に不合格だった場合には論文の採点がされない（受験しても成績が出されない）のは不合理であるので、旧司法試験のように短答試験に合格した者が論文試験に進めるスケジュールにしてはどうか。

試験のCBT化自体は受験生の答案作成上の負担軽減という点で妥当だが、試験問題は紙媒体で配布した方が問題分析の上で望ましいと思う。

③学習期間の短縮に伴い、あくまで基礎的理解をしっかりと確認する試験としていただきたい。

- ・司法試験がCBT化される予定であるが、問題文を紙媒体で配布すべきであると考える。モニターに映すだけでは前頁の記載内容のチェック等に支障を来たすが、モニターで問題文を見る力が法曹としての能力を判断する際に必要とは思われない。また、法科大学院教育においてもCBT化には何らかの対応をせざるをえないが、23インチ以上のモニターを備えたデスクトップパソコンを全員分用意することは困難である大学も存在する。用意可能な財政的余裕のある大学にアドバンテージを与える施策には疑問がある。
- ・①当該法（科目）に関する基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を試す問題となっているか、絶えず検証していくことを切望する。（刑訴）
- ②CBTで短答式の刑法などを解くのは大変であると思われる。デジタル化は単に手段をデジタルにすれば良いだけではなく、手段の変化に伴い、コンテンツも変化しなければな

らない。この意味で CBT 時代になじむ出題形式が検討されるべきであろう。

- ・法科大学院の教育の特徴としては様々なものが挙げられますが、多数の判例を読み込まれその射程を論じさせる、という点については争いがないのではないかと思われます。しかし、現状の司法試験は、判例を読み込んだ法科大学院での学習（学修）経験を十分に生かしうる出題形式になっていないようにも思われます。具体的には、既存の判例を前提としつつ、その射程を限定したり、あるいは拡張したりすることで、法律上の主張を組み立てるという法律家の最も基礎的な能力を正面から問う、という出題形式がみられません（既存の判例の事案との相違点を当てはめ等において十分に意識させることは暗に求められていることは明らかですが、それでは十分ではないと考えます）。刑法では「反対説」への言及が求められていますが、そこで想定されているのは、基本的には「学説」のようであり、一見して説得力の乏しい学説への言及が求められるかのような印象すら覚えるところです。判例の射程をめぐる議論は、調査官解説はもとより、判例百選等でも十分に言及があるものであり、その出題を回避する理由はないように思います。必ずしも全ての法科大学院でそれに対応しうる教育がなされているわけではない、というのであれば、是正すべきはそうした法科大学院の教育スタイルでしょう。検討の対象とすべき判例を試験問題において「資料」として提示するなどすれば、難易度の調整は十分に可能です。是非とも積極的にご検討頂きたいと思います。
 - ・おそらく殆どの法科大学院の殆どの科目で（さらには少なくない学士課程ですら）成績評価基準の（学内）公開が標準化する時勢の中、司法試験だけがそれを（現在のように出題趣旨や採点実感の中でそれを示唆するというのではなく、評価基準そのものという形では）出していない現状は、今後はたしてどこまで貫徹可能か、考えるべき時期に至っているのではないか。
 - ・個々の教員から複数の意見等が示されたので、以下に記載する（本学法科大学院としての意見ではなく、教員個人の意見であることを申し添える）。
- ①予備試験が想定していた、経済弱者が LS を経由せずに司法試験を受験するルートを残す、という理念から実態が大きく乖離し、存在意義も正当性も失っている。他方で、LS の多くは授業料免除などの奨学金制度が豊富に用意されている。しかし、予備試験に対抗するために在学中受験が始まると、そのために必要な単位を揃えるためのカリキュラムになり、LS 導入時に期待された理論と実務の架橋という教育が手薄になってしまっている。合理的に考えるなら、LS 導入当初の理念に立ち返り、予備試験の廃止を真剣に検討すべきである。
- ②法律解釈の基本から事実を踏まえて自らの頭で考えさせる問題が望ましい。
- ・現在の論文式試験は事例問題が中心の出題となっているが、事例問題では問うことが難しい性質の論点もあり、こうした論点について理解を深めることも法科大学院教育において重要であるため、事例問題以外の出題形式を拡充することも検討してよいように思われる。

- ・(経済法) 経済法の知識を持った法曹が養成されることで、弁護側の独禁法に関する適切な主張・立証が行われるようになり、また、経済法を一通り学んだ裁判官が審理を行うことにより、法体系を理解した適切な判示(判決文)が増えてきている。この点は現在の司法試験制度の大きな成果の一つであり、他の選択科目の法領域でも同様のことが当てはまるのではないかと考えられる。この成果を維持すべく、経済法をはじめとした選択科目がこれまで通り維持されていくことが強く望まれる。
- ・①C B T方式による司法試験実施の運用方法について、試験実施の7か月前を切った現時点(令和7年11月下旬)において正確に定まっていないことは、受験生らが準備をする時間を考えると、問題であると考える。また、テストセンターを会場とする点については、テストセンターごとにパソコンの性能や机の広さなどが異なる可能性があり、受験生間の公正性が担保できるのか、疑問がある。
②時代の要請に応じてIT化を推し進めることはやむを得ない面もあるが、司法の本来の役割を果たす人材の選抜たる合否の決定が、IT技術の巧拙に過度に依存する事態は望ましくあるまい。司法試験の実施形態と合格者の法曹としての資質の相関について、旧形態との比較において、司法研修所や任官・任検後におけるトレースが可能なしくみを工夫すべきと考える。
- ・(一部教員意見) C B T化、在学中受験、予備試験と法科大学院教育を取り巻く環境が歪になってきた。
- ・民訴法の出題に関しては、従来、実務では全く問題とならないが、学術的な理論的関心から、やや机上ともいえる教室設例が出題がされることがなかったとはいえない。今後、このような理論問題の出題よりは、実際に裁判実務で問題となる事項について、受験生に深く考えさせることのできる問題の出題が可能であれば、その方が実務家登用試験としての司法試験の趣旨により合致することになるのではないかと考えられる。
- ・①在学中受験の影響で、最終学年の春セメスターの民事訴訟法演習の期末試験が司法試験後になり、せっかく学んだ内容をしっかりと修得する余裕がなくなっている。せめて司法試験の時期を9月くらいにできないものかと思う。
②CBT化には賛成するが、実施までの準備期間が短いのではないか。
③以前、在学中受験制度の導入に伴って、司法試験では選択科目を出題しないという提案がされたことがあった。選択科目についてはロースクールで勉強すればよいものとして、司法試験本試験では出題しない(予備試験では出題する)ということにしてはどうか。